

可児市地域防災計画

令和 4 年 3 月改訂

可児市防災会議

— 目 次 —

総則

〔第 1 章 計画の概要〕

第 1 節	計画の目的	総—1
第 2 節	計画の性質	総—1
第 3 節	対象とする災害	総—1
第 4 節	実施責任	総—2

〔第 2 章 計画の基本的な考え方〕

第 1 節	可児市の現状と課題	総—3
第 2 節	計画の基本方針	総—4
第 3 節	計画の構成	総—5

風水害対策編

〔第1章 基本事項〕

第1節	風水害による被害状況	風-1
第2節	風水害の被害想定	風-2

〔第2章 事前対策〕

第1節	防災思想・防災知識の普及	風-3
第2節	自主防災活動の推進	風-4
第3節	災害対策物資の備蓄	風-5
第4節	避難対策	風-7
第5節	避難行動要支援者対策	風-9
第6節	学校等予防対策	風-11
第7節	水害予防対策	風-12
第8節	治山・治水対策	風-13
第9節	ボランティア活動の支援	風-14
第10節	通信手段の確保	風-15
第11節	災害情報の収集・伝達対策	風-16

〔第3章 災害応急・復旧対策〕

1. 準備・警戒～緊急初動期（発災前および発災から数時間後まで）

第1節	災害対策活動体制	風-17
第2節	水防活動	風-19
第3節	避難対策	風-21
第4節	避難行動要支援者対策	風-23
第5節	通信手段の確保	風-25
第6節	災害情報等の収集・伝達・広報	風-26
第7節	救助活動	風-27
第8節	医療救護活動	風-28
第9節	学校等応急対策	風-29
第10節	交通・輸送対策	風-30

2. 災害応急期（発災から3日後まで）

第11節	水・食料・物資供給活動	風-31
第12節	ライフライン施設応急対策	風-32
第13節	防疫・食品衛生活動	風-33
第14節	ごみ・し尿処理活動	風-34
第15節	行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬	風-35
第16節	広域受援体制	風-36
第17節	広域支援体制	風-38

第18節	ボランティア活動の推進	風—39
第19節	災害救助の手続き等	風—40
3. 復旧・復興期（発災から4日目以降）		
第20節	住宅応急対策	風—41
第21節	公共施設災害復旧事業	風—42
第22節	被災者生活の再建支援	風—43
第23節	災害義援金品の募集・配分	風—44
第24節	被災産業の復興	風—45

地震対策編

〔第1章 基本事項〕

第1節	地震災害による被害状況	地－1
第2節	地震災害の被害想定	地－1

〔第2章 事前対策〕

第1節	防災思想・防災知識の普及	地－4
第2節	自主防災活動の推進	地－5
第3節	災害対策物資の備蓄	地－6
第4節	家屋等の耐震対策	地－8
第5節	まちの不燃化・耐震化	地－9
第6節	避難対策	地－10
第7節	避難行動要支援者対策	地－12
第8節	学校等予防対策	地－14
第9節	火災予防対策	地－15
第10節	緊急輸送網の整備	地－16
第11節	ライフライン施設対策	地－17
第12節	ボランティア活動の支援	地－18
第13節	通信手段の確保	地－19
第14節	災害情報の収集・伝達対策	地－20
第15節	業務継続計画の整備	地－21

〔第3章 災害応急・復旧対策〕

1. 準備・警戒～緊急初動期（発災直後から数時間後まで）

第1節	災害対策活動体制	地－22
第2節	避難対策	地－25
第3節	避難行動要支援者対策	地－27
第4節	通信手段の確保	地－29
第5節	災害情報等の収集・伝達・広報	地－30
第6節	救助活動	地－30
第7節	医療救護活動	地－32
第8節	学校等応急対策	地－33
第9節	交通・輸送対策	地－34

2. 災害応急期（発災から3日後まで）

第10節	水・食料・物資供給活動	地－35
第11節	ライフライン施設応急対策	地－36
第12節	防疫・食品衛生活動	地－37
第13節	ごみ・し尿処理活動	地－38

第14節	行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬	地—39
第15節	広域受援体制	地—40
第16節	広域支援体制	地—42
第17節	ボランティア活動の推進	地—43
第18節	災害救助の手続き等	地—44
3. 復旧・復興期（発災から4日目以降）		
第19節	住宅応急対策	地—45
第20節	公共施設災害復旧事業	地—46
第21節	被災者生活の再建支援	地—47
第22節	災害義援金品の募集・配分	地—48
第23節	被災産業の復興	地—49

原子力災害・事故災害対策編

〔第1章 基本事項〕

第1節	原子力災害の被害想定	原-1
第2節	事故災害の被害想定	原-2

〔第2章 事前対策〕

第1節	原子力（放射能）に関する知識の普及啓発	原-3
第2節	避難（屋内退避）対策	原-4
第3節	通信手段の確保	原-5
第4節	災害情報の収集・伝達対策	原-6
第5節	環境放射線モニタリングの実施	原-7

〔第3章 応急対策〕

1. 準備・警戒～緊急初動期		
第1節	災害対策活動体制	原-8
第2節	通信手段の確保	原-10
第3節	災害情報等の収集・伝達・広報	原-11
第4節	緊急時モニタリングの実施	原-12
第5節	避難指示	原-13
2. 災害応急期		
第6節	避難（屋内退避）対策	原-14
第7節	緊急時モニタリングの継続と公表	原-15
第8節	医療救護活動	原-16

〔第4章 中長期対策〕

第1節	緊急時モニタリングの継続と公表	原-17
第2節	風評被害等の影響の軽減	原-18
第3節	心身の健康相談体制の整備	原-19

〔第5章 事故災害対策〕

第1節	災害対策活動体制	原-20
第2節	通信手段の確保	原-21
第3節	災害情報等の収集・伝達・広報	原-22
第4節	救助活動	原-24
第5節	医療救護活動	原-25
第6節	避難対策	原-26
第7節	交通・輸送対策	原-27

資料編

〔防災関係組織〕

○防災関係機関連絡先一覧	資－1
○自主防災組織一覧	資－3

〔災害対策活動体制〕

○災害対策本部の組織編成	資－6
○災害の状況による職員体制（風水害、その他災害時）	資－7
○災害の状況による職員体制（地震時）	資－8
○災害発生前から発災時・発災後における各課の分担任務	資－9

〔各種協定〕

○応援協定一覧	資－16
---------	------

〔資機材〕

○水防センター資機材一覧	資－19
○給水用資機材の保有状況	資－19
○非常持出品リスト（第1次持出品）	資－21
○避難生活のための備蓄品リスト（第2次持出品）	資－22

〔避難〕

○指定緊急避難場所・指定避難所の一覧	資－23
--------------------	------

〔通信・輸送〕

○防災行政無線設備一覧	資－26
○防災相互通信用無線局一覧	資－30
○防災ヘリコプター緊急離着陸場	資－31
○災害時優先電話設置場所一覧	資－32
○特設公衆電話設置場所一覧	資－33
○物資及び人員の拠点施設一覧	資－34
○緊急輸送道路一覧	資－34
○事故災害時の情報伝達系統	資－35

〔消防・水防〕

○可児市消防団組織図	資－38
○自衛消防隊一覧	資－38
○危険物施設等の状況	資－39
○危険物大規模貯蔵施設	資－39
○防災ため池一覧	資－39
○重要樋管一覧	資－39
○雨量計・水位計・危機管理型水位計・監視カメラ設置場所一覧	資－40

〔災害危険箇所〕

○山腹崩壊危険地区一覧	資－42
○崩壊土砂流出危険地区一覧	資－43
○地すべり危険地区一覧	資－43
○急傾斜地崩壊危険区域一覧	資－44
○土砂災害警戒区域一覧	資－45
○地震後に臨時点検報告する農業用ため池一覧	資－51
○重要水防箇所一覧	資－55

〔条例等〕

○可児市災害対策本部条例	資－56
○災害救助法の適用基準等	資－57
○災害弔慰金の支給等に関する条例	資－59
○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	資－63
○可児市災害見舞金等支給要綱	資－67
○可児市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱	資－68
○可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱	資－71
○可児市木造住宅耐震診断事業実施要綱	資－74
○可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱	資－76
○可児市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱	資－85
○住宅の確保・修繕等の種別	資－88
○避難行動要支援者名簿の作成等	資－89
○可児市災害支援対策本部設置要綱	資－91

〔可児市地域防災計画に係る個別計画等〕

○可児市地域防災計画に係る個別計画・マニュアル	資－93
○地区防災計画	資－95

総 則

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて策定するもので、市、市民及び関係機関が協力、連携して災害に対する予防、応急対策、復旧を行うことにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2節 計画の性質

この計画は、国の防災基本計画、岐阜県地域防災計画および指定地方公共機関等が作成する防災業務計画との整合を図るものとし、この計画に定めのない事項は、県計画に準ずるものとする。

また、この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。したがって、各機関は、毎年関係のある事項について市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第3節 対象とする災害

この計画では、本市における地勢、気象等の自然的条件と人口動向、都市化の状況等の社会的条件に加えて、過去の災害発生状況を踏まえ、次の災害を対象とする。

- ① 風水害（暴風、豪雨、洪水等）
- ② 地震災害
- ③ 原子力災害・事故災害（航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災等）

なお、本市において被害が想定されない深層崩壊、津波等の災害は対象外とする。

第4節 実施責任

この計画の実施に当たっては、本市を中心として、市民や関係機関をはじめとする以下の各主体がそれぞれの立場において責任を有し、連携・協力するものとする。

市	市、市教育委員会、市議会
県	県
市民	市民、自治会、自主防災組織、自衛消防隊等
消防機関	可茂消防事務組合南消防署、可児市消防団
指定地方行政機関	岐阜地方気象台、中部地方整備局、東海農政局
自衛隊	陸上自衛隊第35普通科連隊
警察	可児警察署
指定公共機関	西日本電信電話株式会社岐阜支店 株式会社N T T ドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社 日本赤十字社岐阜県支部可児市地区 中部電力パワーグリッド株式会社加茂営業所 関西電力株式会社今渡発電所 東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社 日本郵便株式会社可児支店、東邦ガス株式会社
指定地方公共機関	名古屋鉄道株式会社、東濃鉄道株式会社 一般社団法人岐阜県エルピーガス協会可茂支部、 一般社団法人可児医師会、一般社団法人可児歯科医師会、 一般社団法人岐阜県薬剤師会加茂支部、 可児土地改良区
公共的団体	可児川防災等ため池組合、可児市社会福祉協議会、 可茂公設地方卸売市場組合、めぐみの農業協同組合 可児商工会議所、可児市観光協会 可児市建設業協同組合、株式会社ケーブルテレビ可児 F M ラインウェーブ株式会社
防災上重要な施設の管理者	病院など医療施設の管理者、社会福祉施設管理者 学校など経営者、金融機関、高圧ガスなど取扱機関 ガソリンなど危険物取扱機関、火薬取扱機関 ゴルフ場経営者、その他防災上重要な施設の管理者

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 可児市の現状と課題

○自然・地勢的特性

本市は、可児盆地を市域としており、平成17年に兼山町と合併したことによって、兼山地区（旧兼山町）は御嵩町を挟んだ飛地となっている。

北部には木曽川が流れ、対岸の太田盆地まで概ね平坦な地形が続いており、北西部にそびえる鳩吹山のふもとで可児川が木曽川と合流している。

東部は浅間山をはじめ広く丘陵地となっており、多くのゴルフ場を有しているほか、一団で開発された住宅団地が点在している。

南部には住宅団地や工業団地が広がっているほか、西部の丘陵地では西可児駅を中心として住宅団地の開発が進み、最も人口が多い地区となっている。

【課題】

本市においては、急峻な地形は少ないものの、近年頻発している局地的な豪雨等による河川の氾濫や土砂災害等への対策を講じる必要がある。

○人口特性

令和2年国勢調査では、人口99,968人、世帯数39,996世帯、高齢化率約28.4%となっており、人口は平成22年をピークに減少傾向が続いていたがその後は増加に転じている。しかし令和42年における人口は8万人程度まで減少すると予測されている。

年齢別の人口割合は、15歳未満人口及び15歳～64歳人口の割合が減少しており、65歳以上の高齢者の人口割合が増加している。

また、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯といった高齢者のみの世帯数が継続して増加している。

【課題】

高齢化の進行により避難行動要支援者の増加が見込まれる一方で、乳幼児や妊婦等も含めた対象者の把握や避難支援に向けた取り組みが必要である。

また、特に集合住宅が多い地域ではコミュニティの希薄化が懸念されるため、地域の助け合いによる防災力の向上が必要である。

第2節 計画の基本方針

本市では、7.15集中豪雨災害を決して忘れず、二度と災害による犠牲者を出さないとの思いを込めて、「**みんなで守る みんなの命～自助・共助・公助で災害に強いまち～**」をテーマに各種の取り組みを進める。

また、災害が発生した場合、その規模が大きければ大きいほど行政による対応（公助）には限界がある。そのため、市民一人一人が自分の命は自分で守る（自助）を前提とし、次に、個人では対応できない部分を地域の中で助け合う（共助）ための取り組みを行うことが必要不可欠である。さらに、自然災害の発生そのものを防ぐことはできないため、災害は必ず起こるという認識のもと、災害発生時の被害をいかに少なくするかという減災の視点を取り入れ、災害が発生してからの対策だけでなく、平時からの備えを進めることが重要である。

以上から、本計画では次の基本方針に沿って個別の取り組みを進めるものとする。

- ① 災害に強い人と地域をつくる
- ② 災害に強い都市基盤を整備する
- ③ 災害に強い体制を構築する

第3節 計画の構成

本計画は、各主体が取り組むべきことを災害種別ごとにわかりやすく示すため、「風水害対策編」、「地震対策編」、「原子力災害・事故災害対策編」で構成する。

各編では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

【各編の構成】

■風水害対策編・地震対策編

第1章 基本事項

- 災害の履歴と、計画の前提条件となる今後発生が想定される災害を示す。

第2章 事前対策

- 災害による被害を未然に防止・軽減し、応急対策を効率的に実施するために、減災・防災に向けた平常時における対策を示す。

第3章 災害応急・復旧対策

- 災害発生直後に、迅速かつ的確な対応により、被害を最小限に抑えるための応急対策と、一刻も早く住民生活、経済活動が平常に戻るための復旧・復興対策を示す。

■原子力災害・事故災害対策編

第1章 基本事項

- 計画の前提条件となる今後発生が想定される原子力災害及び事故災害を示す。

第2章 事前対策

- 原子力災害の発生に対する事前対策を示す。

第3章 応急対策

- 原子力災害発生時の緊急応急対策を示す。

第4章 中長期対策

- 原子力災害は、発生後に長期的な対策が必要となる。そのための対策を示す。

第5章 事故災害対策

- 大規模な火災や航空機の墜落、列車の衝突等が発生した場合の対策を示す。

また、各編の第2章以降では、各節で自助・共助・公助の主体ごとに実施する活動内容を示すとともに、関連する個別計画やマニュアル等を記載する。

【各節の見方】

風水害対策編 第2章 事前対策

第2節 自主防災活動の推進

大規模な風水害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延等が予想されるため、地域住民が団結し、組織的に活動することが重要である。そこで、地域の実情に合わせた自主防災活動を推進する。

	実施主体	活動内容（▶ 個別計画・マニュアルなど）
自助	市民	地域の自主防災活動に積極的に参加する。
共助	自治会・ 自主防災組織	- 地域住民は市の「自主防災組織活動指針」等を参考に、地域の実状に即した自主防災組織（自衛消防隊、消防支援隊等を含む）を組織し、市との連携を強化する。 - 防災マニュアルの作成や危険箇所、避難行動要支援者等の把握を図る。 - わが家のハザードマップの作成・更新に努める。 - 防災に関する知識や経験、技能等を有する人材の把握と活用に努める。 ▶ 自主防災組織活動指針、地区別災害時行動マニュアル、わが家のハザードマップ
公助	市	- 自主防災組織助成制度の実施、自主防災資機材の整備、研修の実施等により、自主防災組織の整備・充実を支援する。 - わが家のハザードマップづくりを支援する。

資料編

自主防災組織一覧（資-3）、可見市地域防災力向上事業補助金交付要綱（資-67）

番号	記載事項
1	節の概要を示す。
2	自助・共助・公助の実施主体ごとの活動内容を示す。
3	実施主体ごとの活動内容に関する個別計画・マニュアル等を示す。
4	関連する資料を示す。

風水害対策編

第1章 基本事項

第1節 風水害による被害状況

本市において、これまでに発生した主な風水害の被害状況は以下のとおりである。
特に平成22年の7.15集中豪雨災害では、可児川氾濫により死者1名、行方不明者2名の人的被害のほか、市内各地で道路の冠水、家屋の浸水、土砂崩れ等が発生した。

◆風水害発生状況

年 月 日	種 別	被 害 状 況
昭和34. 9. 26	台 風 (伊勢湾台風)	死者3人 負傷者59人 家屋全壊322戸 半壊514戸 浸水47戸
36. 6. 24 ~29	大 雨	降雨量 24日~26日まで234mm 27日139.5mm 農地の冠水798ha 路面流出・路側の決壊98箇所 橋りょう流出3箇所
36. 9. 15 ~16	台 風 (第2室戸台風)	家屋全壊9戸 半壊41戸
45. 6. 16 ~18	大 雨	降雨量259mm 家屋半壊1戸 床下浸水28戸 農地の流出・埋没3.5ha 農地の冠水800ha
50. 6. 10	大 雨	死者2人 床下浸水145戸 農地の冠水・埋没0.7ha
58. 9. 28	大 雨	床上浸水12戸 床下浸水8戸 非住家の浸水15戸 農地の冠水29ha
平成4. 8. 11	大 雨	床上浸水1戸 床下浸水42戸 一部破損2戸 護岸決壊23箇所 道路崩壊1箇所 農地冠水6箇所
5. 9. 9	台 風 (14号)	床下浸水2戸 落橋1箇所 交通不能箇所2箇所 護岸決壊4箇所
10. 9. 22	台 風 (7号)	家屋半壊4戸 一部破損79戸 非住家の被害32戸 交通不能箇所94箇所 山腹崩壊0.04ha 農作物被害(水稻80ha 野菜31.8ha 果樹0.8ha)
11. 9. 15 ~16	台 風 (16号)	死者1人 床下浸水(住宅)23戸 (住宅以外)29戸 農地の冠水0.45ha 農地の土砂流出0.05ha 路側決壊11箇所 道路崩壊6箇所 護岸崩壊5箇所
22. 7. 15 ~16	大 雨	降雨量7時間で270mm 時間雨量91.5mm 死者1人 行方不明2人 負傷者1人 床上浸水(住宅)34棟 (住宅以外)157棟 床下浸水(住宅)151棟 (住宅以外)12棟
23. 9. 20 ~21	台 風 (15号)	負傷者1人 床上浸水(住宅)7棟 (住宅以外)34棟 床下浸水(住宅)53棟 (住宅以外)25棟
29. 7. 14	大 雨	床下浸水(住宅)4棟 (住宅以外)1棟 路側決壊9箇所
29. 8. 18 ~19	大 雨	記録的短時間大雨情報1回 床下浸水(住宅)7棟 (住宅以外)6棟 交通不能箇所4箇所
30. 8. 31	台 風 (21号)	住家一部損壊27棟 非住家一部損壊5棟

第2節 風水害の被害想定

本市の自然・地勢的な特性から、伊勢湾台風のような強風及び大雨による被害や、7.15 集中豪雨災害のような局地的な豪雨による河川の氾濫や土砂災害等が今後も発生するおそれがあることを念頭に置いて計画を策定する必要がある。

そこで、本計画では、風水害による甚大な被害の発生を想定し、事前対策、災害応急・復旧対策について定める

第2章 事前対策

第1節 防災思想・防災知識の普及

風水害発生時の被害を軽減するとともに、迅速かつ的確な応急対応を行えるようにするため、防災に関する知識や技術の普及を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 風水害に応じた予防対策、応急対策や危険箇所の把握等の防災知識の習得に努める。 - 子どもを持つ家庭においては、風水害時に子ども自身で自らの安全を確保するための行動ができるように防災教育に努める。 - 市及び自主防災組織等が実施する水防訓練に積極的に参加する。 ➤ わが家のハザードマップ、可児市洪水土砂災害ハザードマップ
	自治会・自主防災組織	広報活動や市の水防訓練への参加、自主的な訓練の実施等を通じて、地域住民に対する防災知識の普及啓発を行う。 ➤ わが家のハザードマップ、可児市洪水土砂災害ハザードマップ
共助	可児市国際交流協会	当協会が実施する事業等を通じて、外国籍市民に対して風水害の基礎知識、風水害時の情報収集手段、避難手順等の普及啓発を行う。
	岐阜県身体障害者福祉協会可児支部	当支部が実施する事業等を通じて、会員に対して風水害への備え、風水害時の情報収集手段、避難手順等の普及啓発を行う。
	可児市健友連合会	当会が実施する事業等を通じて、会員に対して風水害への備え、風水害時の情報収集手段、避難手順等の普及啓発を行う。
公助	市	県、防災関係機関と相互に連携し、住民に対する防災知識の普及啓発を図る。 - 災害時の具体的な行動マニュアルを作成し、住民に周知する。 - 防災関係機関・地域住民等（地域内企業を含む）と協力して水防訓練を実施するとともに、各自治会等が行う自主的な訓練を支援する。 - 外国籍市民に対して防災広報等を実施し、防災意識の向上を図る。 ➤ 可児市防災ガイドブック（外国語版）、災害時行動マニュアル、可児市多文化共生推進計画

資料編

—

第2節 自主防災活動の推進

大規模な風水害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延等が予想されるため、地域住民が団結し、組織的に活動することが重要である。そこで、地域の実情に合わせた自主防災活動を推進する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	地域の自主防災活動に積極的に参加する。
共助	自治会・ 自主防災組織	- 地域住民は「自主防災組織活動指針」等を参考に、地域の実状に即した自主防災組織等を組織し、市との連携を強化する。 - 防災マニュアルの作成や危険箇所、避難行動要支援者等の把握を図る。 - わが家のハザードマップの作成・更新に努める。 - 防災に関する知識や経験、技能等を有する人材の把握と活用にあつめる。 ➤ 自主防災組織活動指針、地区別災害時行動マニュアル、わが家のハザードマップ
公助	市	- 自主防災組織助成制度の実施、自主防災資機材の整備、研修の実施等により、自主防災組織の整備・充実を支援する。 - わが家のハザードマップづくりを支援する。

資料編

自主防災組織一覧（資－3）、可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱（資－71）

第3節 災害対策物資の備蓄

大規模な風水害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄ならびに調達体制を整備する。発災初期については、個人や自治会等の備蓄を中心に対応するものとし、市はその啓発に努める。

実施主体		活動内容（ ＞ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 災害が発生した場合の食料や水、緊急物資の確保に努める。 - 各家庭で1週間程度の最低生活を確保できる食料や飲料水、緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮） ①のうち、非常持出品の準備（2～3日程度の食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）） - 携帯トイレや生活用水の備蓄
共助	自治会・ 自主防災組織	緊急避難場所となる集会施設等に食料や水、防災資機材等を備蓄し、管理する。 ＞ 地区別防災備蓄計画
公助	市	- 災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講じる。 - 食料、生活必需品及び救急医療品の備蓄計画の策定 - 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結 - 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結 - 緊急物資の集積場所の選定 - 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導 - 炊き出し要請先リストの作成（学校給食施設、炊飯業者・外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等）と、必要に応じた炊き出しに関する協定の締結 - 災害が発生した場合の飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じる。 - 岐阜県水道災害相互応援協定等に基づく他の水道業者からの応急給水等を含む応急給水計画による作業の習熟と必要に応じた計画の更新 - 応急給水用資機材等の整備充実（給水タンク、応急給水袋、給水栓、給水車） - 復旧資材の備蓄 - 住民、事業所等に対する応急給水についての指導 - 情報通信機器及び防災・救助活動用資機材の備蓄を推進する。 - 物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄品の在庫確認、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう準備に努める

		➤ 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画（年次整備計画）、 可児市水道施設災害対策マニュアル
--	--	--

資料編
応援協定一覧（資－16）、給水用資機材の保有状況（資－19）、 非常持出品リスト（第1次持出品）（資－21） 避難生活のための備蓄品リスト（第2次持出品）（資－22） 可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱（資－71）防災備蓄倉庫内容一覧（資－96）

第4節 避難対策

災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときに住民が速やかに安全な場所に避難できるよう、避難誘導體制を整備するとともに避難所を確保する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 緊急避難場所、避難所等の位置や避難経路を確認しておく。 - ペット同伴で避難する場合は、日ごろからきちんとしつけをしておく。 ➤ わが家のハザードマップ
	自治会・ 自主防災組織	- 市の指定避難所に避難する前に一時的に集合し、危険回避あるいは応急的な生活をする場所として、集会所等を「緊急避難場所」として指定しておく。また、指定した場合には、地区住民に周知する。 - 地域内の事業所等と平常時から連携を深める等、災害時に緊急避難場所として活用できる場所の発掘・確保に努める。 - 緊急避難場所となる集会施設や公園等の把握及び適切な管理を行う。 - 訓練等の実施により、災害時における地域住民の避難誘導及び安否確認の適切な実施ができるようにしておく。
公助	市	- 自治会等が緊急避難場所を確保できるよう必要な支援を行う。 - 施設及び周辺的安全性を考慮して次のとおり避難所を指定し、住民に周知徹底する。また、避難所における非常用電源や通信手段等の確保、非構造部材の耐震化等の機能強化を図る。 - 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 ① 指定緊急避難場所 ② 指定避難所 ・ 指定一般避難所（第1次、第2次、第3次） ・ 指定福祉避難所（第1次、第2次） ③ 広域避難場所 ※上記①～③の各種別ごとの説明や、指定された施設等については、「指定緊急避難場所・指定避難所の一覧（資料編 資23～25）」を参照。

公助	市	・大規模災害により大量の避難住民が発生した場合に備え、避難所の運営体制を確立するため、自主防災組織、施設管理者等と協議し、「可児市避難所運営マニュアル指針」を策定する。 - また要配慮者を受入れ対象としている指定福祉避難所の運営方法や、職員及びスタッフ等の対応方法について、「可児市福祉避難所開設・運用マニュアル」を策定し、周知を図る。 ・難所運営マニュアル指針に基づき、避難所運営訓練（HUG）を実施する。 ・ペット同伴で避難する場合の対応マニュアルを整備する。 ➤ 可児市避難所運営マニュアル指針、同指針新型コロナウイルス感染症対策編、可児市災害時ペット救護マニュアル、可児市福祉避難所開設・運用マニュアル
----	---	---

資料編
指定緊急避難場所・指定避難所の一覧（資-23）

第5節 避難行動要支援者対策

各種警報や情報の入手が困難で、避難等に配慮が必要な乳幼児、妊産婦、高齢者、要介護者、障がい者、外国籍市民等の要配慮者を把握して防災知識の普及・啓発を図る。また、要配慮者のうち、特に支援を必要とする避難行動要支援者については名簿を作成する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	避難行動要支援者本人（要介護者、障がい者、妊産婦、難病患者等）	- 日常生活に必要な用具、非常時の連絡先等を記したものを携帯する。 - 災害時に自身の安否を近親者、自治会長、避難支援者等に連絡できるようにしておく。
	自治会・自主防災組織	- 地域内の避難行動要支援者の把握と情報の更新に努める。 - 避難行動要支援者の支援に向けた防災知識の普及、訓練の実施に努める。 - 避難行動要支援者名簿を所持している自治会・自主防災組織は、掲載者を平時から把握する。また、個別避難計画を利用し、掲載者個々の避難支援者を決めておく。 ➤ 地区別避難行動要支援者避難支援計画
共助	民生児童委員	避難行動要支援者名簿を所持している民生児童委員は、個別避難計画を利用し、掲載者を平時から把握する。
	可児市国際交流協会	災害時における多言語サポーター等の育成に努める。
	岐阜県身体障害者福祉協会可児支部	避難行動要支援者への防災知識の普及・啓発に努める。
	可児市健友連合会	避難行動要支援者への防災知識の普及・啓発に努める。
	施設管理者	- 職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、水防訓練、水防教育等を行うものとする。 - 市地域防災計画（下部マニュアル等を含む）に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時または土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

公助	市	- 避難行動要支援者の把握を行うとともに、避難行動要支援者の支援について、関係機関等との協力体制を維持向上させる。 - 地域における避難行動要支援者の支援に向けて、地域住民、避難行動要支援者を対象に防災知識の普及、啓発、水防訓練を行う。 - 避難所、避難路等の防災施設の整備を図るとともに、避難行動要支援者への防災情報の提供、関係施設との連携による災害時における社会福祉施設での要介護者等の受入れ等を図る。 - 福祉避難所を確保するとともに、専用スペースの確保、避難所のバリアフリー化等について配慮する。 - 避難行動要支援者に必要な物資を確保する - 災害対策基本法第49条の10から第49条の13に基づく避難行動要支援者名簿の作成等を行うとともに、自治会等で避難支援を受けられない避難行動要支援者を把握する。 - 避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成に努める。 ➤ 避難行動要支援者支援マニュアル
----	---	---

資料編
指定緊急避難場所・指定避難所の一覧（資-23）、避難行動要支援者名簿の作成等（資-89）

第6節 学校等予防対策

学校等の災害予防あるいは児童生徒等の安全避難の訓練等について、各施設の経営者または管理者は災害条件を考慮し、施設別にその計画を樹立して実施の推進を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
共 助	P T A	- 児童生徒等の安全に関する保護者向けの学習機会の確保に努める。 - 通学路の危険箇所等の調査及びハザードマップの作成・更新に努める。
	市 （学校等の経営者、管理者）	1 防災教育の推進 （1）児童生徒等に対する防災知識の普及 児童生徒等への防災知識の普及を図るため、学校等（保育園、幼稚園、小学校、中学校）において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程等に位置づけて実施し、学校行事等と関連性を持たせながら効果的に行うよう配慮する。 （2）教職員等の指導力の向上 教職員等に対して防災指導資料を配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災知識の習得及び防災教育の指導力の向上に努める。 2 登下校の安全確保 学校等の管理者は、児童生徒等の登下校の安全を確保するため、通学路の危険箇所を把握して、児童生徒等及び家庭への周知を図る。 3 「命を守る訓練」の実施 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努め、年に1回以上は実施する。 ➤ 防災を含む安全に関する教育の指導計画、危険等発生時対応要領

資料編

—

第7節 水害予防対策

不測の事態に備えて、平時から水防資機材の点検・整備に努める。また、河川改修の状況等も踏まえ、災害対策にさらに万全を期するため、道路、橋りょう等の被害防止、または被害の誘因となるものの排除等維持補修に努める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
共助	自治会・ 自主防災組織	土のうの作り方の習得や土のう袋等水防資機材の備蓄等に努める。
公助	市	- 水防資機材の点検・整備 水害時に必要な資機材を水防センター、防災備蓄倉庫等に配備し、定期的に点検を実施する。 - 道路、橋りょうの維持補修 水害時に道路及び橋りょうの保全を図るため、次のとおり維持補修に努める。 - 側溝の掘さく整備や水抜、暗きょ等の呑口の埋没を防ぐ掘さく及び流木の防止措置 - 河川敷内の雑木及び堆積土の除去 - 橋台、護岸の洗掘した箇所の補強 - 河川と関連する路側石積の基礎の洗掘防止 - 樋管、排水設備の維持補修 水害の防止や被害の軽減を図るため、樋管及び排水設備の維持補修に努める。 - 国・県への要望 河川の浚渫等を国や県に要望する。 - 雨量計、水位計、危機管理型水位計、監視カメラの点検・整備 観測に支障がないように定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。また、これらの観測情報をホームページで公開する。

資料編

水防センター資機材一覧（資－19）、雨量計・水位計・危機管理型水位計・監視カメラ設置場所一覧（資－40）

第8節 治山・治水対策

宅地化が進み、山地にまで開発が及んでいること等により、山地に起因する災害の危険性が高まっているため、治山事業を実施し、防災機能及び水源かん養機能を高め、併せて河川改修、防災施設の計画的な整備を進める。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市 可児川防災等ため池組合	1 治山事業 山腹崩壊地、はげ山等の荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る治山事業の実施を県に要請する。また、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等における山地防災機能を強化する保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等の一体的な事業の実施を県に要請する。 2 河川改修事業 市内河川の調査を実施し、未改修河川の整備を推進する。また、河川流量抑制のため調整池の整備等を推進し、危険箇所の解消を図る。 3 土砂災害対策事業 砂防堰堤を設置する砂防事業の実施を県に要請し予防措置を講ずるとともに、土石流危険渓流、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の周知や警戒避難体制の確立等のソフト面の対策を含めた総合的な土砂災害対策の推進を図る。 4 急傾斜地崩壊対策事業 県が法律に基づいて指定する急傾斜地崩壊危険区域について、災害の防止、軽減が図られるように崩壊対策事業の実施を県に要請する。 5 ため池防災事業 老朽化が進んでいるため池の堤体、洪水吐、取水施設の整備、補強に努めるとともに、雨期のため池管理に当たっては次の点に注意する。 （1）洪水の発生が予想される場合には、事前の巡回点検 （2）堤体、洪水吐、取水施設の整備 （3）必要に応じ土のう、杭等の応急資材の準備

資料編

防災ため池一覧（資－39）、山腹崩壊危険地区一覧（資－42）
 崩壊土砂流出危険地区一覧（資－43）、急傾斜地崩壊危険区域一覧（資－44）、
 土砂災害警戒区域一覧（資－45）、地震後に臨時点検報告する農業用ため池一覧（資－51）、
 重要水防箇所一覧（資－55）

第9節 ボランティア活動の支援

風水害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティア団体等との連携を図り、数の確保と質の向上に向けて活動の環境整備を推進する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
共助	可児市赤十字奉仕団	地域での炊き出し訓練等に協力する。
	可児市NPO協会	災害支援活動を行うNPO等の活動支援を行う。
公助	可児市社会福祉協議会	- 災害時にボランティア活動を総合的に調整するボランティアセンターをすみやかに設置できるよう、訓練等を実施する。 - 市や可児市NPO協会等と連携し、ボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。 - ボランティアコーディネーターの設置、育成に努める。 - ボランティアの活動拠点となる施設の確保、情報機器、設備等の整備を図る。 ➤ 可児市社会福祉協議会ボランティアセンター運営規定、可児市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル
	市	- 可児市社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害救援活動を可能とするための受け入れ体制づくりについて支援を行う。 - 可児市社会福祉協議会が行うボランティアコーディネーターの設置、育成について支援する。

資料編

応援協定一覧（資-16）

第10節 通信手段の確保

事前対策及び応急対策上必要な情報の伝達・交換を円滑に実施するための防災通信設備等の整備として、通信網の多様化、複線化を進める。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公 助 市	1 防災行政無線の整備 災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現場、各地域との通信を確保するための移動無線通信施設の保守点検を平常時から定期及び随時に実施するとともに、運用の習熟に努める。 2 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の周知 本システムの利活用について、広報紙、ホームページ等を通じて住民に周知し、住民の生命、身体、安全確保と財産の保護に努める。 3 各種通信網の整備充実 通信の途絶を回避するため、多様な通信手段を確保する。また、防災行政無線、携帯メール、インターネット等を個別ではなく一斉に配信できるシステムの構築に努める。 （1）防災行政無線 （2）携帯メール一斉配信システム（すぐメールかに） （3）インターネット（ホームページ、LINE、フェイスブック、ツイッター等） （4）衛星携帯電話 （5）災害時優先電話 （6）ケーブルテレビ可児 （7）コミュニティFM（FMらら） （8）緊急速報メール （9）オートコールサービス 4 県防災通信システム等の通信訓練 平時から県防災行政無線、県被害情報集約システム、防災相互通信用無線等の通信訓練を実施し、災害時に防災関係機関との通信が確実に出来るようにしておく。

資料編

防災行政無線設備一覧（資-26）、防災相互通信用無線局一覧（資-29）
災害時優先電話設置場所一覧（資-31）

第11節 災害情報の収集・伝達対策

事前対策及び応急対策活動を迅速かつ的確に行うために、防災関係機関、報道機関等と連携し、気象、水防、土砂災害等に関する情報の調査、報告及び収集、伝達体制を確立する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 災害時に自ら情報を取得できるよう、以下のような手段を把握し、活用方法を習得しておく。 ① 防災行政無線 ② 「防災無線」電話で確認サービス ③ 携帯メール・斉配信システム（すぐメールかに） ④ インターネット（ホームページ、LINE、フェイスブック、ツイッター等） ⑤ ケーブルテレビ可児 ⑥ テレビのデータ放送 ⑦ コミュニティFM（FMらら） ⑧ 緊急速報メール ⑨ オートコールサービス
共助	自治会・ 自主防災組織	- 災害に関する情報を収集する手段を地域住民に周知する。 - 連絡網の整備等、災害情報を住民に伝達する方法を決めておく。 ➤ 地区別災害時緊急連絡網等
公助	市	- 関係機関との連絡や情報収集・伝達体制の確立を図り、正確な情報提供を実施する。 - 住民への災害情報の伝達を確実にを行うため、多様な情報伝達手段を確保する。 ➤ 災害情報収集マニュアル、災害対策本部運用マニュアル

資料編

—

第3章 災害応急・復旧対策

1. 準備・警戒～緊急初動期（発災前および発災から数時間後まで）

第1節 災害対策活動体制

風水害が発生し、または発生するおそれがある場合に、状況に応じて迅速に対応できるよう、あらかじめ動員の範囲や連絡方法、任務分担等を明確にする。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 大雨、台風の接近時等、災害が発生するおそれがある場合は、身の回りの備えを確認する。 - 災害が発生した場合は、まず自身及び家族の安全を確保し、状況に応じて適切に行動する。
	自治会・自主防災組織	- 大雨、台風の接近時等災害が発生するおそれがある場合は、地区内の事前対策を行う。 - 災害が発生した場合は、地区内の状況を把握する。また、自治連合会長は、地区の連絡所長と連携して各地区の状況を把握する。 ➤ 地区別災害時行動マニュアル
共助	消防団	- 団員は、大雨、台風の接近時等災害が発生するおそれがある場合は、団長の指示により自宅に待機する。 - 消防団幹部は、災害対策本部の設置後、速やかに市役所に参集する。その他の団員は、消防車庫に出動して団長の指示があるまで待機する。 - 団員は、団長の指示により災害対策活動を実施する。 ➤ 災害時消防団活動要領
	市	1 災害準備体制 「1つの観測所で10分10mm以上の降雨を連続して観測、又は複数の観測所で10分10mm以上の降雨を観測し、今後も継続が見込まれるとき」「河川の水位が水防団待機水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき」「大雨警報、洪水警報、大雪警報が発表されたとき」「その他市長がこの体制を命じたとき」に、担当職員により準備体制をとり、主に情報収集を行う。 2 災害警戒本部 「暴風警報、暴風雪警報の発表」、「警戒レベル3の避難情報を発令するとき」「災害発生の危険性が増大したとき」「その他市長がこの体制を命じたとき」は、災害対策本部を設置する前段階の警戒体制として設置し、情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関と連絡等を行う。

公助市

3 災害対策本部

(1) 設置基準

・ 特別警報が発表されたとき

・ 警戒レベル4の避難情報を発令するとき

・ 災害が発生し、大規模な被害が予想されるとき

・ その他市長がこの体制を命じたとき

(2) 設置場所

市役所本庁舎4階会議室とする。ただし、使用不能の場合は、近隣の市有施設を代替場所とする。

(3) 組織編成

資料編「災害対策本部の組織編成」のとおり。

(4) 本部員会議

災害対策本部の設置後に必要がある時に開催し、災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに、各組織において実施する対策の総合的な調整、推進に当たる。

(5) 体制

資料編「災害の状況による職員体制」のとおり。また、時間経過ごとの体制は、資料編「緊急初動期から応急活動期における各部の役割（風水害時）」のとおり。

(6) 分担任務

資料編「災害時における各課の分担任務」のとおり。

4 現地災害対策本部

災害の規模、程度等により必要があると認める時は、現地災害対策本部を設置し、現地における応急対策を実施する。現地災害対策本部は、被災地に近い公共施設を使用する。

➤ 職員参集マニュアル、災害対策本部運用マニュアル

資料編
災害対策本部の組織編成（資－6）、災害の状況による職員体制（風水害、その他災害時）（資－7）、災害の状況による職員体制（地震時）（資－8）、災害発生前から発災時・発災後における各課の分担任務（資－9）

第2節 水防活動

大雨や洪水等による水害を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減するとともに、人命及び財産の保護を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 大雨、台風の接近時は、風雨が強くなる前に、早めに屋外の備えをする - テレビ、ラジオ等から気象情報を収集する。 - 避難情報が発令されていない場合でも、危険を感じた時は、早めに安全な場所（自宅の2階も含む）に避難する。
共助	自治会・ 自主防災組織	- 大雨、台風の接近時には、地区内の浸水が起こりやすい箇所等に土のうを早めに積む等の事前措置を講ずる。 - 避難情報が発令された時は、地区の災害時行動マニュアル等により、地区住民を避難所等の安全な場所に避難誘導する。 ➤ 地区別災害時行動マニュアル
公助	消防団	- 消防団の幹部は、災害対策本部の設置後、速やかに市役所に参集する。その他の団員は、消防車庫に出動し団長の指示があるまで待機する。 - 団長の指示により、団員は主に次の水防活動を行う。 - 各地区の重要水防箇所を監視する。 - 土のう積み、通行止め措置、浸水箇所の排水作業等の水防活動を行う。 - 避難情報が発令された時には、該当地区内を巡回して、住民に避難を促す。 - 浸水、土砂崩れ等による行方不明者の搜索を警察署、消防署と協力して行う。 ➤ 災害時消防団活動要領
公助	市 (可児市建設業 協同組合)	- 職員の参集 職員は、原則として風水害時の配備体制の基準により参集する。 - 消防団の出動要請 市長が消防団の出動が必要と認めた時は、原則として風水害時の配備体制の基準により、消防団長に消防団の現場への出動を要請する。 - 雨量、水位等の観測 市内12箇所の雨量計及び可児川、久々利川、木曽川、瀬田川、中郷川、大森川、横市川、矢戸川、姫川の計14箇所の水位計を観測する。また、これらに加えて今後の気象予報、土砂災害警戒情報等を避難情報の発令の判断材料とする。

公助	市、可児川防災等ため池組合 (可児市建設業協同組合)	4 監視及び警戒 浸水想定区域の監視及び警戒を厳重にし、重要水防箇所、過去の被害箇所、アンダーパスその他重要な箇所を中心に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該管理者及び県に連絡する。また、必要に応じて通行止め等の緊急措置を講ずるほか、建設業協同組合に応援を要請する。 5 水防作業 (1) 河川水位の変動を監視し、必要に応じて水門、ため池等の門扉等の開閉を行う。 (2) 河川、ため池、急傾斜地等が漏水、越水、土砂崩れ等のおそれがあり、放置しておく危険である場合、または既に被害が発生している場合には、現場の状況により応急措置を施す。 (3) 災害の状況により、排水ポンプによる排水作業を行うとともに、可児市建設業協同組合に応急復旧活動の応援を要請する。 6 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令 市長は、避難情報の判断・伝達マニュアルの基準により、避難情報を発令する。 ➤ 災害対策本部運用マニュアル、避難情報の判断・伝達マニュアル
----	-------------------------------	---

資料編
応援協定一覧(資-16)、水防センター資機材一覧(資-19)、防災ため池一覧(資-39) 雨量計・水位計・危機管理型水位計・監視カメラ設置箇所一覧(資-40)、山腹崩壊危険地区一覧(資-42) 崩壊土砂流出危険地区一覧(資-43)、急傾斜地崩壊危険区域一覧(資-44) 土砂災害警戒区域一覧(資-45)、地震後に臨時点検報告する農業用ため池一覧(資-51) 重要水防箇所一覧(資-55)

第3節 避難対策

風水害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、市を中心として防災関係者が相互に連携をとり、地域住民に対して避難のための立退きの勧告、指示等を行い、安全な場所へ避難させる。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 避難情報が発令されていない場合でも、危険を感じた時は、自ら早めの避難に努める。 - 避難情報が発令された時は、安全な避難場所（必ずしも避難所とは限らない。自宅の2階でも可）への避難行動を開始する。 - ペットの取り扱いについては、別途マニュアルによる。 「可児市避難所運営マニュアル指針」により、自治会等と協力して避難所の運営を行う。
		➤ 可児市災害時ペット救護マニュアル、可児市避難所運営マニュアル指針
共助	自治会・自主防災組織	- 避難情報が発令された時は、状況に応じて集会所等の安全を確認し、緊急避難場所として開設する。 - 避難情報が発令された時は、緊急連絡網等により地区内の住民に伝達し、地区の災害時行動マニュアル等により、地区住民を避難所等の安全な場所に避難誘導する。 「可児市避難所運営マニュアル指針」により、避難者と協力して避難所の運営を行う。
		➤ 地区別災害時行動マニュアル、可児市避難所運営マニュアル指針
公助	市	- 避難所の開設 - 開設時期 原則として災害対策本部の設置時とする。 - 開設場所 災害の態様に応じ安全適切な場所を選定して開設する。開設した場合には、防災行政無線、携帯メール・斉配信システム等の情報通信手段により、速やかに住民に周知するとともに、県、警察署及び関係機関に連絡する。 - 避難所の体系 - 指定緊急避難場所 - 指定避難所 - 指定一般避難所（第1次、第2次、第3次） - 指定福祉避難所（第1次、第2次） - 広域避難場所 ※上記①～③の各種別ごとの説明や、指定された施設等については、「指定緊急避難場所・指定避難所の一覧（資料編 資23～25）」を参照。

公助	市	3 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令 避難情報発令の判断基準に応じて、次の事項を明示し、避難情報を発令する。発令した場合には、防災行政無線、携帯メール・斉配信システム（すぐメールかに）、LINE、コミュニティFM、オートコールサービス等の情報通信手段により、速やかに住民及び自治会長に周知するとともに、県、警察署及び関係機関に連絡する。 ① 避難対象地域 ② 避難対象世帯数（人数） ③ 避難先 ④ 避難情報発令の理由 ⑤ 避難に当たっての必要事項または参考事項 4 避難所の運営 避難所従事職員は、避難者数、避難者のニーズ等を把握し、災害対策本部に報告する。また、あらかじめ定めた「可児市避難所運営マニュアル指針」により避難者と協力して避難所の運営を行う。 また「可児市福祉避難所開設・運用マニュアル」に基づき、要配慮者を受入れ対象としている指定福祉避難所の運営を行う。 5 帰宅困難者対策 （１）市外に帰宅する者（市内滞留者） 緊急速報メール等により、避難所の場所、道路情報等の情報提供に努める。 （２）市内に帰宅する者（市外滞留者） ホームページ、ツイッター等により、市内の被害状況等を発信する。 ➤ 避難情報の判断・伝達マニュアル、可児市避難所運営マニュアル指針、可児市福祉避難所開設・運用マニュアル
----	---	--

資料編
指定緊急避難場所・指定避難所の一覧（資-23）

第4節 避難行動要支援者対策

風水害発生時、避難行動要支援者は身体面または情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、情報提供、避難誘導、救護・救済等についてきめ細やかな対策を講じる。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	避難行動要支援者本人	災害の発生または高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された時は、自身の安否を近親者、自治会長、避難支援者等に連絡する。
	市民	災害の発生または高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された時は、自身と家族の安全確保を最優先し、平時から把握している近隣の避難行動要支援者の安否を確認し、安全な場所への避難誘導に努める。
共助	自治会・自主防災組織	- 災害の発生または高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された時は、自身と家族の安全確保を最優先し、民生児童委員と協力して避難行動要支援者名簿や個別避難計画を利用、及び平時から把握している地域内の避難行動要支援者の安否を確認し、安全な場所への避難誘導に努める。 - 安否の確認ができない避難行動要支援者を、地区の連絡所長を通じて市に連絡する。
	民生児童委員	災害の発生または高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された時は、自身と家族の安全確保を最優先して、近隣住民と声をかけ合いながら率先避難し、自らの安否を単位民児協会長等へ連絡。その後、自治会・自主防災組織と協力して避難行動要支援者名簿や個別避難計画を利用、及び平時から把握している担当地区内の避難行動要支援者の安否確認に努める。
	可児市国際交流協会	- 災害の発生または高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令された時は、多文化共生センターの利用者の安全を確保する。また、同センター内に災害時多言語支援センターを設置し、災害時の多言語サポーターを確保するとともに、避難所等の必要とされる施設に派遣する。 - 可児市災害時多言語支援センター設置運営マニュアル
公助	市 消防団 可茂消防事務組合 可児警察署	1 警戒・避難情報の伝達 避難情報の判断基準により、高齢者等避難を発令し、避難行動要支援者に対して早めの避難を促す。なお、伝達方法としては、防災行政無線、携帯メール・斉配信システム（すぐメールかに）、LINE、ホームページ等のほか、危険区域に住む要支援者にはオートコールサービスを提供する。

公助	市 消防団 可茂消防事務組合 可児警察署	2 避難行動要支援者の安否確認 (1) 自治会等で避難支援を受けられない避難行動要支援者の安否確認を消防団、消防署及び警察署と連携して行う。 (2) 避難行動要支援者名簿を提供している自治会等に安否不明者の有無を照会する。 (3) 安否不明者の連絡を受けた場合は、災害の危険性が高い地区を優先的に、消防団、消防署及び警察署と連携して確認を行う。 3 避難行動要支援者への配慮 (1) 避難所 必要に応じて福祉避難所を開設し、避難行動要支援者に必要な物資を確保する。避難所での援護にあたっては、可児市避難所運営マニュアル指針等に基づき対応する。 また「可児市福祉避難所開設・運用マニュアル」に基づき、要配慮者を受入れ対象としている指定福祉避難所の運営を行う。 (2) 福祉サービスの継続 福祉サービス事業者との間で速やかに連絡を取り、避難行動要支援者が継続して福祉サービスが受けられるように努める。また、必要に応じて民間福祉施設との協定に基づき、緊急入所等を要請する。 (3) 外国籍市民支援対策 多文化共生センター内に災害時多言語支援センターを設置するとともに、外国籍市民の被災状況、避難状況に関する情報を収集するとともに、外国籍市民が孤立しないよう必要な情報を収集し、多言語による情報発信に努める。
		➤ 避難情報の判断・伝達マニュアル、避難行動要支援者支援マニュアル、可児市避難所運営マニュアル指針、可児市福祉避難所開設・運用マニュアル

資料編
応援協定一覧（資－16）、指定緊急避難場所・指定避難所の一覧（資－23）、避難行動要支援者名簿の作成等（資－89）

第5節 通信手段の確保

風水害発生時における各種情報の収集、災害応急対策に必要な指示の伝達を迅速かつ確実に実施するため、通信手段の確保に努める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
共助	自治会・ 自主防災組織	一般加入電話、携帯電話による通信ができない場合は、地区住民の安否、被害情報等の収集・伝達役の人員を確保する。
公助	市	1 通信手段の機能確認 災害発生後直ちに防災行政無線、携帯メール・斉配信システム等の情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障がある場合には早急に復旧を行う。 2 通信の方法 通信網の被害状況等により一定できないが、概ね一般加入電話（災害時優先電話）、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線のうちから実情に即した方法で行う。県や防災関係機関とは、県防災通信システムや防災相互通信用無線を活用する。 また、これらの通信手段だけでは不十分な場合は、災害協定に基づきアマチュア無線団体に応援を要請する。 ➤ 災害時通信手段確認マニュアル

資料編

応援協定一覧（資－16）、防災行政無線設備一覧（資－26）、災害時優先電話設置場所一覧（資－32）

第6節 災害情報等の収集・伝達・広報

風水害発生時は、速やかに被害状況等の情報の収集・伝達及びその広報を行う。また、情報の調査・収集は、災害発生時からの時間経過も含めて、状況の把握に努める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	災害の発生または避難情報が発令された時は、自身及び家族の安否、被害状況を自治会長等に連絡する。
共助	自治会・自主防災組織	災害の発生または避難情報が発令された時は、地区内の被害状況、避難状況等を調査して、地区の連絡所に報告する。
公助	市	1 情報の収集・伝達 被害や避難に関する情報は、発災後から継続的に収集するが、住民、自治会、防災関係機関等からのすべての情報は、災害対策本部で一元的に収集、集約する。また、災害対策本部がこれらの情報を適宜速やかに関係機関に伝達する。 2 被害状況の調査 各部課は、分担業務に係る被害状況の調査を実施して、災害対策本部に報告する。 3 災害広報 災害発生後速やかに広報部門を設置し、被災者をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。 （1）広報の手段 防災行政無線、携帯メール斉配信システム（すぐメールかに）、ホームページ、LINE、フェイスブック、ツイッター、ケーブルテレビ可児、コミュニティFM等による情報提供、報道機関への情報提供、その他広報手段を有効に活用し、また自治会を通じる等、迅速かつ的確な広報を行う。 （2）広報の内容 被害の発生状況、避難に関する情報、応急対策活動に関する状況、その他住民生活に関すること等、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を発信する。 （3）デマ等の発生防止対策 報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に発信するとともに、デマ等の事実を把握した時にはその解消のため適切な措置を講ずる。 ➤ 災害対策業務マニュアル

資料編

—

第7節 救助活動

生命、身体が危険な状態にある者の救出または生死不明の状態にある者に対する必要な救助、捜索、保護を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
共 助	自治会・ 自主防災組織	救助活動の主体は公的機関ではあるが、災害時には浸水、倒壊家屋等により多数の救出を要する者が発生し、早急な対応が困難になることから、自治会または自主防災組織の救助・救出班を中心に、できる限りの救助活動を行う。
	市 消防団 可茂消防事務組合 可児警察署	1 救出の方法 （１）市、消防署及び警察署は、緊密な連携のもと実情に即した方法により速やかに救出作業を行う。 （２）救出作業は、主に消防署が行い、消防団はその後方支援に努める。 2 応援の要請 救出の実施が困難な場合は、県及び県内市町村に救出の実施またはこれに要する資機材について応援を要請する。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、広域消防相互応援協定により応援を要請する。 また、大規模な土砂崩れ、河川の決壊等により生き埋め者、行方不明者が発生した場合など、広域的な対応だけでは対処できない場合は、自衛隊や緊急消防援助隊の派遣について県知事を通じて要請する。

資料編

応援協定一覧（資－16）

第8節 医療救護活動

風水害により医療の機能が不足し、または医療機関が混乱した場合、医師会等の協力の下、被災者に対し応急的に医療、助産を施し、人身の保全を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
共助	自治会・ 自主防災組織	医療救護活動の主体は公的機関ではあるが、災害時には多数の傷病者が発生し、早急な対応が困難になることから、自治会または自主防災組織の救護班を中心に、できる限りの応急手当を行うとともに傷病者を医療機関、応急救護所に搬送する。
	可児医師会 可児歯科医師会 岐阜県薬剤師会 可茂支部	- 可児医師会等は、市からの要請に基づいて医療救護班を編成する。 - 医療救護班は、市が指定する救護所（医療機関）で医療救護活動を実施する。 - 医療救護班の業務内容は、概ね次のとおりとする。 ① 傷病者に対するトリアージ ② 傷病者に対する応急措置及び必要な医療 ③ 助産 ④ 災害時に医療救護を行うと想定されている医療機関への転送及び順位の決定 ⑤ 死亡の確認及び死体の検案 ⑥ 調剤、服薬指導及び医薬品等の保管管理 ➤ 可児市災害救急医療マニュアル
公助	市	1 医療救護対策 (1) 市内の傷病者の実態を把握する。 (2) 災害協定に基づき医師会等に医療救護活動の協力を要請する。 (3) 安全確認が出来た医師会等の医療機関等を指定して救護所を開設する。 (4) 必要な医薬品、衛生資材等を調達するとともに、必要に応じて県（可茂保健所）に調達を要請する。 2 応援の要請 災害の程度により必要であれば、県及びその他関係機関に応援を要請する。

資料編

応援協定一覧（資－16）

第9節 学校等応急対策

風水害発生時における児童生徒等の生命の安全を確保するとともに、平常時と同様に教育活動が行えるように、施設の応急復旧及び教職員の確保を図る。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市 （学校等の経営者、管理者）	1 活動体制及び児童生徒等の安全確保 （1）災害対策本部の設置前 市立小中学校、幼稚園、保育園、児童センター、児童館、こども発達支援センター及びキッズクラブ、その他の私立幼稚園、保育園、小中学校及び高校は、あらかじめ決められた活動体制をとり、必要な措置を講ずる。 （2）災害対策本部の設置後 市立小中学校、幼稚園、保育園、児童センター、児童館、こども発達支援センター及びキッズクラブは、災害対策本部の指揮下に入り、災害応急対応にあたる。 また、その他の私立幼稚園、保育園、小中学校及び高校は、各学校等の災害時対応マニュアル等により災害応急対応にあたる。災害対策本部は、これらの学校等への災害情報等の提供を行う。 2 施設の応急復旧 施設が被害を受け、授業や保育の実施に支障を生じ、あるいはそのまま放置すると被害が拡大するような場合は、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行う。 3 教職員の確保 教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、市内の学校間で調整する。市内で調整できない時は、県に教職員の応援を要請する。 ➤ 危険等発生時対処要領、保育園幼稚園危機管理マニュアル

資料編

—

第10節 交通・輸送対策

風水害発生時には交通の安全と道路施設保全のため、また、避難者及び応急対策従事者の移送あるいは救助、復旧用物資等の輸送のために、通行禁止及び制限を行い、輸送道路を確保する。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市 可児警察署 （可児市建設業協同組合）	1 道路施設の被害調査 災害発生後速やかに道路、橋梁等の道路施設の被害調査を行い、通行止めあるいは応急的な措置を実施する。また、市全域の交通の状況を把握し、災害応急体制の早期確立を図る。 2 交通規制の実施 （1）市道 道路施設の破損等により交通の危険を防止するため必要がある場合、道路の通行を禁止し、または制限する。また、その旨を県、警察署及び関係機関に通知する。 （2）市道以外 市道以外の道路施設で、その管理者に通知して規制をする余裕のない時は、直ちに警察署に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、応急的な規制を行う。 3 迂回路の確保 交通規制を行った時は、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等一般交通にできる限り支障のないように努める。 4 緊急輸送道路の確保 早急な災害応急活動、物資の輸送等を実施可能とするため、緊急輸送道路を優先して、その確保に努める。確保するために必要な場合は、車両移動、放置車両の撤去等の措置命令を行う。 5 ヘリコプター緊急離着陸場の確保 物資及び負傷者等の輸送について、緊急輸送道路の確保に加えて、空からの輸送も可能とするためにヘリコプターの緊急離着陸場の確保を行う。 ➤ 交通規制マニュアル

資料編
防災ヘリコプター緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧（資－31） 緊急輸送道路一覧（資－34）

2. 災害応急期（発災から3日後まで）

第11節 水・食料・物資供給活動

大規模な風水害発生時には、被災者及び災害応急対策従事者に対する給水、炊き出し等食料品の供給、生活必需物資の確保とその供給を行う。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 個人の水、食料は、個人の備蓄で1週間程度は賄うように努める。 - 個人の衣料、日用品等の物資（生活必需品等）は、個人の備蓄物資で賄うように努める。
共助	自治会・ 自主防災組織	- 自治会の防災倉庫に備蓄してある水、食料、物資を地区住民に配給する。 - 不足している水、食料、物資の品目、数量等を市へ連絡する。
公助	市	1 水、食料、物資の配給 災害発生直後は、平常時から指定避難所に備蓄している水、食料、物資を「可児市避難所運営マニュアル指針」に基づき、避難者等に配給する。また、水は、断水地域に近い水源地（配水池等）または消火栓から給水車に積載し、または容器により運搬供給する。 2 炊き出しの実施 炊き出しは、避難所ごとに避難者が主体となって実施する。また、学校給食が再開されるまでの間、学校給食センターで炊き出しの実施が可能な場合は、当施設を利用する。 3 応援の要請 備蓄食料等だけでは不足する場合は、県や民間企業との応援協定に基づき応援を要請する。給水車による飲料水の供給ができない時は、県及び日本水道協会等に対し応援を要請する。 4 食料・物資の配送 災害協定に基づく食料、物資等は、一次物流拠点（一時集積配分拠点）である道の駅可児ッテを經由して二次物流拠点（可児工業団地、福祉センター、可児市運動公園）に集積し、避難所ごとに配送する。配送は市が実施するが、状況により民間配送業者に委託する。 ➤ 可児市避難所運営マニュアル指針、可児市水道施設災害対策マニュアル、救援物資集積配分マニュアル

資料編

応援協定一覧（資-16）、防災備蓄倉庫内容一覧（資-96）

第12節 ライフライン施設応急対策

各ライフライン関係機関は、広域的な支援体制の整備、復旧予定時期の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧等を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	電力事業者 ガス事業者 電気通信事業者 公共交通事業者	- 被害状況、復旧予定等を市に連絡する。 - 防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努める。
	市 （可児市管設備 協同組合）	- 電気、ガス等のライフライン施設の被害状況、復旧予定等を随時確認する。 - 水道、下水道施設の被害状況を速やかに収集し、復旧を開始する。 - 早期復旧のため、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、上下水道工事業者に協力を要請する。 - 災害の程度により必要であれば、県及びその他関係機関に応援を要請する。 - 被害状況、復旧予定等を住民や報道機関に周知する。 ➤ 可児市水道施設災害対策マニュアル、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）

資料編

応援協定一覧（資－16）

第13節 防疫・食品衛生活動

県の指導、指示に基づき、地域住民、関係団体等の協力を得て被災地の防疫・食品衛生活動を実施する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	市から家屋用の消毒剤の配給があった場合には、自ら散布して防疫活動に努める。
共助	自治会・自主防災組織	避難行動要支援者がいる世帯等には、防疫活動の支援を行う。
公助	市	1 防疫活動 感染症等の疫病の発生を防止するため、防疫班を編成し、次の活動を行う。 （１）防疫用資機材等の確保 （２）家屋用消毒剤の配給 （３）避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動 （４）感染症法第27条第2項、第28条第2項又は第29条第2項に基づき、岐阜県知事より指示された消毒又は駆除を実施するための同法第35条の質問及び調査 （５）臨時予防接種または予防内服薬の投与 （６）感染症の発生状況、防疫活動等の広報活動 2 食品衛生活動 炊き出しを開始した場合、また食中毒症状を呈する者を把握した場合は、その旨を保健所に連絡する。また、食中毒症状を呈する者は、直ちに医療機関に受診させる。 ➤ 可児市避難所運営マニュアル指針（新型コロナウイルス感染症対策編）

資料編

—

第14節 ごみ・し尿処理活動

災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがあるが、環境衛生の保全を図るため、その迅速な収集・処理体制を確保する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 災害廃棄物は、通常のごみと同様に分別して出すように努める。 - し尿は、個人備蓄の携帯トイレ、水等により、できる限り各自で処理するように努める。
共助	自治会・自主防災組織	避難行動要支援者がいる世帯等には、ごみの分別、排出の支援を行う。
公助	市	1 清掃班の編成 市職員、市許可業者から成る清掃班を編成し、災害廃棄物及びし尿を収集・運搬する。清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班とに区別して編成する。 2 ごみ処理 (1) 災害廃棄物を重点とした対応を行い、道路の確保に努め、感染症発生のおそれがある地域を優先して実施する。 (2) 災害廃棄物の分別収集の徹底を被災住民に広報する。 (3) 災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、災害廃棄物処理計画により処分を行う。また、リサイクルできない廃棄物は、焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物または焼却できないごみは、不燃物処理施設による破碎処分とする。また不燃物のうち瓦礫類は埋立処分場において処分する。 3 し尿処理 (1) 汲み取りは、被災地区の状況を考慮して、優先度に応じ順次実施する。 (2) し尿の処分は、原則としてし尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。 ➤ 可児市災害廃棄物処理計画、可児市避難所運営マニュアル指針（新型コロナウイルス感染症対策編）、環境課 BCP

資料編

—

第15節 行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬

行方不明または死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬の各段階において、警察署等関係機関との連絡を密にし、遅滞なく処理し、民心の安定を図る。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市 消防団 可茂消防事務組合 可児警察署	1 行方不明者の捜索 行方不明者の捜索は、主に警察署が行い、消防署、消防団はその後方支援に努める。ただし、広域捜索の場合、消防団は、団長の指示により捜索にあたる。 2 遺体の収容及び処理 遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。警察は、遺体の検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等に引き渡す。また、身元不明の遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、遺体安置所に一時収容する。遺体安置所は、総合会館分室とし、収容できない場合は地区センターで補完する。 なお、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等は、葬祭業者等から調達する。 3 遺体の埋葬（火葬） 身元不明の遺体または遺族から火葬の依頼があった遺体について、市がその必要を認めた場合は、応急的に埋葬（火葬）を行う。 4 応援の要請 大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合は、岐阜県広域火葬計画により県に対して広域火葬の応援を要請する。

資料編

—

第16節 広域受援体制

住民の生命、財産を保護するため、必要のある時は各応援協定による応援要請及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づく自衛隊災害派遣の要請、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条第1項の規定に基づく緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公 助 市	1 応援要請 各種応援協定等に基づき、応援を要請する時は、次の事項を明らかにして連絡し、後に文書を送付する。また、これら応援協定による支援だけで不足する場合は、県に応援を要請する。 （1）災害の状況 （2）応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 （3）応援を必要とする職員の職種別人員等 （4）応援を必要とする場所及び期間 （5）その他職員の応援について必要な事項 2 広域受援の拠点施設 広域的な受援による物資及び人員の拠点施設は、それぞれ次のとおりとする。また、これらの施設だけでは不十分な場合には、民間施設も活用する。 （1）物資 救援物資等の一次物流拠点（一時集積配分拠点）を道の駅可児ッテとし、二次物流拠点は、可児工業団地、福祉センター、可児市運動公園とする。 （2）人員 応援部隊の活動拠点は、一次活動拠点を道の駅可児ッテとし、二次活動拠点は、ふれあいパーク・緑の丘、可児市運動公園、Lポート可児、かに木曽川左岸公園とする。 3 自衛隊災害派遣要請 （1）要請方法 口頭または電話で県知事に要請（事後、文書送達） （2）活動内容 行方不明者搜索、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水等の活動を行う。 （3）野営施設の確保 要請後速やかに、野営及び活動拠点となる施設を確保する。

公助	市	4 緊急消防援助隊の要請 (1) 要請方法 口頭または電話で県知事に要請（事後、文書送達） (2) 活動内容 人命検索、消防活動、救急活動、救助活動等を行う。 ※緊急消防援助隊とは、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制。 ➤ 救援物資集積配分マニュアル
----	---	--

資料編
応援協定一覧（資－16）、物資及び人員の拠点施設一覧（資－34）

第17節 広域支援体制

市外で大規模な被害が発生し、支援の必要が生じた場合、災害支援対策本部を設置し、被災自治体を支援する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	1 災害支援対策本部の設置 市外で大規模な被害が生じ、支援が必要と認められる場合は、市長を本部長とする災害支援対策本部を設置し、全庁的な対応を行う。 2 被災地の状況把握 県内・広域災害ネットワーク加盟・その他協定自治体にあつては、先遣職員を派遣する等被災地の状況及びニーズを早急に確認する。また、その他の自治体が被災地であった場合についても、国、県等を通じて被災地の状況把握に努める。 3 支援の内容 被災自治体のニーズにより、職員の派遣、防災備蓄品による食料、生活必需物資、資機材等の支援、避難者の受け入れ等を行う。また、東日本大震災のような超広域的な災害については、基本的には国、県等が取りまとめて行う支援に同調して行う。 また、住民に対して義援金の募集を行う。

資料編

可児市災害支援対策本部設置要綱（資－91）

第18節 ボランティア活動の推進

各関係機関は、ボランティア活動が円滑に行われるように、受入れ体制の整備や必要な資機材の確保を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
共助	可児市赤十字奉仕団	避難所で行われる炊き出しの応援に努める。
	可児市NPO協会	- ボランティア活動を行うNPO等の活動を支援する。 - 災害ボランティアセンターの運営に参加する。
公助	可児市社会福祉協議会	市の要請により、災害ボランティアセンターを可児市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに定める場所に設置するが、必要に応じて被害が大きい地域に設置する。なお、災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会が主体となって次の業務を行う。 （1）ボランティア活動に必要な情報の発信 （2）ボランティアの受入及びコーディネート （3）ボランティアの受付・登録 （4）ボランティアの救援活動への支援 ➤ 可児市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル
	市	1 災害ボランティアセンターの設置要請 被災状況やボランティアニーズ等から、必要に応じて災害ボランティアセンターの設置を社会福祉協議会に要請する。 2 ボランティア活動に必要な資機材等の確保 ボランティア活動に必要な資機材、送迎車両等は、市が確保する。

資料編

応援協定一覧（資-16）

第19節 災害救助の手続き等

被災者の救助及び健康の保持または救助実施上の関連手続及び災害救助法による救助の基本等について定める。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公 助 市	1 被災者台帳の作成 被害状況の確定調査を行い、各世帯別の被害状況が判明した時は、速やかに「被災者台帳」を作成する。作成に当たっては、次の点に留意する。 （１）作成が遅れる場合は、住家等一般被害調査表を一時的に利用する。 （２）被災者台帳は、救助その他の基本となるので、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておく。 2 罹災証明書の発行 被災世帯に対して罹災証明書を速やかに交付する。証明書の発行に当たっては、次の点に留意する。 （１）被災者台帳と照合し、発行する。発行の事実を判然とする為に契印を行うこと。 （２）遅くとも救援物資支給前に交付または切り替えを終わり、物資支給時には、証明書の提示を求められるようにする。 （３）上記に限らず、状況に応じて利便性を考慮し、平時の事務手順に沿って、罹災証明を発行する。 （４）交付手続きは、市役所で行う。 3 災害救助法の適用 （１）制度の概要 災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために災害救助法が適用される。この制度は、県知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、救助の一部を市長が行うことができる。 （２）費用負担 救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、災害発生直後は、市は一時繰替支弁することもある。 （３）適用基準、救助の種類等 適用基準、救助の種類等の詳細については、資料編を参照。

資料編

災害救助法の適用基準等（資－57）

3. 復旧・復興期（発災から4日目以降）

第20節 住宅応急対策

災害により住家を失い、または破損等のため居住することができなくなった者に対する住宅に関する対策を定める。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市	1 住宅確保等の種別 住宅を失い、または損壊し、若しくは土砂の流入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、概ね資料編「住宅の確保・修繕等の種別」の種類及び順位による。 2 障害物の除去 住宅またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行う。除去作業にあたっては、必要に応じて土木業者等に応援を要請する。 3 住宅の応急修理 住宅が損壊し、当面の日常生活に著しい支障があり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急修理を行う。修理にあたっては、必要に応じて建築業者等に応援を要請する。 4 賃貸型応急住宅の供給及び仮設住宅の建設 住宅を失った被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、賃貸型応急住宅の供給及び仮設住宅を設置候補地に建設し、一時的な居住の安定を図る。 また、避難行動要支援者に十分配慮した住宅の設置等に努めるほか、優先的な入居に配慮する。 5 低所得世帯に対する住宅融資 低所得世帯、母子・父子世帯あるいは寡婦・寡夫世帯について、住宅を失い、または破損等のため居住することができなくなった者で、住宅を補修するため資金を必要とする世帯に対して斡旋する。 6 生活保護法による家屋修理 災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により家屋の修理を行う。 ➤ 応急仮設住宅建設マニュアル、賃貸型応急住宅実施マニュアル、住宅応急修理マニュアル、可児市応急仮設住宅の入居者募集要領

資料編

応援協定一覧（資－16）、住宅の確保・修繕等の種別（資－88）

第21節 公共施設災害復旧事業

災害発生後において、避難、医療、給食等、災害復旧の際の中核となる公共施設の応急対策について定める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公 助	市	被災した土木、農業その他公共施設等の災害復旧は、被災施設の原形復旧にあわせ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行い、被害の原因、状況その他の条件を十分に検討し、実情に即した復旧計画を樹立するものとする。
		災害復旧事業の種類は、次のとおりである。
		1 公共土木施設災害復旧事業
		（1）河川災害復旧事業
		（2）砂防設備災害復旧事業
		（3）林地荒廃防止施設災害復旧事業
		（4）地すべり防止施設災害復旧事業
		（5）急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
		（6）道路災害復旧事業
		（7）下水道施設災害復旧事業
		（8）公園災害復旧事業
		2 農林水産業施設災害復旧事業
		3 都市災害復旧事業
		4 水道施設災害復旧事業
		5 住宅災害復旧事業
		6 社会福祉施設災害復旧事業
		7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
		8 学校教育施設災害復旧事業
		9 社会教育施設災害復旧事業
		10 その他の災害復旧事業

資料編

—

第22節 被災者生活の再建支援

被災者のうち、生活困窮者等に対する生活相談、住宅再建資金等の貸付け及び心身の健康相談について定める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市	可児市社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害により被害を受けた低所得者等に対して、福祉費の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯には、原則としてこの資金の貸付けは行わない。
	市	- 生活相談 被災者の生活確保のための相談窓口を設け、その解決に努めるほか、内容に応じて関係機関に連絡する。 - 災害弔慰金の支給等 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行う。また、可児市災害見舞金等支給要綱（平成22年7月20日訓令甲第43号）に基づき、災害により被害を受けた者に対し災害見舞金を支給する。 - 被災者生活・住宅再建支援金の交付 可児市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱（平成22年9月1日訓令甲第44号）に基づき、災害により被害を受けた者に対し、生活に必要な物品の購入または住宅再建のために必要とされる経費等の一部を支援する。ただし、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき支援を受ける者は、重複して支援を受けることはできない。 - 健康相談 住民等に対する心身の健康に関する相談に応じ、保健指導を実施する。

資料編

災害弔慰金の支給等に関する条例（資－55）
 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（資－59）
 可児市災害見舞金等支給要綱（資－63）
 可児市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱（資－64）

第23節 災害義援金の募集・配分

被災者、被災施設その他に関する義援金の輸送及び配分について定める。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市 可児市社会福祉協議会	1 募集・受入 災害発生後速やかに振込金融機関口座を開設する。広く募集を呼びかけるかは、被害状況により判断する。 2 管理 義援金は、福祉部長名義の口座において受払簿を作成し、保管管理する。 なお、県に義援金募集配分委員会（以下「委員会」という）が設置された場合は、委員会に送金する。 3 配分 県の委員会で決定された配分方法により、被災者に対し配分する。 県に委員会が設置されない場合は、市に義援金配分委員会を設置して、配分に関する事項を決定する。なお、無指定金銭の被災者（世帯）に対する配分の基準は、次のとおりとする。 死者 1、重傷者 1/2、全壊世帯 1、半壊世帯 1/2、床上浸水世帯 1/3 ➤ 可児市災害義援金募集配分マニュアル

資料編

—

第24節 被災産業の復興

被災した企業や農林業者等の経営維持安定に向けて、資金の貸付け、必要枠の確保、早期貸付け等の措置について定める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	1 商工業に対する支援 （1）災害融資計画 被災商工業者の早期復興を図るため、金融機関の斡旋等必要な支援を行う。また、県の災害復旧資金の斡旋を行う。 （2）復旧資材等の調達計画 復旧用の物資、資材の確保または斡旋の要請があった場合は、市内の適切な業者に協力を依頼し、復旧用の物資、資材の確保または斡旋に努める。 2 農業・林業・畜産業に対する支援 （1）農業 水稻被害田の補改植、代作用種子の確保、病害虫の発生防除、肥料等の確保を関係機関に要請する。 （2）林業 林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの、または放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請する。 （3）畜産業 家畜の診療、家畜の防疫に努める。
	（めぐみの農業協同組合）	
	（可児商工会議所）	
	（可児金融協会）	

資料編

—

地震対策編

第1章 基本事項

第1節 地震災害による被害状況

本市では、明治24年10月28日に発生した濃尾大地震により、根尾谷断層の東南端に当たる帷子地区や春里地区で特に大きな被害があった（両地区で死者11人、全壊戸数400等）が、それ以降は大きな震災に見舞われていない。

しかし、我が国では、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災や平成23年3月11日の東日本大震災、平成28年4月14日および4月16日の熊本地震等により大規模な被害が出ている。

特に東日本大震災は、これまでの想定を上回る規模であり、建物の倒壊や火災、ライフラインの途絶、道路・鉄道等の交通ネットワークの停止による都市活動の機能停止や帰宅困難者への対応等、様々な課題が浮き彫りとなった。

東日本大震災を受けて、中央防災会議や岐阜県では、近い将来、今回の地震と同様のメカニズムで発生すると考えられている南海トラフ巨大地震等について議論されているほか、岐阜県内には多数の活断層が分布しており、内陸直下型地震の発生も危惧される。

第2節 地震災害の被害想定

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第21号）第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

国（地震調査研究推進本部）及び岐阜県による被害想定調査によると、南海トラフ巨大地震の発生確率は今後30年以内に70～80%とされている。他にも、岐阜県においては内陸直下型地震の発生も危惧される。

◆地震被害想定

想 定 項 目			南海トラフ地震	養老・桑名・四日市断層帯地震	揖斐川・武儀川（濃尾）断層帯地震	長良川上流断層帯地震（北↓南）	長良川上流断層帯地震（南↓北）	
最 大 震 度			6 弱	6 弱	6 弱	6 弱	5 強	
建物被害（棟）	揺れ	全壊	143	28	339	118	0	
		半壊	1, 277	486	2, 124	1, 151	26	
	液状化	全壊	365	41	116	53	0	
		半壊	566	64	182	83	0	
	急傾斜地	全壊	1	0	1	0	0	
	合計	全壊	508	69	456	172	0	
		半壊	1, 843	550	2, 306	1, 234	26	
火災（件）	冬の朝 5 時		0	0	1	0	0	
	夏の昼 12 時		1	0	1	0	0	
	冬の夕方 18 時		2	1	2	1	0	
人的被害（人）	死者	発生時刻	冬の朝 5 時	9	2	21	7	0
		発生時刻	夏の昼 12 時	3	1	8	3	0
		発生時刻	冬の夕方 18 時	5	1	13	4	0
	重症者	発生時刻	冬の朝 5 時	15	3	37	13	0
		発生時刻	夏の昼 12 時	14	3	29	12	0
		発生時刻	冬の夕方 18 時	12	2	27	11	0
	負傷者	発生時刻	冬の朝 5 時	271	98	478	247	5
		発生時刻	夏の昼 12 時	160	63	293	150	4
		発生時刻	冬の夕方 18 時	168	63	299	153	4
	要救出者	発生時刻	冬の朝 5 時	40	8	96	33	0
		発生時刻	夏の昼 12 時	22	4	50	19	0
		発生時刻	冬の夕方 18 時	27	5	64	23	0
避難者数 （建物被害及び焼失）			3, 324	811	3, 823	1, 863	32	
帰宅困難者数			669	—	—	—	—	

※数値は小数点以下を四捨五入しているため合計値等が一致しない場合があります。

出典：「平成 30 年度 岐阜県内陸直下地震等被害想定調査（岐阜県）」

「平成 23～24 年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（岐阜県）」

想 定 項 目			屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	阿寺断層系地震 (南↓北)	阿寺断層系地震 (北↓南東)	跡津川断層地震	高山・大原断層帯地震 (東↓西)	高山・大原断層帯地震 (南↓北東)	
最 大 震 度			6 弱	5 強	5 強	5 強	5 強	5 弱	
建物被害 (棟)	揺れ	全壊	72	0	3	2	0	0	
		半壊	937	66	162	99	36	1	
	液状化	全壊	31	0	7	2	7	0	
		半壊	49	0	11	3	11	0	
	急傾斜地	全壊	0	0	0	0	0	0	
	合計	全壊	104	0	11	4	7	0	
		半壊	985	66	173	102	47	1	
火災 (件)	冬の朝 5 時		0	0	0	0	0	0	
	夏の昼 12 時		0	0	0	0	0	0	
	冬の夕方 18 時		1	0	0	0	0	0	
人的被害 (人)	死者	発生時刻	冬の朝 5 時	4	0	0	0	0	0
		発生時刻	夏の昼 12 時	2	0	0	0	0	0
		発生時刻	冬の夕方 18 時	3	0	0	0	0	0
	重症者	発生時刻	冬の朝 5 時	8	0	0	0	0	0
		発生時刻	夏の昼 12 時	8	0	1	0	0	0
		発生時刻	冬の夕方 18 時	7	0	1	0	0	0
	負傷者	発生時刻	冬の朝 5 時	195	12	32	19	7	0
		発生時刻	夏の昼 12 時	115	10	23	15	6	0
		発生時刻	冬の夕方 18 時	121	10	22	14	5	0
	要救出者	発生時刻	冬の朝 5 時	20	0	1	1	0	0
		発生時刻	夏の昼 12 時	12	0	1	0	0	0
		発生時刻	冬の夕方 18 時	14	0	1	0	0	0
避難者数 (建物被害及び焼失)			1,438	79	234	130	74	1	
帰宅困難者数			—	—	—	—	—	—	

※数値は小数点以下を四捨五入しているため合計値等が一致しない場合があります。

出典：「平成 30 年度 岐阜県内陸直下地震等被害想定調査（岐阜県）」

「平成 23～24 年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査（岐阜県）」

第2章 事前対策

第1節 防災思想・防災知識の普及

地震発生時の被害を軽減するとともに、迅速かつ的確な応急対応を行えるようにするため、防災に関する知識や技術の普及を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 地震災害に応じた事前対策、応急対策や危険箇所の把握等の防災知識の習得に努める。 - 子どもを持つ家庭においては、地震時に子ども自身で自らの安全を確保するための行動ができるように防災教育に努める。 - 市及び自主防災組織等が実施する防災訓練に積極的に参加する。 ➤ わが家のハザードマップ、可児市地震防災マップ、地域危険度マップ（建物全壊率）
	自治会・自主防災組織	広報活動や市の防災訓練への参加、自主的な訓練の実施等を通じて、地域住民に対する防災知識の普及啓発を行う。 ➤ わが家のハザードマップ、可児市地震防災マップ、地域危険度マップ（建物全壊率）
共助	可児市国際交流協会	当協会が実施する事業等を通じて、外国籍市民に対して地震の基礎知識、地震時の情報収集手段、避難手順等の普及啓発を行う。
	岐阜県身体障害者福祉協会可児支部	当支部が実施する事業等を通じて、会員に対して地震への備え、地震時の情報収集手段、避難手順等の普及啓発を行う。
	可児市健友連合会	当会が実施する事業等を通じて、会員に対して地震への備え、地震時の情報収集手段、避難手順等の普及啓発を行う。
公助	市	県、防災関係機関と相互に連携し、住民に対する防災知識の普及啓発を図る。 - 災害時の具体的な行動マニュアルを作成し、住民に周知する。 - 防災関係機関・地域住民等（地域内企業を含む）と協力して防災訓練を実施するとともに、各自治会等が行う自主的な訓練を支援する。 - 外国籍市民に対して防災広報等を実施し、防災意識の向上を図る。 ➤ 可児市防災ガイドブック（外国語版）、災害時行動マニュアル、可児市多文化共生推進計画

資料編

—

第2節 自主防災活動の推進

大規模な地震が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延等が予想されるため、地域住民が団結し、組織的に活動することが重要である。そこで、地域の実情に合わせた自主防災活動を推進する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	地域の自主防災活動に積極的に参加する。
共助	自治会・ 自主防災組織	- 地域住民は「自主防災組織活動指針」等を参考に、地域の実状に即した自主防災組織等を組織し、市との連携を強化する。 - 防災マニュアルの作成や危険箇所、避難行動要支援者等の把握を図る。 - わが家のハザードマップの作成・更新、地震関連情報の追加に努める。 - 防災に関する知識や経験、技能等を有する人材の把握と活用に努める。 ➤ 自主防災組織活動指針、地区別災害時行動マニュアル、わが家のハザードマップ
公助	市	- 自主防災組織助成制度の実施、自主防災資機材の整備、研修の実施等により、自主防災組織の整備・充実を支援する。 - わが家のハザードマップづくりを支援する。

資料編

自主防災組織一覧（資－3）、可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱（資－71）

第3節 災害対策物資の備蓄

大規模な地震が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄ならびに調達体制を整備する。発災初期については、個人や自治会等の備蓄を中心に対応するものとし、市はその啓発に努める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 災害が発生した場合の食料や水、緊急物資の確保に努める。 - 各家庭で1週間程度の最低生活を確保できる食料や飲料水、緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮） ①のうち、非常持出品の準備（2～3日程度の食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等）） - 携帯トイレや生活用水の備蓄
共助	自治会・ 自主防災組織	- 緊急避難場所となる集会施設等に食料や水、防災資機材等を備蓄し、管理する。 - 地域内の湧き水、井戸水等の把握に努める。 ➤ 地区別防災備蓄計画
公助	市	- 災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講じる。 - 食料、生活必需品及び救急医療品の備蓄計画の策定 - 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結 - 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結 - 緊急物資の集積場所の選定 - 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導 - 炊き出し要請先リストの作成（学校給食施設、炊飯業者・外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等）と、必要に応じた炊き出しに関する協定の締結 - 災害が発生した場合の飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じる。 - 岐阜県水道災害相互応援協定等に基づく他の水道業者からの応急給水等を含む応急給水計画による作業の習熟と必要に応じた計画の更新 - 応急給水用資機材等の整備充実（給水タンク、応急給水袋、給水栓、給水車） - 復旧資材の備蓄 - 住民、事業所等に対する応急給水についての指導 - 情報通信機器及び防災・救助活動用資機材の備蓄を推進する。 - 物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄品の在庫確認、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう準備に努める

		➤ 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画（年次整備計画）、 可児市水道施設災害対策マニュアル
資料編		
応援協定一覧（資－16）、給水用資機材の保有状況（資－19）、 非常持出品リスト（第1次持出品）（資－21） 避難生活のための備蓄品リスト（第2次持出品）（資－22） 可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱（資－69）防災備蓄倉庫内容一覧（資－96）		

第4節 家屋等の耐震対策

建築物の所有者または管理者に対し、耐震診断及び耐震補強等の耐震対策に関する重要性について啓発を行い、家屋等の一般建築物（家屋等）及びブロック塀等の耐震性の強化を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 一般建築物（家屋等）の耐震化や家具等の転倒防止・ガラスの飛散防止等の対策を行う。 - ブロック塀等の倒壊防止の対策を行う。
共助	自治会・自主防災組織	- 広報活動等を通じて、一般建築物（家屋等）の耐震化や家具等の転倒防止・ガラスの飛散防止等の対策に関する普及啓発を行う。 - ブロック塀等の倒壊防止の対策に関する普及啓発を行う。
公助	市	- 一般建築物（家屋等）の耐震化や家具等の転倒防止・ガラスの飛散防止等の対策に関する普及啓発を行う。 - ブロック塀等の倒壊防止の対策に関する普及啓発を行う。 - 建築物及びブロック塀等の耐震化促進に関する事業への支援（補助）を行う。 ➤ 可児市耐震改修促進計画、可児市防災ガイドブック、災害時行動マニュアル

資料編
可児市木造住宅耐震診断事業実施要綱（資-74）
可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（資-77）
可児市ブロック塀等撤去費補助金交付要領（資-85）

第5節 まちの不燃化・耐震化

大規模な地震が発生した場合、建築物の倒壊や、二次災害としての延焼火災が各地で発生することが予想されることから、被害を最小限に抑えるため、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園や道路の整備等による防災空間の確保等「地震に強いまちづくり」を目指す。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	1 建築物の防災対策 可児市耐震改修促進計画に基づき、公共施設及び一般建築物の耐震化を進める。 2 道路、橋りょう等道路施設の防災対策 地震発生時における道路、橋りょうを確保するため、危険箇所、補修等対策が必要なものの調査を行い、優先順位、対策工法等を定めて整備を図る。 3 河川等施設の防災対策 地震災害時における河川施設、排水設備、ため池等の施設の被害を防止するため、危険箇所、補修等対策が必要なものの調査を行い、優先順位、対策工法等を定めて整備を図る。 4 都市の防災対策 （1）都市防災の推進 過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る。 （2）防災空間の確保 都市緑地法に基づき、防災空間の確保に努める。また、緑地保全地区等の地域指定を推進し、防災空間の確保に努める。
		➤ 可児市耐震改修促進計画、可児市橋梁長寿命化修繕計画、都市計画マスタープラン

資料編

重要樋管一覧（資－39）

第6節 避難対策

災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときに住民が速やかに安全な場所に避難できるよう、避難誘導體制を整備するとともに避難所を確保する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 緊急避難場所、避難所等の位置や避難経路を確認しておく。 - ペット同伴で避難する場合は、日ごろからきちんとしつけをしておく。 ➤ わが家のハザードマップ
	自治会・ 自主防災組織	- 市の指定避難所に避難する前に一時的に集合し、危険回避あるいは応急的な生活をする場所として、集会所等を「緊急避難場所」として指定しておく。また、指定した場合には、地区住民に周知する。 - 地域内の事業所等と平常時から連携を深める等、災害時に緊急避難場所として活用できる場所の発掘・確保に努める。 - 緊急避難場所となる集会施設や公園等の把握及び適切な管理や耐震化等を行う。 - 訓練等の実施により、災害時における地域住民の避難誘導及び安否確認の適切な実施ができるようにしておく。
公助	市	- 自治会等が緊急避難場所を確保できるよう必要な支援を行う。 - 施設及び周辺の安全性を考慮して次のとおり避難所を指定し、住民に周知徹底する。また、避難所における非常用電源や通信手段等の確保、非構造部材の耐震化等の機能強化を図る。 - 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 ① 指定緊急避難場所 ② 指定避難所 ・ 指定一般避難所（第1次、第2次、第3次） ・ 指定福祉避難所（第1次、第2次） ③ 広域避難場所 ※上記①～③の各種別ごとの説明や、指定された施設等については、「指定緊急避難場所・指定避難所の一覧（資料編 資23～25）」を参照。

公助	市	・大規模災害により大量の避難住民が発生した場合に備え、避難所の運営体制を確立するため、「可児市避難所運営マニュアル指針」を策定する。 - また要配慮者を受入れ対象としている指定福祉避難所の運営方法や、職員及びスタッフ等の対応方法について、「可児市福祉避難所開設・運営マニュアル」を策定し、周知を図る。 ・「可児市避難所運営マニュアル指針」に基づき、避難所運営訓練（HUG）を実施する。 ・広域避難場所（大規模災害時の避難場所）については、避難者の安全性の確保を図るため、防火植栽帯、消防・飲料水利施設の整備、救護所となる建築物の確保を行うとともに、広域避難場所標識の設置を行う。 ・ペット同伴で避難する場合の対応マニュアルを整備する。 ➤ 可児市避難所運営マニュアル指針、同指針新型コロナウイルス感染症対策編、避難所等サイン計画、可児市災害時ペット救護マニュアル、可児市福祉避難所開設・運営マニュアル
----	---	---

資料編

指定緊急避難場所・指定避難所の一覧（資-23）

第7節 避難行動要支援者対策

各種警報や情報の入手が困難で、避難等に配慮が必要な乳幼児、妊産婦、高齢者、要介護者、障がい者、外国籍市民等の要配慮者を把握して防災知識の普及・啓発を図る。また、要配慮者のうち、特に支援を必要とする避難行動要支援者については名簿を作成する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	避難行動要支援者本人（要介護者、障がい者、妊産婦、難病患者等）	- 日常生活に必要な用具、非常時の連絡先等を記したものを携帯する。 - 災害時に自身の安否を近親者、自治会長、避難支援者等に連絡できるようにしておく。
	自治会・自主防災組織	- 地域内の避難行動要支援者の把握と情報の更新に努める。 - 避難行動要支援者の支援に向けた防災知識の普及、訓練の実施に努める。 - 避難行動要支援者名簿を所持している自治会・自主防災組織は、掲載者を平時から把握する。また、個別避難計画を利用し、掲載者個々の避難支援者を決めておく。 ➤ 地区別避難行動要支援者避難支援計画
共助	民生児童委員	避難行動要支援者名簿を所持している民生児童委員は、個別避難計画を利用し、掲載者を平時から把握する。
	可児市国際交流協会	災害時における多言語サポーター等の育成に努める。
	岐阜県身体障害者福祉協会可児支部	避難行動要支援者への防災知識の普及・啓発に努める。
	可児市健友連合会	避難行動要支援者への防災知識の普及・啓発に努める。
	施設管理者	職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行うものとする。
公助	市	- 避難行動要支援者の把握を行うとともに、避難行動要支援者の支援について、関係機関等との協力体制を維持向上させる。 - 地域における避難行動要支援者の支援に向けて、地域住民、避難行動要支援者を対象に防災知識の普及、啓発、防災訓練を行う。

公助	市	- 避難所、避難路等の防災施設の整備を図るとともに、避難行動要支援者への防災情報の提供、関係施設との連携による災害時における社会福祉施設での要介護者等の受入れ等を図る。 - 福祉避難所を確保するとともに、専用スペースの確保、避難所のバリアフリー化等について配慮する。 - 避難行動要支援者に必要な物資を確保する。 - 災害対策基本法第49条の10から第49条の13に基づく避難行動要支援者名簿の作成等を行うとともに、自治会等で避難支援を受けられない避難行動要支援者を把握する。 - 避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成に努める。 ➤ 避難行動要支援者支援マニュアル
----	---	---

資料編

指定緊急避難場所・指定避難所の一覧（資-23）、避難行動要支援者名簿の作成等（資-89）

第8節 学校等予防対策

学校等の災害予防あるいは児童生徒等の安全避難の訓練等について、各施設の経営者または管理者は災害条件を考慮し、施設別にその計画を樹立して実施の推進を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
共助	P T A	- 児童生徒等の安全に関する保護者向けの学習機会の確保に努める。 - 通学路の危険箇所等の調査及びハザードマップの作成・更新に努める。
公助	市 （学校等の経営者、管理者）	1 防災教育の推進 （1）児童生徒等に対する防災知識の普及 児童生徒等への防災知識の普及を図るため、学校等（保育園、幼稚園、小学校、中学校）において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程等に位置づけて実施し、学校行事等と関連性を持たせながら効果的に行うよう配慮する。 （2）教職員等の指導力の向上 教職員等に対して防災指導資料を配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災知識の習得及び防災教育の指導力の向上に努める。 2 登下校の安全確保 学校等の管理者は、児童生徒等の登下校の安全を確保するため、通学路の危険箇所を把握して、児童生徒等及び家庭への周知を図る。 3 「命を守る訓練」の実施 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努め、年に1回以上は実施する。 ➤ 防災を含む安全に関する教育の指導計画、危険等発生時対処要領

資料編

—

第9節 火災予防対策

大規模な地震が発生した場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性もある。そこで、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態の発生も想定し、効果的、機能的な消火活動ができる体制を整備する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 火の取り扱いに注意する。 - 住宅に火災警報器や消火器を設置する。
共助	自治会・ 自主防災組織・ 自衛消防隊	- 火災予防に関する意識の普及啓発に努める。 - 消火班の編成や消火栓ホースの整備等、初期消火体制の確立に努める。
公助	市 可茂消防事務組合	- 消防力の整備強化 消防力の整備指針に定める水準を目標として消防団、消防署の充実強化及び消防施設の整備増強を図る。 （１）消防団員、消防職員の確保と資質の向上 （２）消防施設、消防資機材等の整備拡充 - 消防水利の確保 消防水利の基準に適合するように消火栓と防火水槽を適正に配置する。また、同時多発火災、消火栓使用不能事態等に備えて、河川、池、プール等の把握による水利の多様化を図る。 - 消防支援組織の育成 地域で自主的に組織された自衛消防隊、地区消防支援隊等の地域防災の要となる組織の育成・支援を図る。 - 火災予防の啓発 火災の発生を防止し、あるいは災害時における被害の軽減を図るため、住民に対し、防火に関する思想の周知徹底を図る。

資料編

可児市消防団組織図（資－38）、自衛消防隊一覧（資－38）

第10節 緊急輸送網の整備

大規模な震災時において災害応急対策を迅速に実施するため、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行うルートを確保し、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市	1 緊急輸送道路の指定 災害対策本部、避難所、ヘリポート等の連絡及び県緊急輸送道路とのネットワークを構築するため、市内の緊急輸送道路を指定し、地震発生後の第1警戒路線として、関係機関に周知し、要員、物資等の円滑な輸送を図る。また、緊急輸送道路の指定に伴い、一般車を通行させる迂回ルートの指定も行う。 2 物流拠点（集積配分拠点）の設置 大規模な災害が発生した場合において、市外から援助物資を迅速かつ効率的に受け入れるため、広域物流拠点として集積配分拠点を設置する。集積配分拠点における業務は次のとおりとする。 （1）一時集積及び分類 （2）避難所等の物資需要情報の集約 （3）配送先別の仕分け （4）小型車両への積み替え、発送 3 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化促進 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物について、耐震化促進に関する事業への支援（補助）を行う。 ➤ 可児市緊急輸送道路防災マニュアル、救援物資集積配分マニュアル

資料編

物資及び人員の拠点施設一覧（資-34）、緊急輸送道路一覧（資-34）

第11節 ライフライン施設対策

ライフラインの寸断は、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながる等、その影響は極めて広範に及ぶため、施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市	電力事業者 ガス事業者 電気通信事業者 公共交通事業者	- 市との緊急連絡体制を築き、定期的に双方で確認する。 - 市との情報交換を平時から密にしておく。 - 市が実施する防災関係機関との総合防災訓練に参加する。
		1 水道施設 水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次の対策を行う。 （1）施設の適切な点検・修繕や更新による安定稼働 （2）県水受水系統の複線化による水道水の安定確保 （3）配水池やポンプ場、管路等送配水施設の耐震化 （4）管路施設の整備 （5）電力設備の確保 （6）緊急時給水拠点の設定 （7）資機材の備蓄等 （8）広域的相互応援体制の充実 2 下水道施設 下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、次の対策を行う。 （1）施設点検の定期的実施による危険箇所の把握 （2）施設設備の耐震・液状化対策等 （3）管きょ、ポンプ場、処理場のネットワーク化の検討 （4）下水道台帳の適切な維持更新 （5）広域的相互応援体制の充実 ➤ 可児市水道施設災害対策マニュアル、下水道事業業務継続計画（下水道課BCP）

資料編

—

第12節 ボランティア活動の支援

地震発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティア団体等との連携を図り、数の確保と質の向上に向けて活動の環境整備を推進する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
共助	可児市赤十字奉仕団	地域での炊き出し訓練等に協力する。
	可児市NPO協会	災害支援活動を行うNPO等の活動支援を行う。
公助	可児市社会福祉協議会	- 災害時にボランティア活動を総合的に調整するボランティアセンターをすみやかに設置できるよう、訓練等を実施する。 - 市や可児市NPO協会等と連携し、ボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。 - ボランティアコーディネーターの設置、育成に努める。 - ボランティアの活動拠点となる施設の確保、情報機器、設備等の整備を図る。 ➤ 可児市社会福祉協議会ボランティアセンター運営規定、可児市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル
	市	- 可児市社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害救援活動を可能とするための受け入れ体制づくりについて支援を行う。 - 可児市社会福祉協議会が行うボランティアコーディネーターの設置、育成について支援する。

資料編

応援協定一覧（資－16）

第13節 通信手段の確保

事前対策及び応急対策上必要な情報の伝達・交換を円滑に実施するための防災通信設備等の整備として、通信網の多様化、複線化を進める。

実施主体	活動内容（ 〆 個別計画・マニュアルなど ）
公 助 市	1 防災行政無線の整備 災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現場、各地域との通信を確保するための移動無線通信施設の保守点検を平常時から定期及び随時に実施するとともに、運用の習熟に努める。 2 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の周知 本システムの利活用について、広報紙、ホームページ等を通じて住民に周知し、住民の生命、身体、安全確保と財産の保護に努める。 3 各種通信網の整備充実 通信の途絶を回避するため、多様な通信手段を確保する。また、防災行政無線、携帯メール、インターネット等を個別ではなく一斉に配信できるシステムの構築に努める。 （1）防災行政無線 （2）携帯メール一斉配信システム（すぐメールかに） （3）インターネット（ホームページ、LINE、フェイスブック、ツイッター等） （4）衛星携帯電話 （5）災害時優先電話 （6）ケーブルテレビ可児 （7）コミュニティFM（FMらら） （8）緊急速報メール （9）オートコールサービス 4 県防災通信システム等の通信訓練 平時から県防災行政無線、県被害情報集約システム、防災相互通信用無線等の通信訓練を実施し、災害時に防災関係機関との通信が確実に出来るようにしておく。

資料編

防災行政無線設備一覧（資-26）、防災相互通信用無線局一覧（資-30）
災害時優先電話設置場所一覧（資-32）

第14節 災害情報の収集・伝達対策

事前対策及び応急対策活動を迅速かつ的確に行うために、防災関係機関、報道機関等と連携し、地震に関する情報の調査、報告及び収集、伝達体制を確立する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	・ 災害時に自ら情報を取得できるよう、以下のような手段を把握し、活用方法を習得しておく。 ① 防災行政無線 ② 「防災無線」電話で確認サービス ③ 携帯メール・斉配信システム（すぐメールかに） ④ インターネット（ホームページ、LINE、フェイスブック、ツイッター等） ⑤ ケーブルテレビ可児 ⑥ テレビのデータ放送 ⑦ コミュニティFM（FMらら） ⑧ 緊急速報メール ⑨ オートコールサービス
共助	自治会・ 自主防災組織	・ 災害に関する情報を収集する手段を地域住民に周知する。 ・ 連絡網の整備等、災害情報を住民に伝達する方法を決めておく。 ➤ 地区別災害時緊急連絡網等
公助	市	・ 関係機関との連絡や情報収集・伝達体制の確立を図り、正確な情報提供を実施する。 ・ 住民への災害情報の伝達を確実にを行うため、多様な情報伝達手段を確保する。 ➤ 災害情報収集マニュアル、災害対策本部運用運営マニュアル

資料編

—

第15節 業務継続計画の整備

大規模な地震発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務を継続、あるいは早期に立ち上げるために、業務継続計画の策定に取り組む。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	1 市の業務継続計画（BCP）の策定 災害発生時においても市役所の業務機能を維持し、災害応急対策を含めて業務の優先度を位置づけ、最低限必要な行政サービスを住民に継続的に提供するために、業務継続計画の策定を行う。 2 個人情報等の分散管理 市における業務継続のために重要な個人情報を含むデータの分散管理の促進を図る。 3 企業の業務継続計画の策定促進 BCPの必要性や企業防災の重要性について積極的に啓発するとともに、BCPを策定するために必要となる被害想定やハザードマップ等の公表を進める。 また、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。
		➤ 可児市地震時業務継続計画、各課業務継続計画

資料編

—

第3章 災害応急・復旧対策

1. 準備・警戒～緊急初動期（発災直後から数時間後まで）

第1節 災害対策活動体制

地震が発生した場合に、状況に応じて迅速に対応できるよう、あらかじめ動員の範囲や連絡方法、任務分担等を明確にする。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	地震が発生した時は、まず自身及び家族の安全を確保し、状況に応じて適切に行動する。
	自治会・自主防災組織	地震が発生した時は、地区内の状況を把握する。また、自治連合会長は、地区の連絡所長と連携して各地区の状況を把握する。 ➤ 地区別災害時行動マニュアル
公助	消防団	- 消防団長以下すべての団員は、震度5弱の地震が発生した時は、自宅に待機する。 - 消防団幹部は、震度5強以上の地震が発生した時（災害対策本部設置）は、速やかに市役所に参集する。その他の団員は、消防車庫に出動して団長の指示があるまで待機する。 - 団員は、団長の指示により災害対策活動を実施する。 ➤ 災害時消防団活動要領
	市	1 災害準備体制 「市内において震度3の地震が発生したとき」「市内において震度4の地震が発生したとき」「南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき」「その他市長がこの体制を命じたとき」は、担当職員により準備体制をとり、主に情報収集を行う。 2 災害警戒本部 「市内において震度5弱の地震が発生したとき」「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき」「その他市長がこの体制を命じたとき」は、災害対策本部を設置する前段階の警戒体制として設置し、情報収集、警戒巡視、広報活動、関係機関と連絡等を行い、特に二次災害の防止に努める。 3 災害対策本部 （1）設置基準 - 市内において震度5強以上の地震が発生したとき - 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき - その他市長がこの体制を命じたとき

(2) 設置場所

市役所本庁舎4階会議室とする。ただし、使用不能の場合は、代替場所を可児市地震時業務継続計画に定める代替庁舎検討用リストから選定する。

(3) 組織編成

資料編「災害対策本部の組織編成」のとおり。

(4) 本部員会議

災害対策本部の設置後に必要がある時に開催し、災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに、各組織において実施する対策の総合的な調整、推進に当たる。

(5) 体制

資料編「災害の状況による職員体制」のとおり。また、時間経過ごとの体制は、資料編「緊急初動期から応急活動期における各部の役割（地震時）」のとおり。

(6) 分担任務

資料編「災害時における各課の分担任務」のとおり。

4 現地災害対策本部

災害の規模、程度等により必要があると認める時は、現地災害対策本部を設置し、現地における応急対策を実施する。現地災害対策本部は、被災地に近い公共施設を使用する。

5 被災建築物応急危険度判定実施本部（災害対策本部の下に設置される実施本部）

(1) 設置基準、解散基準

- ・ 市内において震度5弱以上の地震が発生した場合で災害対策本部、災害警戒本部が設置された場合に、災害対策本部長が判定実施を決定した時、若しくは実施本部長が被害の状況に応じて判定実施を決定したとき。
- ・ 災害対策本部長が、実施本部業務終了後、実施本部を解散する

(2) 設置場所

- ・ 市役所本庁舎2階会議室とする。ただし、使用不能の場合は、近隣の市有施設を代替場所とする
- ・ 必要に応じて、実施本部とは別に判定拠点の設置を行う

(3) 組織編制

- ・ 実施本部長は、建築指導課長（災害対策本部長が任命）とする
- ・ 毎年度作成する「被災建築物応急危険度判定実施体制一覧表」のとおり

	➤ 職員参集マニュアル、災害対策本部運用マニュアル、被災建築物応急危険度判定（実施本部業務マニュアル）、可児市地震時業務継続計画
--	---

資料編
災害対策本部の組織編成（資－6）、災害の状況による職員体制（風水害、その他災害時）（資－7）、災害の状況による職員体制（地震時）（資－8）、災害発生前から発災時・発災後における各課の分担任務（資－9）

第2節 避難対策

地震発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、市を中心として防災関係者が相互に連携をとり地域住民に対して、避難のための立退きの勧告、指示等を行い、安全な場所へ避難させる。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 地震が発生した時又は南海トラフ地震臨時情報が発表された時は、自身がいる場所の状況に応じて避難行動を開始する。 - ペットの取り扱いについては、別途マニュアルによる。 「可児市避難所運営マニュアル指針」により、自治会等と協力して避難所の運営を行う。 ➤ 可児市災害時ペット救護マニュアル、可児市避難所運営マニュアル指針
	自治会・自主防災組織	- 地震の発生後、状況に応じて集会所等の安全を確認し、緊急避難場所として開設する。 - 地区の災害時行動マニュアル等により、地区住民を避難所等の安全な場所に避難誘導する。 「可児市避難所運営マニュアル指針」により、避難者と協力して避難所の運営を行う。 ➤ 災害時行動マニュアル、可児市避難所運営マニュアル指針

公助	市	1 避難所の開設 (1) 開設時期 原則として災害対策本部の設置時とする。 (2) 開設場所 指定避難所の安全を確認し適切な場所を選定して開設する。開設前には必ず被災建築物応急危険度判定士による判定調査及び市職員による施設安全チェックリストでの目視確認、避難所開設チェックリストにより安全を確認する。安全が確認できない場合は、災害対策本部に報告し代替避難所等の検討を行う。開設した場合には、防災行政無線、携帯メール一斉配信システム等の情報通信手段により、速やかに住民に周知するとともに、県、警察署及び関係機関に連絡する。 2 避難所の体系 ① 指定緊急避難場所 ② 指定避難所 ・ 指定一般避難所（第1次、第2次、第3次） ・ 指定福祉避難所（第1次、第2次） ③ 広域避難場所 ※上記①～③の各種別ごとの説明や、指定された施設等については、「指定緊急避難場所・指定避難所の一覧（資料編 資23～25）」を参照。 3 避難所の運営 避難所従事職員は、避難者数、避難者のニーズ等を把握し、災害対策本部に報告する。また、避難所の運営をあらかじめ定めた「可児市避難所運営マニュアル指針」により避難者と協力して避難所の運営を行う。 また「可児市福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づき、要配慮者を受入れ対象としている指定福祉避難所の運営を行う。 4 帰宅困難者対策 (1) 市外に帰宅する者（市内滞留者） 緊急速報メール等により、避難所場所、道路情報等の情報提供に努める。 (2) 市内に帰宅する者（市外滞留者） ホームページ、ツイッター等により、市内の被害状況等を発信する。 ➤ 可児市避難所運営マニュアル指針、可児市福祉避難所開設・運営マニュアル
----	---	---

資料編

指定緊急避難場所・指定避難所の一覧（資-23）

第3節 避難行動要支援者対策

地震発生時、避難行動要支援者は身体面または情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、情報提供、避難誘導、救護・救済等についてきめ細やかな対策を講じる。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	避難行動要支援者本人	地震が発生した時又は南海トラフ地震臨時情報が発表された時は、自身の安否を近親者、自治会長等に連絡する。
	市民	地震が発生した時は、自身と家族の安全確保を最優先し、平時から把握している近隣の避難行動要支援者の安否を確認し、安全な場所への避難誘導に努める。
共助	自治会・自主防災組織	- 地震が発生した時又は南海トラフ地震臨時情報が発表された時は、自身と家族の安全確保を最優先し、民生児童委員と協力して避難行動要支援者名簿や個別避難計画を利用、及び平時から把握している地域内の避難行動要支援者の安否を確認し、安全な場所への避難誘導に努める。 - 安否の確認ができない避難行動要支援者を、地区の連絡所長を通じて市に連絡する。
	民生児童委員	地震が発生した時又は南海トラフ地震臨時情報が発表された時は、自身と家族の安全確保を最優先して、近隣住民と声をかけ合いながら率先避難し、自らの安否を単位民児協会会長等へ連絡。その後、自治会・自主防災組織と協力して避難行動要支援者名簿や個別避難計画を利用、及び平時から把握している担当地区内の避難行動要支援者の安否確認に努める。
	可児市国際交流協会	地震が発生した時は、多文化共生センターの利用者の安全を確保する。また、同センター内に災害時多言語支援センターを設置し、災害時の多言語サポーターを確保するとともに、避難所等の必要とされる施設に派遣する。 ➤ 可児市災害時多言語支援センター設置運営マニュアル
公助	市消防団 可茂消防事務組合 可児警察署	- 避難情報の伝達 防災行政無線、携帯メール一斉配信システム（すぐメールかに）、ホームページ等のほか、危険区域に住む要支援者にはオートコールサービスを提供する。 - 避難行動要支援者の安否確認 - 自治会等で避難支援を受けられない避難行動要支援者の安否確認を消防団、消防署及び警察署と連携して行う。 - 避難行動要支援者名簿を提供している自治会等に安否不明者の有無を照会する。 - 安否不明者の連絡を受けた場合は、災害の危険性が高い地区を優先的に、消防団、消防署及び警察署と連携して確認を行う。

公助	市 消防団 可茂消防事務組合 可児警察署	3 避難行動要支援者への配慮 (1) 避難所 必要に応じて福祉避難所を開設し、避難行動要支援者に必要な物資を確保する。避難所での援護にあたっては、可児市避難所運営マニュアル指針等に基づき対応する。 また「可児市福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づき、要配慮者を受入れ対象としている指定福祉避難所の運営を行う。 (2) 福祉サービスの継続 福祉サービス事業者との間で速やかに連絡を取り、避難行動要支援者が継続して福祉サービスが受けられるように努める。また、必要に応じて民間福祉施設との協定に基づき、緊急入所等を要請する。 (3) 外国籍市民支援対策 多文化共生センター内に災害時多言語支援センターを設置するとともに、外国籍市民の被災状況、避難状況に関する情報を収集するとともに、外国籍市民が孤立しないよう必要な情報を収集し、多言語による情報発信に努める。
		避難情報の判断・伝達マニュアル、避難行動要支援者支援マニュアル、可児市避難所運営マニュアル指針、可児市福祉避難所開設・運営マニュアル

資料編
応援協定一覧（資－16）、指定緊急避難場所・指定避難所の一覧（資－23）、避難行動要支援者名簿の作成等（資－89）

第4節 通信手段の確保

地震発生時における各種情報の収集、災害応急対策に必要な指示の伝達を迅速かつ確実に実施するため、通信手段の確保に努める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
共 助 公 助	自治会・ 自主防災組織	一般加入電話、携帯電話による通信ができない場合は、地区住民の安否、被害情報等の収集・伝達役の人員を確保する。
	市	1 通信手段の機能確認 災害発生後直ちに防災行政無線、携帯メール・斉配信システム等の情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障がある場合には早急に復旧を行う。 2 通信の方法 通信網の被害状況等により一定できないが、概ね一般加入電話（災害時優先電話）、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線のうちから実情に即した方法で行う。県や防災関係機関とは、県防災通信システムや防災相互通信用無線を活用する。 また、これらの通信手段だけでは不十分な場合は、災害協定に基づきアマチュア無線団体に応援を要請する。 ➤ 災害時通信手段確認マニュアル

資料編

応援協定一覧（資－16）、防災行政無線設備一覧（資－26）、災害時優先電話設置場所一覧（資－32）

第5節 災害情報等の収集・伝達・広報

地震発生時は、速やかに被害状況等の情報の収集・伝達及びその広報を行う。また、情報の調査・収集は、災害発生時からの時間経過も含めて、状況の把握に努める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	地震が発生した時は、自身及び家族の安否、被害状況を自治会長等に連絡する。
共助	自治会・自主防災組織	地震が発生した時は、地区内の被害状況、避難状況等を調査して、地区の連絡所に報告する。
公助	市	1 情報の収集・伝達 被害や避難に関する情報は、発災後から継続的に収集するが、住民、自治会、防災関係機関等からのすべての情報は、災害対策本部で一元的に収集、集約する。また、災害対策本部がこれらの情報を適宜速やかに関係機関に伝達する。 2 被害状況の調査 各部課は、分担業務に係る被害状況の調査を実施して、災害対策本部に報告する。 3 災害広報 災害発生後速やかに広報部門を設置し、被災者をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。 （1）広報の手段 防災行政無線、携帯メール一斉配信システム（すぐメールかに）、ホームページ、LINE、フェイスブック、ツイッター、ケーブルテレビ可児、コミュニティFM等による情報提供、報道機関への情報提供、その他広報手段を有効に活用し、また自治会を通じる等、迅速かつ的確な広報を行う。 （2）広報の内容 被害の発生状況、避難に関する情報、応急対策活動に関する状況、その他住民生活に関すること等、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を発信する。 （3）デマ等の発生防止対策 報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に発信するとともに、デマ等の事実を把握した時にはその解消のため適切な措置を講ずる。 ➤ 災害対策業務マニュアル

資料編

—

第6節 救助活動

生命、身体が危険な状態にある者の救出または生死不明の状態にある者に対する必要な救助、捜索、保護を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
共 助	自治会・ 自主防災組織	救助活動の主体は公的機関ではあるが、災害時には倒壊家屋等により多数の救出を要する者が発生し、早急な対応が困難になることから、自治会または自主防災組織の救助・救出班を中心に、できる限りの救助活動を行う。
	市 消防団 可茂消防事務組合 可児警察署	1 救出の方法 （１）市、消防署及び警察署は、緊密な連携のもと実情に即した方法により速やかに救出作業を行う。 （２）救出作業は、主に消防署が行い、消防団はその後方支援に努める。 2 応援の要請 救出の実施が困難な場合は、県及び県内市町村に救出の実施またはこれに要する資機材について応援を要請する。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、広域消防相互応援協定により応援を要請する。 また、大規模な土砂崩れ、河川の決壊等により生き埋め者、行方不明者が発生した場合など、広域的な対応だけでは対処できない場合は、自衛隊や緊急消防援助隊の派遣について県知事を通じて要請する。

資料編

応援協定一覧（資－16）

第7節 医療救護活動

地震により医療の機能が不足し、または医療機関が混乱した場合、医師会等の協力の下、被災者に対し応急的に医療、助産を施し、人身の保全を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
共 助	自治会・ 自主防災組織	医療救護活動の主体は公的機関ではあるが、災害時には多数の傷病者が発生し、早急な対応が困難になることから、自治会または自主防災組織の救護班を中心に、できる限りの応急手当を行うとともに傷病者を医療機関、救護所に搬送する。
	可児医師会 可児歯科医師会 岐阜県薬剤師会 可茂支部	- 可児医師会等は、市からの要請に基づいて医療救護班を編成する。 - 医療救護班は、市が指定する救護所（医療機関）で医療救護活動を実施する。 - 医療救護班の業務内容は、概ね次のとおりとする。 ① 傷病者に対するトリアージ ② 傷病者に対する応急措置及び必要な医療 ③ 助産 ④ 災害時に医療救護を行うと想定されている医療機関への転送及び順位の決定 ⑤ 死亡の確認及び死体の検案 ⑥ 調剤、服薬指導及び医薬品等の保管管理 ➤ 可児市災害救急医療マニュアル
公 助	市	1 医療救護対策 (1) 市内の傷病者の実態を把握する。 (2) 災害協定に基づき医師会等に医療救護活動の協力を要請する。 (3) 安全確認が出来た医師会等の医療機関等を指定して救護所を開設する。 (4) 必要な医薬品、衛生資材等を調達するとともに、必要に応じて県（可茂保健所）に調達を要請する。 2 応援の要請 災害の程度により必要であれば、県及びその他関係機関に応援を要請する。

資料編

応援協定一覧（資-16）

第8節 学校等応急対策

地震発生時における児童生徒等の生命の安全を確保するとともに、平常時と同様に教育活動が行えるように、施設の応急復旧及び教職員の確保を図る。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市 （学校等の経営者、管理者）	1 活動体制及び児童生徒等の安全確保 （1）災害対策本部の設置前 市立小中学校、幼稚園、保育園、児童センター、児童館、こども発達支援センター及びキッズクラブ、その他の私立幼稚園、保育園、小中学校及び高校は、あらかじめ決められた活動体制をとり、必要な措置を講ずる。 （2）災害対策本部の設置後 市立小中学校、幼稚園、保育園、児童センター、児童館、こども発達支援センター及びキッズクラブは、災害対策本部の指揮下に入り、災害応急対応にあたる。 また、その他の私立幼稚園、保育園、小中学校及び高校は、各学校等の災害時対応マニュアル等により災害応急対応にあたる。災害対策本部は、これらの学校等への災害情報等の提供を行う。 2 施設の応急復旧 施設が被害を受け、授業や保育の実施に支障を生じ、あるいはそのまま放置すると被害が拡大するような場合は、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行う。 3 教職員の確保 教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、市内の学校間で調整する。市内で調整できない時は、県に教職員の応援を要請する。 ➤ 危険等発生時対処要領、保育園幼稚園危機管理マニュアル

資料編

—

第9節 交通・輸送対策

地震発生時には交通の安全と道路施設保全のため、また、避難者及び応急対策従事者の移送あるいは救助、復旧用物資等の輸送のために、通行禁止及び制限を行い、輸送道路を確保する。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市 可児警察署 （可児市建設業 協同組合）	1 道路施設の被害調査 災害発生後速やかに道路、橋梁等の道路施設の被害調査を行い、通行止めあるいは応急的な措置を実施する。また、市全域の交通の状況を把握し、災害応急体制の早期確立を図る。 2 交通規制の実施 (1)市道 道路施設の破損等により交通の危険を防止するため必要がある場合、道路の通行を禁止し、または制限する。また、その旨を県、警察署及び関係機関に通知する。 (2)市道以外 市道以外の道路施設で、その管理者に通知して規制をする余裕のない時は、直ちに警察署に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、応急的な規制を行う。 3 迂回路の確保 交通規制を行った時は、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等一般交通にできる限り支障のないように努める。 4 緊急輸送道路の確保 早急な災害応急活動、物資の輸送等を実施可能とするため、緊急輸送道路を優先して、その確保に努める。確保するために必要な場合は、車両移動、放置車両の撤去等の措置命令を行う。 5 ヘリコプター緊急離着陸場の確保 物資及び負傷者等の輸送について、緊急輸送道路の確保に加えて、空からの輸送も可能とするためにヘリコプターの緊急離着陸場の確保を行う。 ➤ 交通規制マニュアル

資料編

防災ヘリコプター緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧（資－31）

緊急輸送道路一覧（資－34）

2. 災害応急期（発災から3日後まで）

第10節 水・食料・物資供給活動

大規模な地震発生時には、被災者及び災害応急対策従事者に対する給水、炊き出し等食料品の供給、生活必需物資の確保とその供給を行う。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 個人の水、食料は、個人の備蓄で1週間程度は賄うように努める。 - 個人の衣料、日用品等の物資（生活必需品等）は、個人の備蓄物資で賄うように努める。
共助	自治会・自主防災組織	- 自治会の防災倉庫に備蓄してある水、食料、物資を地区住民に配給する。 - 不足している水、食料、物資の品目、数量等を市へ連絡する。
公助	市	1 水、食料、物資の配給 災害発生直後は、平常時から指定避難所に備蓄している水、食料、物資を「可児市避難所運営マニュアル指針」に基づき、避難者等に配給する。また、水は、断水地域に近い水源地（配水池等）または消火栓から給水車に積載し、または容器により運搬供給する。 2 炊き出しの実施 炊き出しは、避難所ごとに避難者が主体となって実施する。また、学校給食が再開されるまでの間、学校給食センターで炊き出しの実施が可能な場合は、当施設を利用する。 3 応援の要請 備蓄食料等だけでは不足する場合は、県や民間企業との応援協定に基づき応援を要請する。給水車による飲料水の供給ができない時は、県及び日本水道協会等に対し応援を要請する。 4 食料・物資の配送 災害協定に基づく食料、物資等は、一次物流拠点（一時集積配分拠点）である道の駅可児ッテを経由して二次物流拠点（可児工業団地、福祉センター、可児市運動公園）に集積し、避難所ごとに配送する。配送は、市が実施するが、状況により民間配送業者に委託する。 ➤ 可児市避難所運営マニュアル指針、可児市水道施設災害対策マニュアル、救援物資集積配分マニュアル

資料編

応援協定一覧（資-16）、防災備蓄倉庫内容一覧（資-96）

第11節 ライフライン施設応急対策

各ライフライン関係機関は、広域的な支援体制の整備、復旧予定時期の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧等を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	電力事業者 ガス事業者 電気通信事業者 公共交通事業者	- 被害状況、復旧予定等を市に連絡する。 - 防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努める。
	市	- 電気、ガス等のライフライン施設の被害状況、復旧予定等を随時確認する。 - 水道、下水道施設の被害状況を速やかに収集し、復旧を開始する。 - 早期復旧のため、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、上下水工事業者に協力を要請する。 - 災害の程度により必要であれば、県及びその他関係機関に応援を要請する。 - 被害状況、復旧予定等を住民や報道機関に周知する。
		➤ 可児市水道施設災害対策マニュアル、下水道事業業務継続計画（下水道BCP）

資料編

応援協定一覧（資－16）

第12節 防疫・食品衛生活動

県の指導、指示に基づき、地域住民、関係団体等の協力を得て被災地の防疫・食品衛生活動を実施する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	市から家屋用の消毒剤の配給があった場合には、自ら散布して防疫活動に努める。
共助	自治会・自主防災組織	避難行動要支援者がいる世帯等には、防疫活動の支援を行う。
公助	市	1 防疫活動 感染症等の疫病の発生を防止するため、防疫班を編成し、次の活動を行う。 （1）防疫用資機材等の確保 （2）家屋用消毒剤の配給 （3）避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動 （4）感染症法第27条第2項、第28条第2項又は第29条第2項に基づき、岐阜県知事より指示された消毒又は駆除を実施するための同法第35条の質問及び調査 （5）臨時予防接種または予防内服薬の投与 （6）感染症の発生状況、防疫活動等の広報活動 2 食品衛生活動 炊き出しを開始した場合、また食中毒症状を呈する者を把握した場合は、その旨を保健所に連絡する。また、食中毒症状を呈する者は、直ちに医療機関に受診させる。 ➤ 可児市避難所運営マニュアル指針（新型コロナウイルス感染症対策編）

資料編

—

第13節 ごみ・し尿処理活動

災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがあるが、環境衛生の保全を図るため、その迅速な収集・処理体制を確保する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	- 災害廃棄物は、通常のごみと同様に分別して出すように努める。 - し尿は、個人備蓄の携帯トイレ、水等により、できる限り各自で処理するように努める。
共助	自治会・ 自主防災組織	避難行動要支援者がいる世帯等には、ごみの分別、排出の支援を行う。
公助	市	1 清掃班の編成 市職員、市許可業者から成る清掃班を編成し、災害廃棄物及びし尿を収集・運搬する。清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班とに区別して編成する。 2 ごみ処理 (1) 災害廃棄物を重点とした対応を行い、道路の確保に努め、感染症発生のおそれがある地域を優先して実施する。 (2) 災害廃棄物の分別収集の徹底を被災住民に広報する。 (3) 災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、災害廃棄物処理計画により処分を行う。また、リサイクルできない廃棄物は、焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物または焼却できないごみは、不燃物処理施設による破碎処分とする。また不燃物のうち瓦礫類は埋立処分場において処分する。 3 し尿処理 (1) 汲み取りは、被災地区の状況を考慮して、優先度に応じ順次実施する。 (2) し尿の処分は、原則としてし尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。 ➤ 可児市災害廃棄物処理計画、可児市避難所運営マニュアル指針（新型コロナウイルス感染症対策編）、環境課 BCP

資料編

—

第14節 行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬

行方不明または死亡者が発生したときは、捜索、遺体の処理、埋葬の各段階において、警察署等関係機関との連絡を密にし、遅滞なく処理し、民心の安定を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	1 行方不明者の捜索 行方不明者の捜索は、主に警察署が行い、消防署、消防団はその後方支援に努める。ただし、広域捜索の場合、消防団は、団長の指示により捜索にあたる。 2 遺体の収容及び処理 遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。警察は、遺体の検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等に引き渡す。また、身元不明の遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、遺体安置所に一時収容する。遺体安置所は、総合会館分室とし、収容できない場合は地区センターで補完する。 なお、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等は、葬祭業者等から調達する。 3 遺体の埋葬（火葬） 身元不明の遺体または遺族から火葬の依頼があった遺体について、市がその必要を認めた場合は、応急的に埋葬（火葬）を行う。 4 応援の要請 大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合は、岐阜県広域火葬計画により県に対して広域火葬の応援を要請する。
	消防団	
	可茂消防事務組合	
	可児警察署	

資料編

—

第15節 広域受援体制

住民の生命、財産を保護するため、必要のある時は各応援協定による応援要請及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定に基づく自衛隊災害派遣の要請、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条第1項の規定に基づく緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公 助 市	1 応援要請 各種応援協定等に基づき、応援を要請する時は、次の事項を明らかにして連絡し、後に文書を送付する。また、これら応援協定による支援だけで不足する場合は、県に応援を要請する。 （1）災害の状況 （2）応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 （3）応援を必要とする職員の職種別人員等 （4）応援を必要とする場所及び期間 （5）その他職員の応援について必要な事項 2 広域受援の拠点施設 広域的な受援による物資及び人員の拠点施設は、それぞれ次のとおりとする。また、これらの施設だけでは不十分な場合には、民間施設も活用する。 （1）物資 救援物資等の一次物流拠点（一時集積配分拠点）を道の駅可児ッテとし、二次物流拠点は、可児工業団地、福祉センター、可児市運動公園とする。 （2）人員 応援部隊の活動拠点は、一次活動拠点を道の駅可児ッテとし、二次活動拠点は、ふれあいパーク・緑の丘、可児市運動公園、Lポート可児、かに木曽川左岸公園とする。 3 自衛隊災害派遣要請 （1）要請方法 口頭または電話で県知事に要請（事後、文書送達） （2）活動内容 行方不明者捜索、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水等の活動を行う。 （3）野営施設の確保 要請後速やかに、野営及び活動拠点となる施設を確保する。

公助	市	4 緊急消防援助隊の要請 (1) 要請方法 口頭または電話で県知事に要請（事後、文書送達） (2) 活動内容 人命検索、消防活動、救急活動、救助活動等を行う。 ※緊急消防援助隊とは、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制。 ➤ 救援物資集積配分マニュアル
----	---	--

資料編
応援協定一覧（資－16）、物資及び人員の拠点施設一覧（資－34）

第16節 広域支援体制

市外で大規模な被害が発生し、支援の必要が生じた場合、災害支援対策本部を設置し、被災自治体を支援する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	1 災害支援対策本部の設置 市外で大規模な被害が生じ、支援が必要と認められる場合は、市長を本部長とする災害支援対策本部を設置し、全庁的な対応を行う。 2 被災地の状況把握 県内・広域災害ネットワーク加盟・その他協定自治体にあつては、先遣職員を派遣する等被災地の状況及びニーズを早急に確認する。また、その他の自治体が被災地であった場合についても、国、県等を通じて被災地の状況把握に努める。 3 支援の内容 被災自治体のニーズにより、職員の派遣、防災備蓄品による食料、生活必需物資、資機材等の支援、避難者の受け入れ等を行う。また、東日本大震災のような超広域的な災害については、基本的には国、県等が取りまとめて行う支援に同調して行う。 また、住民に対して義援金の募集を行う。

資料編

可児市災害支援対策本部設置要綱（資－91）

第17節 ボランティア活動の推進

各関係機関は、ボランティア活動が円滑に行われるように、受入れ体制の整備や必要な資機材の確保を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
共 助	可児市赤十字奉仕団	避難所で行われる炊き出しの応援に努める。
	可児市NPO協会	- ボランティア活動を行うNPO等の活動を支援する。 - 災害ボランティアセンターの運営に参加する。
公 助	可児市社会福祉協議会	市の要請により、災害ボランティアセンターを可児市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに定める場所に設置するが、必要に応じて被害が大きい地域に設置する。なお、災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会が主体となって次の業務を行う。 （1）ボランティア活動に必要な情報の発信 （2）ボランティアの受入及びコーディネート （3）ボランティアの受付・登録 （4）ボランティアの救援活動への支援 ➤ 可児市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル
	市	1 災害ボランティアセンターの設置要請 被災状況やボランティアニーズ等から、必要に応じて災害ボランティアセンターの設置を社会福祉協議会に要請する。 2 ボランティア活動に必要な資機材等の確保 ボランティア活動に必要な資機材、送迎車両等は、市が確保する。

資料編

応援協定一覧（資-16）

第18節 災害救助の手続き等

被災者の救助及び健康の保持または救助実施上の関連手続及び災害救助法による救助の基本等について定める。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市	1 被災者台帳の作成 被害状況の確定調査を行い、各世帯別の被害状況が判明した時は、速やかに「被災者台帳」を作成する。作成に当たっては、次の点に留意する。 （1）作成が遅れる場合は、住家等一般被害調査表を一時的に利用する。 （2）被災者台帳は、救助その他の基本となるので、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておく。 2 罹災証明書の発行 被災世帯に対して罹災証明書を速やかに交付する。証明書の発行に当たっては、次の点に留意する。 （1）被災者台帳と照合し、発行する。発行の事実を判然とするために契印を行うこと。 （2）遅くとも救援物資支給前に交付または切り替えを終わり、物資支給時には、証明書の提示を求められるようにする。 （3）上記に限らず、状況に応じて利便性を考慮し、平時の事務手順に沿って、罹災証明書を発行する。 （4）交付手続きは、市役所で行う。 3 災害救助法の適用 （1）制度の概要 災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために災害救助法が適用される。この制度は、県知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、救助の一部を市長が行うことができる。 （2）費用負担 救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、災害発生直後は、市は一時繰替支弁することもある。 （3）適用基準、救助の種類等 適用基準、救助の種類等の詳細については、資料編を参照。

資料編

災害救助法の適用基準等（資－57）

3. 復旧・復興期（発災から4日目以降）

第19節 住宅応急対策

災害により住家を失い、または破損等のため居住することができなくなった者に対する住宅に関する対策を定める。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公 助 市	1 住宅の被害状況の把握 住宅の被害状況を応急危険度判定士等により調査して、仮設住宅の建設、修繕等が必要な戸数を把握する。調査にあたっては、必要に応じて建築業者に応援を要請する。 2 住宅確保等の種別 住宅を失い、または損壊し、若しくは土砂の流入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、概ね資料編「住宅の確保・修繕等の種別」の種類及び順位による。 3 障害物の除去 住宅またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行う。除去作業にあたっては、必要に応じて土木業者等に応援を要請する。 4 住宅の応急修理 住宅が損壊し、当面の日常生活に著しい支障があり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急修理を行う。修理にあたっては、必要に応じて建築業者に応援を要請する。 5 賃貸型応急住宅の供給及び仮設住宅の建設 住宅を失った被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、賃貸型応急住宅の供給及び仮設住宅を設置候補地に建設し、一時的な居住の安定を図る。 また、避難行動要支援者に十分配慮した住宅の設置等に努めるほか、優先的な入居に配慮する。 6 低所得世帯に対する住宅融資 低所得世帯、母子・父子世帯あるいは寡婦・寡夫世帯について、住宅を失い、または破損等のため居住することができなくなった者で、住宅を補修するため資金を必要とする世帯に対して斡旋する。 7 生活保護法による家屋修理 災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により家屋の修理を行う。 ➤ 被災建築物応急危険度判定（実施本部業務マニュアル）、応急仮設住宅建設マニュアル、賃貸型応急住宅実施マニュアル、住宅応急修理マニュアル、可児市応急仮設住宅の入居者募集要領

資料編

応援協定一覧（資－16）、住宅の確保・修繕等の種別（資－88）

第20節 公共施設災害復旧事業

災害発生後において、避難、医療、給食等、災害復旧の際の中核となる公共施設の応急対策について定める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公 助	市	被災した土木、農業その他公共施設等の災害復旧は、被災施設の原形復旧にあわせ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行い、被害の原因、状況その他の条件を十分に検討し、実情に即した復旧計画を樹立するものとする。
		災害復旧事業の種類は、次のとおりである。
		1 公共土木施設災害復旧事業
		（1）河川災害復旧事業
		（2）砂防設備災害復旧事業
		（3）林地荒廃防止施設災害復旧事業
		（4）地すべり防止施設災害復旧事業
		（5）急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
		（6）道路災害復旧事業
		（7）下水道施設災害復旧事業
		（8）公園災害復旧事業
		2 農林水産業施設災害復旧事業
		3 都市災害復旧事業
		4 水道施設災害復旧事業
		5 住宅災害復旧事業
		6 社会福祉施設災害復旧事業
		7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
		8 学校教育施設災害復旧事業
		9 社会教育施設災害復旧事業
		10 その他の災害復旧事業

資料編

—

第21節 被災者生活の再建支援

被災者のうち、生活困窮者等に対する生活相談、住宅再建資金等の貸付け及び心身の健康相談について定める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市	可児市社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害により被害を受けた低所得者等に対して、福祉費の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯には、原則としてこの資金の貸付けは行わない。
	市	- 生活相談 被災者の生活確保のための相談窓口を設け、その解決に努めるほか、内容に応じて関係機関に連絡する。 - 災害弔慰金の支給等 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行う。また、可児市災害見舞金等支給要綱（平成22年7月20日訓令甲第43号）に基づき、災害により被害を受けた者に対し災害見舞金を支給する。 - 被災者生活・住宅再建支援金の交付 可児市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱（平成22年9月1日訓令甲第44号）に基づき、災害により被害を受けた者に対し、生活に必要な物品の購入または住宅再建のために必要とされる経費等の一部を支援する。ただし、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき支援を受ける者は、重複して支援を受けることはできない。 - 健康相談 住民等に対する心身の健康に関する相談に応じ、保健指導を実施する。

資料編

災害弔慰金の支給等に関する条例（資－59）
 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（資－63）
 可児市災害見舞金等支給要綱（資－67）
 可児市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱（資－68）

第22節 災害義援金の募集・配分

被災者、被災施設その他に関する義援金品の輸送及び配分について定める。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市 可児市社会福祉協議会	1 募集・受入 災害発生後速やかに振込金融機関口座を開設する。広く募集を呼びかけるかは、被害状況により判断する。 2 管理 義援金は、福祉部長名義の口座において受払簿を作成し、保管管理する。 なお、県に義援金募集配分委員会（以下「委員会」という）が設置された場合は、委員会に送金する。 3 配分 県の委員会で決定された配分方法により、被災者に対し配分する。 県に委員会が設置されない場合は、市に義援金配分委員会を設置して、配分に関する事項を決定する。なお、無指定金銭の被災者（世帯）に対する配分の基準は、次のとおりとする。 死者 1、重傷者 1/2、全壊世帯 1、半壊世帯 1/2、 床上浸水世帯 1/3 ➤ 可児市災害義援金募集配分マニュアル

資料編

—

第23節 被災産業の復興

被災した企業や農林業者等の経営維持安定に向けて、資金の貸付け、必要枠の確保、早期貸付け等の措置について定める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	1 商工業に対する支援 （1）災害融資計画 被災商工業者の早期復興を図るため、金融機関の斡旋等必要な支援を行う。また、県の災害復旧資金の斡旋を行う。 （2）復旧資材等の調達計画 復旧用の物資、資材の確保または斡旋の要請があった場合は、市内の適切な業者に協力を依頼し、復旧用の物資、資材の確保または斡旋に努める。
	（めぐみの農業協同組合）	
	（可児商工会議所）	2 農業・林業・畜産業に対する支援 （1）農業 水稻被害田の補改植、代作用種子の確保、病害虫の発生防除、肥料等の確保を関係機関に要請する。
	（可児金融協会）	（2）林業 林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの、または放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請する。 （3）畜産業 家畜の診療、家畜の防疫に努める。

資料編

—

原子力災害・事故災害対策編

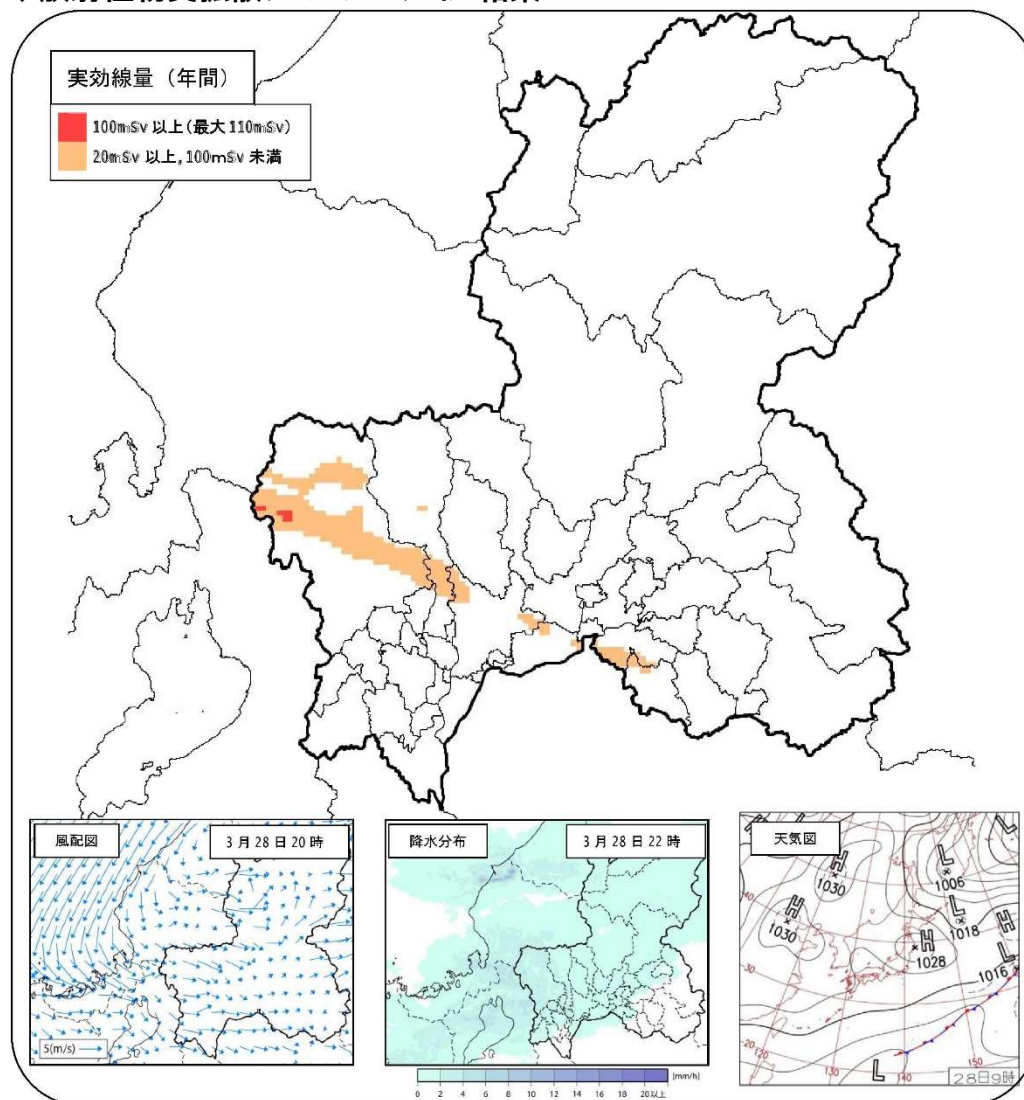
第1章 基本事項

第1節 原子力災害の被害想定

平成 24 年 9 月に岐阜県が発表した放射性物質の拡散シミュレーションでは、敦賀発電所において福島第一原子力発電所の事故と同様の放射性物質が放出されたと仮定した場合、気象条件によっては本市南部で年間 20～100mSv の外部被ばくが予想されている。このため、岐阜県地域防災計画において、本市は「対策強化地域」に指定されている。

以上のことを踏まえて、本計画では原子力災害への事前対策、応急対策、中長期対策について定める。

◆放射性物質拡散シミュレーション結果



※平成 22 年 3 月 28 日の気象データによるシミュレーション結果。

※地表に沈着した放射性物質による外部被ばくの年間線量の推計。

出典：放射性物質拡散シミュレーション結果について 岐阜県原子力防災室（平成 24 年 9 月）

第2節 事故災害の被害想定

本計画では、事故災害として、原子力災害時における対策のほか、都市化の進展や火災発生要因の多様化に伴う大規模な火災の発生、航空機の墜落、鉄軌道における列車の衝突、トンネル、橋りょうの道路構造物の被災等によって甚大な被害が発生した場合を想定し、必要な対策を定める。

第2章 事前対策

第1節 原子力（放射能）に関する知識の普及啓発

原子力災害発生時の被害を軽減するとともに、迅速かつ的確な応急対応を行えるようにするため、原子力（放射能）に関する知識やその特性に関する情報の普及を図る。

実施主体		活動内容（ ＞ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	原子力（放射能）に関する基礎的な知識の習得に努める。
公助	市	- 県をはじめとした防災関係機関と協力して、住民等に対する原子力（放射能）についての知識の普及と啓発に努めるとともに、次に掲げる事項について広報活動を実施する。また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。なお、防災知識の普及と啓発に際しては、乳幼児、妊産婦、高齢者、要介護者、障がい者、難病の患者、外国籍市民等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。 （１）放射性物質及び放射線の特性に関すること （２）原子力発電所の概要に関すること （３）原子力災害とその特性に関すること （４）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること （５）緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

資料編

—

第2節 避難（屋内退避）対策

原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル、県計画等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等のための計画策定を検討する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	本市は、最も近い敦賀原子力発電所まで直線距離で約100 kmに位置しているので、原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域ではないが、被害想定のとおり、ある一定の気象条件のもとでは市内の一部で外部被ばく線量が20 ミリシーベルト（年間）以上になることが予測されているので、避難（屋内退避を含む）対策について、県と連携して避難計画の策定を検討していく。
		➤ 原子力災害避難計画

資料編
—

第3節 通信手段の確保

事前対策及び応急対策上必要な情報の伝達・交換を円滑に実施するための防災通信設備等の整備として、通信網の多様化、複線化を進める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	1 防災行政無線の整備 災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線通信施設、各地域との通信を確保するための移動無線通信施設の保守点検を平常時から定期及び随時に実施するとともに、運用の習熟に努める。 2 各種通信網の整備充実 多様な通信手段を確保する。また、防災行政無線、携帯メール、インターネット等を個別ではなく一斉に配信できるシステムの構築に努める。 （1）防災行政無線 （2）携帯メール一斉配信システム（すぐメールかに） （3）インターネット（ホームページ、LINE、フェイスブック、ツイッター等） （4）衛星携帯電話 （5）災害時優先電話 （6）ケーブルテレビ可児 （7）コミュニティFM（FMらら） （8）緊急速報メール （9）オートコールサービス 3 県防災通信システム等の通信訓練 平時から県防災行政無線、県被害情報集約システム、防災相互通信用無線等の通信訓練を実施し、災害時に防災関係機関との通信が確実に出来るようにしておく。

資料編

防災行政無線設備一覧（資－26）、防災相互通信用無線局一覧（資－30）
 災害時優先電話設置場所一覧（資－32）

第4節 災害情報の収集・伝達対策

事前対策及び応急対策活動を迅速かつ的確に行うために、防災関係機関、報道機関等と連携し、原子力（放射能）に関する情報の調査、報告及び収集、伝達体制を確立する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	・ 災害時に自ら情報を取得できるよう、以下のような手段を把握し、活用方法を習得しておく。 ① 防災行政無線 ② 「防災無線」電話で確認サービス ③ 携帯メール・斉配信システム（すぐメールかに） ④ インターネット（ホームページ、LINE、フェイスブック、ツイッター等） ⑤ ケーブルテレビ可児 ⑥ テレビのデータ放送 ⑦ コミュニティFM（FMらら） ⑧ 緊急速報メール ⑨ オートコールサービス
共助	自治会・ 自主防災組織	・ 災害に関する情報を収集する手段を地域住民に周知する。 ・ 連絡網の整備等、災害情報を住民に伝達する方法を決めておく。 ➤ 地区別災害時緊急連絡網等
公助	市	・ 関係機関との連絡や情報収集・伝達体制の確立を図り、正確な情報提供を実施する。 ・ 住民への災害情報の伝達を確実に行うため、多様な情報伝達手段を確保する。 ・ 住民の心身の健康相談、飲食物の摂取制限に関する相談等が想定されることから、県及び医療機関との連携体制を整える。 ➤ 災害情報収集マニュアル、災害対策本部運用マニュアル

資料編

—

第5節 環境放射線モニタリングの実施

緊急時における環境放射線量等のモニタリングのため、県の実施する緊急時モニタリングへの協力、連携に関する体制を整備する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	• 平常時の環境放射線モニタリングを定期的を実施し、災害時に基礎データとして有効活用できるように努める。また、県が実施する緊急時モニタリングへの職員の派遣等の協力を行うための体制を整備しておく。
		➤ 環境放射線モニタリング計画

資料編
—

第3章 応急対策

1. 準備・警戒～緊急初動期

第1節 災害対策活動体制

特定事象が発生した場合、または原子力緊急事態宣言が発出された場合は、状況に応じて迅速に対応できるよう、あらかじめ動員の範囲や連絡方法、任務分担等を明確にする。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公 助 市	1 災害準備体制 近隣の原子力事業所で特定事象が発生した場合及び近隣の原子力事業所以外での原子力災害により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合は、課長職以下の担当職員により準備体制をとり、主に情報収集を行う。 2 災害警戒本部 近隣の原子力事業所の原子力災害により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に設置する。県との連絡を密にして、特に本市への放射能汚染等の影響の把握に努める。 3 災害対策本部 （1）設置基準 - 原子力災害による原子力緊急事態宣言後、放射能汚染等が本市に甚大な影響を及ぼす可能性がある場合 - 市内及び隣接する市町で事業所外運搬事故災害が発生した場合 （2）設置場所 市役所本庁舎4階会議室とする。 （3）組織編成 資料編「災害対策本部の組織編成」のとおり。 （4）本部員会議 災害対策本部の設置後に必要がある時に開催し、災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに、各組織において実施する対策の総合的な調整、推進に当たる。

公助	市	・ 近隣の原子力事業所 - 敦賀発電所（福井県敦賀市） - 美浜発電所（福井県美浜町） - 高速増殖原型炉もんじゅ（福井県敦賀市） - 原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」） （福井県敦賀市） - 大飯発電所（福井県おおい町） - 高浜原子力発電所（福井県高浜町） - 志賀原子力発電所（石川県志賀町） - 浜岡原子力発電所（静岡県御前崎市） ・ 事業所外運搬事故災害 - 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故による原子力災害 ・ 特定事象 - 原子力災害対策特別措置法第 10 条に基づく通報事象（原子炉冷却材の漏えい、蒸気発生器への全ての給水機能喪失、全交流電源の喪失）等 ・ 原子力緊急事態宣言 - 原子力災害対策特別措置法第 15 条に規定される事象（原子炉を停止する全ての機能喪失、原子炉を冷却する全ての機能の喪失、全ての非常用直流電源の喪失）等 ➤ 職員参集マニュアル、災害対策本部運用マニュアル
----	---	---

資料編
災害対策本部の組織編成（資－6）

第2節 通信手段の確保

原子力災害発生時における各種情報の収集、災害応急対策に必要な指示の伝達を迅速かつ確実に実施するため、通信手段の確保に努める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	1 通信手段の機能確認 原子力災害発生後直ちに防災行政無線、携帯メール・斉配信システム（すぐメールかに）等の情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障がある場合には早急に復旧を行う。 2 通信の方法 通信網の被害状況等により一定できないが、概ね一般加入電話（災害時優先電話）、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線のうちから実情に即した方法で行う。県や防災関係機関とは、県防災通信システムや防災相互通信用無線を活用する。 また、これらの通信手段だけでは不十分な場合は、災害協定に基づきアマチュア無線団体に応援を要請する。
		➤ 災害時通信手段確認マニュアル

資料編

応援協定一覧（資－16）、防災行政無線設備一覧（資－26）、災害時優先電話設置場所一覧（資－32）

第3節 災害情報等の収集・伝達・広報

国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制等を整備する。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公 助 市	1 情報の収集・伝達 災害情報は、原子力災害発生後から継続的に収集するが、県、防災関係機関等からのすべての情報は、災害対策本部で一元的に収集、集約する。また、災害対策本部がこれらの情報を適宜速やかに関係機関に伝達する。 2 災害広報 原子力災害発生後速やかに広報部門を設置し、住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。 （1）広報の手段 防災行政無線、携帯メール一斉配信システム（すぐメールかに）、ホームページ、LINE、フェイスブック、ツイッター、ケーブルテレビ可児、コミュニティFM等による情報提供、報道機関への情報提供、その他広報手段を有効に活用し、また自治会を通じる等、迅速かつ的確な広報を行う。 （2）広報の内容 放射線の測定結果、避難（屋内退避）に関する情報、その他住民生活に関すること等、住民のニーズに応じたきめ細やかな情報を発信する。 （3）パニック、デマ等の発生防止対策 報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に発信するとともに、パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等を重点的に行う。 （4）住民相談窓口の設置 災害対策本部の設置後、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口を保健センターに開設し、相談方法、連絡先等の必要事項を広報する。 ➤ 災害対策業務マニュアル、放射能汚染に関するQ&A

資料編

—

第4節 緊急時モニタリングの実施

県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り、県が実施するモニタリングが円滑に進むよう運営に協力する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員の派遣、市内の平常時の環境放射線モニタリングデータの提供等の協力を行う。また、市のモニタリングにおいては、観測地点を増やす、観測の間隔を短くする等の強化を図る。
		➤ 環境放射線モニタリング計画

資料編
—

第5節 避難指示

原子力災害発生時の避難指示は、国の判断を基本とするが、県内におけるモニタリング結果等により、県災害対策本部が必要と認めた場合は、県の意見を踏まえ、避難等を指示する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	市内及び隣接する市町で事業所外運搬事故災害が発生した場合、県及び近隣市町と相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民に対する避難指示等必要な措置を講ずる。

資料編
—

2. 災害応急期

第6節 避難（屋内退避）対策

原子力緊急事態となった場合は、事態の進展に応じ屋内退避を行うため、県が策定する「原子力災害避難マニュアル」等を踏まえ、避難情報の把握、指示・伝達を行う。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	・ 屋内退避の指示が発令された時は、原則として屋内にとどまる。また、外出中の場合は、速やかに帰宅する。
共助	自治会・自主防災組織	・ 屋内退避の指示が発令された時は、緊急連絡網等により地区内の住民に伝達する。
公助	市	・ 近隣の原子力事業所に原子力緊急事態宣言が発出されても、本市は、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲ではないので、すぐに屋内退避を開始する必要性はない。しかしながら、被害想定のとおり、市内の一部で外部被ばく線量が20ミリシーベルト（年間）以上になることが予測されているので、県からの屋内退避の指示または市長が屋内退避が必要と判断した場合には、次のとおりとする。 （1）状況の把握 屋内退避の指示を受けた地域を確認するとともに、放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響等の最新情報を把握する。 （2）指示事項の伝達 住民、学校、社会福祉施設等に対して、防災行政無線、携帯メールー斉配信システム（すぐメールかに）、ホームページ、LINE、フェイスブック、ツイッター、ケーブルテレビ可児、コミュニティFM等を用いて、屋内退避を指示する。また、今後の予測等必要な情報及び屋内退避にかかる以下の留意事項を広報する。 ・ 住民等は、原則として屋内にとどまる。 ・ 外出中の住民等については、速やかに帰宅する。 ・ すべての窓、扉等の開口部を閉鎖する。 ・ 屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えない。 ・ 防災行政無線等による市からの指示、伝達事項に留意する。 ➤ 原子力災害避難計画

資料編

—

第7節 緊急時モニタリングの継続と公表

県と協力し、環境放射線量等の推移を継続して把握するとともに、その結果を速やかに公表する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	緊急時モニタリングを継続的に実施し、県のモニタリング結果とあわせて住民に周知する。
		➤ 環境放射線モニタリング計画

資料編
—

第8節 医療救護活動

県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査（スクリーニング）、除染等被ばく医療に協力する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	県が実施する緊急時における住民等の健康管理、汚染検査（スクリーニング）、汚染等被ばく医療について協力する。

資料編
—

第4章 中長期対策

第1節 緊急時モニタリングの継続と公表

県と協力し、環境放射線量等の推移を継続して把握するとともに、その結果を速やかに公表する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	緊急時モニタリングを継続的に実施し、県のモニタリング結果とあわせて住民に周知する。
		➤ 環境放射線モニタリング計画

資料編

—

第2節 風評被害等の影響の軽減

国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林畜産業、地場産業の商品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するために、農林畜産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

資料編
—

第3節 心身の健康相談体制の整備

国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備する。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	県とともに、住民等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

資料編
—

第5章 事故災害対策

第1節 災害対策活動体制

事故災害が発生した場合に、状況に応じて迅速に対応できるよう、あらかじめ動員の範囲や連絡方法、任務分担等を明確にする。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	• 発災後、速やかな被害状況の把握に努め、災害の規模等により災害対策本部等を設置して必要な体制をとる。市災害対策本部は、関係機関と協力して応急対策を行う。 • 災害の規模、程度等により必要があると認める時は、現地災害対策本部を設置し、現地における応急対策を実施する。

資料編

—

第2節 通信手段の確保

事故災害発生時における各種情報の収集、災害応急対策に必要な指示の伝達を迅速かつ確実に実施するため、通信手段の確保に努める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	1 通信手段の機能確認 事故災害発生後直ちに防災行政無線、携帯メール一斉配信システム等の情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障がある場合には早急に復旧を行う。 2 通信の方法 通信網の被害状況等により一定できないが、概ね一般加入電話（災害時優先電話）、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線のうちから実情に即した方法で行う。県や防災関係機関とは、県防災通信システムや防災相互通信用無線を活用する。 また、これらの通信手段だけでは不十分な場合は、災害協定に基づきアマチュア無線団体に応援を要請する。
		➤ 災害時通信手段確認マニュアル

資料編

応援協定一覧（資－16）、防災行政無線設備一覧（資－26）、災害時優先電話設置場所一覧（資－32）

第3節 災害情報等の収集・伝達・広報

事故災害の応急対策活動を迅速かつ的確に行うために、防災関係機関、報道機関等と連携し、事故情報の調査、報告及び収集、伝達体制を確立する。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市	1 情報の収集・伝達 災害情報は、発災後から継続的に収集するが、県、防災関係機関等からのすべての情報は、災害対策本部で一元的に収集、集約する。また、災害対策本部がこれらの情報を適宜速やかに関係機関に伝達する。 2 情報伝達系統 事故災害または大規模火災が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次のとおりとする。 （1）航空災害 ① 民間航空機の場合は、資料編「事故災害時の情報伝達系統の1」のとおり。 ② 自衛隊機・外国機の場合は、資料編「事故災害時の情報伝達系統の2」のとおり。 （2）鉄道災害 資料編「事故災害時の情報伝達系統の3」のとおり。 （3）道路災害 ① 国の管理する道路の場合は、資料編「事故災害時の情報伝達系統の4」のとおり。 ② 県の管理する道路の場合は、資料編「事故災害時の情報伝達系統の5」のとおり。 ③ 市の管理する道路の場合は、資料編「事故災害時の情報伝達系統の6」のとおり。 ④ 中日本高速道路（株）の管理する道路は、資料編「事故災害時の情報伝達系統の7」のとおり。 （4）危険物等災害 資料編「事故災害時の情報伝達系統の8」のとおり。 （5）大規模・林野火災 資料編「事故災害時の情報伝達系統の9」のとおり。

公助	市 3 災害広報 事故災害発生後速やかに広報部門を設置し、住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。 (1) 広報の手段 防災行政無線、携帯メール・斉配信システム（すぐメールか）、LINE、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、ケーブルテレビ可児、コミュニティFM等による情報提供、報道機関への情報提供、その他広報手段を有効に活用し、また自治会を通じる等、迅速かつ的確な広報を行う。 (2) 広報の内容 事故災害または火災の状況、安否情報、医療機関等の情報、二次災害の危険性に関する情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその家族等のニーズに応じた正確かつきめ細やかな情報を適切に発信する。 (3) パニック、デマ等の発生防止対策 報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に発信するとともに、パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等を重点的に行う。 ➤ 災害対策業務マニュアル
----	---

資料編

事故災害時の情報伝達系統（資-35）

第4節 救助活動

生命、身体が危険な状態にある者の救出または生死不明の状態にある者に対する必要な救助、捜索、保護を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	1 救出の方法 （１）市、消防署及び警察署は、緊密な連携のもと実情に即した方法により速やかに救出作業を行う。 （２）救出作業は、主に消防署が行い、消防団はその後方支援に努める。 2 応援の要請 救出の実施が困難な場合は、県及び県内市町村に救出の実施またはこれに要する資機材について応援を要請する。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、広域消防相互応援協定により、応援を要請する。
	消防団	
	可茂消防事務組合	
	可児警察署	

資料編
応援協定一覧（資－16）

第5節 医療救護活動

事故災害により負傷者が多数発生した場合には、医師会等の協力の下、負傷者に対し応急的に医療を施し、人身の保全を図る。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	可児医師会 可児歯科医師会 岐阜県薬剤師会 可茂支部	- 可児医師会等は、市からの要請に基づいて医療救護班を編成する。 - 医療救護班は、市が設置する応急救護所で医療救護活動を実施する。 - 医療救護班の業務内容は、概ね次のとおりとする。 ① 傷病者に対するトリアージ ② 傷病者に対する応急措置及び必要な医療 ③ 助産 ④ 災害時に医療救護を行うと想定されている医療機関への転送及び順位の決定 ⑤ 死亡の確認及び死体の検案 ⑥ 調剤、服薬指導及び医薬品等の保管管理 ➤ 可児市災害救急医療マニュアル
	市	1 医療救護対策 （１）市内の傷病者の実態を把握する。 （２）災害協定に基づき医師会等に医療救護活動の協力を要請する。 （３）安全確認が出来た医師会等の医療機関等を指定して救護所を開設する。 （４）必要な医薬品、衛生材料等を調達するとともに、必要に応じて県（可茂保健所）に調達を要請する。 2 応援の要請 災害の程度により必要であれば、県及びその他関係機関に応援を要請する。

資料編

応援協定一覧（資－16）

第6節 避難対策

事故災害または大規模火災による避難のための立退きの勧告、指示及び誘導ならびに避難所の開設、収容保護について定める。

実施主体		活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助	市	事故災害または大規模火災により人に危害が及ぶおそれがある場合には、避難所を開設して地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難経路、災害危険箇所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。

資料編
—

第7節 交通・輸送対策

事故災害時における交通の安全と道路施設保全のため、また、避難者及び応急対策従事者の移送あるいは救助、復旧用物資等の輸送のために、通行禁止及び制限を行い、輸送道路を確保する。

実施主体	活動内容（ ➤ 個別計画・マニュアルなど ）
公助 市 可児警察署 （可児市建設業協同組合）	1 道路施設の被害調査 災害発生後速やかに道路、橋りょう等の道路施設の被害調査を行い、通行止めあるいは応急的な措置を実施する。また、市全域の交通の状況を把握し、災害応急体制の早期確立を図る。 2 交通規制の実施 （1）市道 道路施設の破損等により交通の危険を防止するため必要がある場合、道路の通行を禁止し、または制限する。また、その旨を県、警察署及び関係機関に通知する。 （2）市道以外 市道以外の道路施設で、その管理者に通知して規制をする余裕のない時は、直ちに警察署に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、応急的な規制を行う。 3 迂回路の確保 交通規制を行った時は、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等一般交通にできる限り支障のないように努める。 4 緊急輸送道路の確保 早急な災害応急活動、物資の輸送等を実施可能とするため、緊急輸送道路を優先して、その確保に努める。確保するために必要な場合は、車両移動、放置車両の撤去等の措置命令を行う。 5 ヘリコプター緊急離着陸場の確保 物資及び負傷者等の輸送について、緊急輸送道路の確保に加えて、空からの輸送も可能とするためにヘリコプターの緊急離着陸場の確保を行う。 ➤ 交通規制マニュアル

資料編
防災ヘリコプター緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧（資－31） 緊急輸送道路一覧（資－34）

資料編

[防災関係組織]

○防災関係機関連絡先一覧

	機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
市	可児市役所	可児市広見 1-1	0574-62-1111	0574-62-1172
岐阜県	岐阜県防災課	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1125	058-278-2522
	可茂県事務所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-3111	0574-25-3934
	可茂土木事務所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-3111	0574-25-0355
	可茂保健所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-3111	0574-28-7162
	可児警察署	可児市中恵土 2313-2	0574-61-0110	0574-63-4099
消防	可茂消防事務組合消防本部	美濃加茂市加茂川町 3-7-7	0574-26-0119	0574-28-0119
	可茂消防事務組合南消防署	可児市下恵土 5629-1	0574-62-0119	0574-63-1316
	南消防署西可児分署	可児市東帷子 1683-1	0574-65-6825	0574-65-6398
	南消防署東可児分遣所	可児市皐ヶ丘 8-1	0574-64-2678	0574-64-2678
自衛隊	陸上自衛隊第 35 普通科連隊第 10 師団	名古屋市守山区守山 3-12-1	052-791-2191	
	航空自衛隊岐阜基地	各務原市那加官有無番地	0583-82-1101	
	航空自衛隊小牧基地	小牧市春日寺 1-1	0568-76-2191	
	岐阜地方協力本部美濃加茂地域事務所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-7495	0574-25-7495
指定地方行政機関	東海農政局岐阜地域センター	岐阜市中鷄 2-26	058-271-4044	058-274-0656
	岐阜地方気象台	岐阜市加納二之丸 6	058-271-4107	058-274-5419
	岐阜森林管理署岐阜森林事務所	岐阜市夕陽丘 2-6	058-263-0153	058-263-0158
	国土交通省 中部地方整備局	名古屋市中区三の丸 2-5-1	052-953-8357	
	“ 岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷 1-36-1	058-271-9811	058-271-3175
	“ 岐阜国道事務所美濃加茂国道出張所	美濃加茂市本郷町 3-2-12	0574-26-2151	0574-28-2062
	“ 多治見砂防国道事務所	多治見市小田町 4-8-6	0572-25-8027	
	“ 瑞浪国道維持出張所	瑞浪市益見町 2-99	0572-68-4591	
	“ 木曽川上流河川事務所	岐阜市忠節町 5-1	058-251-3235	058-251-1150
	“ 木曽川第一出張所	各務原市川島松原町字河田島東 484-58	0586-89-2149	0586-89-4276
指定公共機関	日本郵便(株)可児郵便局	可児市広見 853-1	0574-62-0304	0574-61-4199
	東海旅客鉄道(株)	名古屋市中村区名駅 1-1-4		
	中部電力パワーグリッド(株)加茂営業所	美濃加茂市中富町 1-10-16	0574-28-3110	0574-28-3207
	関西電力(株)今渡ダム	可児市今渡 1510-1	0574-25-1125	0574-28-5985
	西日本電信電話(株)岐阜支店	岐阜市八ツ寺 1-15	058-214-8417	058-262-1954
	日本放送協会岐阜放送局	岐阜市京町 2-3	058-264-4611	058-262-1267
	日本赤十字社岐阜県支部可児市地区	可児市今渡 682-1	0574-62-1555	0574-62-5342
	東邦ガス(株)岐阜営業所	岐阜市加納坂井町 2	058-272-2166	058-271-5401

	機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
指定地方公共機関	名古屋鉄道(株)	名古屋市中村区名駅 1-2-4		
	東濃鉄道(株)	多治見市栄町 1-38	0572-22-1231	0572-22-0422
	(一社)岐阜県エルピーガス協会可茂支部	岐阜市藪田南 5-11-11	058-274-7131	058-274-8990
	(一社)可児医師会	可児市広見 5-20	0574-60-5130	0574-60-5131
	(一社)可児歯科医師会	可児市今渡 706-1	0574-62-7462	0574-62-7460
	(一社)岐阜県薬剤師会可茂支部	可児市広見 848-11	0574-62-0026	0574-63-0258
	可児土地改良区	可児市広見 1-5	0574-62-1230	0574-62-1231
その他公共的団体	可児商工会議所	可児市広見 1-5	0574-61-0011	0574-63-1856
	めぐみの農業協同組合	可児市広見 5-93	0574-62-5111	0574-62-5116
	可児川防災等ため池組合	可児市広見 1-5	0574-62-1230	0574-62-1231
	可児市社会福祉協議会	可児市今渡 682-1	0574-62-1555	0574-62-5342
	(株)ケーブルテレビ可児	可児市広見 7-90	0574-63-7211	0574-63-7440
	F M ラインウェーブ(株)	可児市広見 7-90	0574-50-2080	0574-50-2453

○自主防災組織一覧

地区	組織名	登録認定日
今渡 計 8 組織	今渡台自治会自主防災組織	H14. 06. 06
	鳴子自治会自主防災組織	H14. 06. 06
	神明自治会自主防災組織	H14. 06. 06
	西浅間自治会自主防災組織	H14. 06. 06
	東浅間自治会自主防災組織	H14. 06. 06
	八幡自治会自主防災組織	H14. 06. 06
	住吉自治会自主防災組織	H14. 06. 06
	東住吉自治会自主防災組織	H14. 06. 06
川合 計 0 組織		
下恵土 計 12 組織	東林泉自治会自主防災会	H18. 06. 20
	宮瀬自主防災会	H14. 08. 28
	今広自治会防災会	H16. 06. 25
	古市場自主防災組織	H19. 05. 28
	沓井自治会自主防災組織	H20. 08. 05
	東上屋敷防災会	H21. 09. 10
	西上屋敷防災会	H20. 04. 16
	船岡自治会自主防災会	H23. 04. 25
	沢渡自主防災会	H27. 04. 14
	徳野自主防災会	H16. 10. 15
	禅台寺山ニュータウン自治会自主防災組織	H21. 02. 23
	グリーンポリス広見自主防災組織	H19. 04. 02
土田 計 10 組織	井之鼻自主防災委員会	H23. 02. 14
	栄町自主防災会	H18. 06. 27
	東山自治会自主防災会	H21. 05. 21
	上町南自治会防災会	H20. 01. 24
	上町北自治会自主防災組織	H23. 02. 14
	土田中町自主防災会	H20. 07. 07
	東下町自治会自主防災会	H22. 09. 13
	横町自治会自主防災会	H15. 10. 10
	花軒自治会自主防災会	H25. 11. 21
	土田下切自治会自主防災会	H21. 11. 11

地区	組織名	登録認定日
帷子 計 10 組織	中切自治会自主防災会	H22. 06. 09
	古瀬自主防災会	H16. 06. 21
	石原自主防災会	H15. 07. 08
	茗荷自主防災会	H22. 11. 22
	若葉台自主防災連合会	H16. 12. 07
	鳩吹台自主防災会	H16. 04. 22
	愛岐ヶ丘自主防災会	H14. 05. 14
	光陽台防災会	H19. 10. 23
	虹ヶ丘自主防災会	H16. 10. 01
	長坂自主防災会	R02. 05. 01
春里 計 4 組織	塩河自治会自主防災会	H24. 04. 02
	清水ヶ丘防災会	H17. 04. 25
	日本ランド自治会自主防災組織	H20. 05. 29
	坂戸台自治会防災会	H14. 11. 27
姫治 計 5 組織	姫治下切下防災組織	H15. 09. 29
	山寺自主防災組織	H16. 01. 09
	青木自主防災会	H15. 11. 11
	姫治今防災会	H15. 09. 04
	みずきヶ丘自主防災組織	H15. 10. 10
平牧 計 9 組織	羽崎区自治防災会	H16. 09. 10
	二野区自主防災会	H21. 10. 14
	緑ヶ丘自主防災会	H17. 05. 30
	羽生ヶ丘自主防災組織	H15. 06. 17
	松伏自主防災会	H20. 06. 26
	大森台自治会防災会	H16. 04. 22
	平林自治会自主防災会	H21. 08. 03
	小松坂自主防災会	H21. 03. 16
	奥山台自主防災会	H20. 09. 09
桜ヶ丘 計 4 組織	桜ヶ丘自治会自主防災会	H14. 12. 03
	皐ヶ丘自主防災会	H15. 02. 21
	桂ヶ丘ハイツ自主防災会	H15. 02. 21
	桜ヶ丘ハイツ防災の会	H27. 05. 27

地区	組織名	登録認定日
久々利 計 2 組織	久々利防災会	H18. 07. 20
	可児小滝苑町内会自主防災組織	R02. 04. 01
広見東 計 6 組織	瀬田自治会自主防災会	H14. 12. 03
	柿田自主防災組織	H14. 11. 07
	渚之上自治会自主防災組織	H14. 11. 18
	平貝戸自主防災組織	H15. 09. 01
	明智防災会	H14. 12. 12
	石森地区自主防災班	H14. 11. 25
広見 計 3 組織	山岸自治会自主防災組織	H21. 08. 03
	広眺ヶ丘自治会自主防災会	H16. 06. 09
	伊川自治会自主防災会	H24. 10. 16
中恵土 計 2 組織	前波自主防災会	H14. 10. 15
	上野自治会自主防災組織	H20. 08. 20
兼山 計 1 組織	兼山防災会	H19. 08. 01

計 76 組織

[災害対策活動体制]

○災害対策本部の組織編成

可児市災害対策本部

本部会議	本部長	市長
	副本部長	副市長、教育長
	本部員	総務部長、建設部長、市長公室長、企画部長、観光経済部長、文化スポーツ部長、市民部長、福祉部長、こども健康部長、水道部長、教育委員会事務局長
	本部連絡員	各部の課長級職員 1 名
	関係機関	可児警察署、南消防署、可児市消防団、可児市建設業協同組合、可児市社会福祉協議会、可茂衛生施設利用組合、議会事務局

本部組織	市長公室	人事課、秘書広報課
	企画部	総合政策課、財政課
	総務部	総務課（選挙管理委員会事務局）、防災安全課、管財検査課、市民課、税務課、収納課、情報企画室、監査委員事務局、会計課
	観光経済部	産業振興課（農業委員会事務局）、観光交流課、企業誘致課
	文化スポーツ部	文化スポーツ課、文化財課、郷土歴史館
	市民部	地域振興課、人づくり課、環境課、図書館
	福祉部	高齢福祉課、福祉支援課、介護保険課、国保年金課
	こども健康部	子育て支援課、こども課、健康増進課、新型コロナワクチン接種推進室、こども発達支援センターくれよん
	建設部	都市計画課、土木課、都市整備課、建築指導課、施設住宅課、管理用地課
	水道部	上下水道料金課、水道課、下水道課
	教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、学校給食センター、教育研究所
	議会事務局	議会総務課

※現地災害対策本部・・・必要に応じて被災地に近い公共施設に設置

※避難所・・・・・・・・資-23～25 参照

○災害の状況による職員体制【風水害、その他災害時】

体制	基準	直ちに参集する職員	主な活動内容	本部設置
準備体制	1. 1つの観測所で10分10mm以上の降雨を連続して観測、又は複数の観測所で10分10mm以上の降雨を観測し、今後も継続が見込まれるとき 2. 河川の水位が水防団待機水位を超え、さらに上昇が見込まれるとき	1. 防災安全課の担当職員 2. 建設部の担当職員は自宅待機	1. 情報収集及び連絡 2. 災害の発生するおそれのある箇所の警戒	1. 設置しない 2. 状況により関係職員を動員できる体制とする
	3. 次の警報のいずれかが発表されたとき [大雨、洪水、大雪] 4. その他市長がこの体制を命じたとき	1. 防災安全課の担当職員 2. 建設部の担当職員 3. 地域振興課（指定一般避難所）の担当職員 4. 高齢福祉課（指定福祉避難所）の担当職員 ※警戒体制に移行する可能性が高い場合は、警戒体制の職員も参集を開始する。	1. 情報収集及び連絡 2. 災害の発生するおそれのある箇所の警戒 3. 指定一般避難所（第1次）、指定福祉避難所（第1次）の開設準備	
警戒体制	1. 次の警報のいずれかが発表されたとき [暴風、暴風雪] 2. 警戒レベル3の避難情報を発令するとき ※発令基準は「避難情報の判断・伝達マニュアル」参照 3. 災害発生の危険性が増大したとき 4. その他市長がこの体制を命じたとき	1. 総務部長、建設部長、防災安全課と建設部の担当職員増員 2. 人事課、秘書広報課、総務課、情報企画室、管財検査課、地域振興課、高齢福祉課、監査委員事務局の担当職員 ※健康増進課（避難所の体調不良者の対応等）、人づくり課（避難情報の多言語対応等）の担当職員は必要に応じ連絡体制をとる 3. 指定一般避難所、指定福祉避難所の担当職員 4. 施設を有する課（出先機関及び出先機関を有する課を含む）の担当職員 5. 災害警戒本部の指示による応援体制の職員等 6. その他の職員は自宅待機	1. 情報収集及び連絡、本部運営、電話対応、報道機関対応等 2. 災害の発生するおそれがある箇所の警戒 3. 指定一般避難所（第1次）を開設 ※災害発生のおそれがある地区の避難所 4. 指定福祉避難所（第1次）を開設 5. 施設の安全対策及び施設利用者（開設時間帯）への周知と帰宅対応	1. 災害警戒本部を設置 [本部長] ：総務部長 [副本部長] ：建設部長
非常体制	1. 特別警報が発表されたとき 2. 警戒レベル4の避難情報を発令するとき ※発令基準は「避難情報の判断・伝達マニュアル」参照 3. 災害が発生し、大規模な被害が予想されるとき	1. 警戒体制の職員 2. 課長職以上の職員 3. 建設部全職員 4. 災害対策本部の指示による応援体制の職員等 5. その他の職員は自宅待機	1. 職員防災体制による所定の場所に参加し、災害対応等の非常事務を遂行 2. 必要に応じて開設する避難所を追加 ※災害対策本部の指示による 3. 施設の災害対応及び施設利用者（開設時間帯）への周知と帰宅対応	1. 災害対策本部を設置 [本部長] ：市長 [副本部長] ：副市長、教育長
	4. その他市長がこの体制を命じたとき	1. 全職員		

各体制における活動内容詳細は、職員参集マニュアル参照

○災害の状況による職員体制【地震時】

体制	基準	直ちに参集する職員	主な活動内容	本部設置
準備体制	1. 市内において「震度3」の地震が発生したとき	1. 防災安全課長、防災係長	1. 情報収集及び連絡	1. 設置しない
	2. 市内において「震度4」の地震が発生したとき 3. 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき 4. その他市長がこの体制を命じたとき	1. 防災安全課長、防災係長 2. 建設部の担当職員 ※警戒体制に移行する可能性が高い場合は、警戒体制の職員も参集を開始する。	1. 情報収集及び連絡 2. 災害の発生するおそれのある箇所の警戒	2. 状況により関係職員を動員できる体制とする
警戒体制	1. 市内において「震度5弱」の地震が発生したとき 2. 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき 3. その他市長がこの体制を命じたとき	1. 総務部長、建設部長、防災安全課の全職員、建設部の全職員 2. 人事課、秘書広報課、総務課、情報企画室、管財検査課、地域振興課、高齢福祉課、監査委員事務局の担当職員 ※健康増進課（避難所の体調不良者の対応等）、人づくり課（避難情報の多言語対応等）の担当職員は必要に応じ連絡体制をとる 3. 指定一般避難所、指定福祉避難所の担当職員 4. 施設を有する課（出先機関及び出先機関を有する課を含む）の担当職員 5. 災害警戒本部の指示による応援体制の職員等 6. その他の職員は自宅待機 ※「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、上記の各課の所属長も参集する	1. 情報収集及び連絡、本部運営、電話対応、報道機関対応等 2. 災害の発生するおそれがある箇所の警戒 3. 指定一般避難所（第1、2、3次）、指定福祉避難所（第1、2次）の開設準備 4. 施設の安全対策及び施設利用者（開設時間帯）への周知と帰宅対応	1. 災害警戒本部を設置 [本部長]：総務部長 [副本部長]：建設部長 2. 状況により災害対策本部を設置することがある 3. 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、災害警戒会議※1を開催する
非常体制	1. 市内において「震度5強以上」の地震が発生したとき 2. 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき 3. その他市長がこの体制を命じたとき	1. 全職員	1. 職員防災体制による所定の場所に参加し、災害対応等の非常事務を遂行 2. 指定一般避難所（第1、2、3次）、指定福祉避難所（第1、2次）を開設 3. 施設の災害対応及び施設利用者（開設時間帯）への周知と帰宅対応	1. 災害対策本部を設置 [本部長]：市長 [副本部長]：副市長、教育長

※1 災害警戒会議の構成

総務部長（議長）、建設部長（副議長）、秘書広報課長、総務課長、防災安全課長、管財検査課長、地域振興課長、土木課長

各体制における活動内容詳細は、職員参集マニュアル参照

○災害発生前から発災時・発災後における各課の分担任務

災害発生時に実施すべき各課分担任務を、各課 BCP を基に、時系列にまとめています。

記載内容は、「応急業務」と、「通常業務」のうち休止する業務を除いたものを記載しています。

		準備・警戒～緊急初動期 【発災前】及び 【発災から数時間後まで】	災害応急活動期 【発災から3日後まで】	復旧・復興期 【発災から4日目以降】
総務部	防災安全課	○災害対策本部の設置及び運営 ○災害対策の全般対応 ○災害情報の収集 ○避難情報の発令 ○防災行政無線等の情報伝達手段による受発信・管理 ○職員の動員と各班の連絡調整 ○警察・消防機関との連絡調整 ○指定一般避難所（第3次）との連絡調整【岐阜医療科学大学、可児高等学校、わくわく体験館、帝京大学可児高等学校、可児工業高等学校の5ヶ所】	○国・県等防災機関への報告 ○県・他市町村・災害協定先等への応援要請等 ○自衛隊の派遣要請 ○災害関係文書の印刷・受理・発送・保存	○被災者台帳作成（被災者支援システム運用） ○被害状況のとりまとめ
	（選管を含む） 総務課	○災害対策本部の設置及び運営（本部連絡員）	○公告式、公印の管守、文書の審査及び管理に関する事 ○文書の收受・配付及び発送に関する事 ○複写・印刷機器の管理保全	○市議会に関する事
	企画情報室	○災害対策本部の設置及び運営 ○庁内ネットワーク及び各種システムの被害調査・復旧		
	管財検査課	○庁舎等利用者の避難等安全確保 ○庁舎被害調査、執務環境の確保 ○遺体安置所の確保 ○災害用車両の管理 ○指定一般避難所（第2次）との連絡調整【総合会館】	○市有財産の被害調査	○庁用物品の購入及び管理 ○工事等の入札及び契約に関する事
	市民課	○災害対策本部の設置及び運営		○被災者等の戸籍・住民基本台帳に関する事 ○犯罪人名簿、埋火葬の許可、印鑑・身分等の諸証明、個人番号カード、一般旅券に関する事
	税務課	○災害対策本部の設置及び運営		○住家等一般被害の調査 ○市税の減免措置 ○自動車臨時運行許可 ○税務関係の諸証明に関する事
	収納課	○災害対策本部の設置及び運営		○住家等一般被害の調査【税務課の応援】 ○市税の減免措置【税務課の応援】 ○市税の収納管理に関する事 ○市税過誤納金の還付及び充当 ○市税等の口座振替等
	事務局 監査委員	○災害対策本部の設置及び運営		
	会計課		○現金及び有価証券の出納・保管 ○小切手・公金振替書の振出し ○収入及び支出に関する事 ○支出負担行為の確認 ○支出命令の審査	○義援金の出納

市長公室	人事課	○災害対策本部の設置及び運営 （本部連絡員） ○災害対策本部及び避難所等動員 職員の参集状況の把握 ○職員等の安否の確認		○技術員等の雇上げ調整 ○災害業務に従事した職員の公務 災害 ○被災職員の福利厚生 ○職員給与及び勤務に関すること
	秘書広報課	○災害対応業務情報の広報 ○報道機関との連絡調整		○本部長の秘書 ○視察者等の対応
企画部	総合政策課	○災害対策本部の設置及び運営 （本部連絡員）		○災害復興計画の策定
	財政課			○災害予算編成・財政に関すること ○自主財源の確保に関すること （ふるさと応援寄附金事務）
観光経済部	産業振興課	○災害対策本部の設置及び運営 （本部連絡員） ○勤労者総合福祉センター利用者の 避難等安全確保 ○指定一般避難所（第2次）との 連絡調整【レポート可児】	○商工業・農業・林業・畜産業の 被害調査・対応	○被災事業者の融資 ○商工業の振興に関すること
	観光交流課	○観光交流館利用者の避難等安全 確保	○観光交流館の被害調査 ○食料及び物資の集積・配分（道 の駅含む）	○観光関連施設の管理
	企業誘致課	○ライフライン事業者との連絡調 整	○食料及び物資の集積・配分	
	農 業 委 員 会 事 務 局		○商工業・農業・林業・畜産業の 被害調査・対応の補助	○農業委員会・許可事務等農地法 関連業務に関すること
文化スポーツ部	文化スポーツ課	○災害対策本部の設置及び運営 （本部連絡員） ○文化創造センター利用者の避難 等安全確保 ○文化創造センターの被害調査 ○社会体育施設利用者の避難等安 全確保 ○社会体育施設の被害調査 ○指定一般避難所（第2次）との 連絡調整【海洋センター】		
	文化財課			○文化財の被害調査 ○管理施設の被害調査及び応急復 旧工事
	郷土歴史館	○郷土歴史館・陶芸苑・荒川豊蔵 資料館・戦国山城ミュージアム 及び川合考古資料館利用者等安 全確保策		○文化財の被害調査

市民部	地域振興課 (連絡所を含む)	○災害対策本部の設置及び運営（本部連絡員） ○各連絡所（地区センター）利用者の避難等安全確保 ○自治会との連絡調整 ○市民公益活動センター利用者の避難等安全確保・被害調査 ○指定一般避難所（第1次）との連絡調整・統括【各地区センター14ヶ所】 ○地区内の被害情報の報告		○市民公益活動災害補償制度に關すること
	人づくり課	○多文化共生センター利用者の避難等安全確保 ○多文化共生センターの被害調査 ○外国人の災害対策（災害時多言語支援センター設置及び運営）		○市民相談に關すること
	環境課	○班の総括及び災害対策本部との連絡調整 ○危険物の流失等への対策 ○可茂衛生施設利用組合との連絡調整 ○ごみ・リサイクル資源・し尿収集業者との連絡調整 ○ペットの避難及び逸走対応 ○災害廃棄物・し尿の処理（仮置場運営・管理、トラック収集管理）	○災害廃棄物処理実行計画に着手（災害廃棄物の推計）	○犬の登録及び狂犬病予防注射に關すること ○公害対策に關すること
	図書館	○図書館利用者の避難等安全確保	○図書館施設の被害調査	
福祉部	高齢福祉課	○災害対策本部の設置及び運営（本部連絡員） ○福祉センター・老人福祉センターの利用者の避難等安全確保及び被害調査 ○在宅高齢者への巡回相談 ○避難行動要支援者の支援、安否確認 ○指定福祉避難所との連絡調整、統括【福祉センター、老人福祉センター可児川苑、老人福祉センター福寿苑、老人福祉センターやすらぎ館の4ヶ所】	○災害協定に基づく福祉避難所の開設、災害ボランティアセンターの設置並びに運営 ○地域包括支援センターに關すること	○り災証明書の発行、義援金の募集及び配分等 ○介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに關すること
	福祉支援課		○遺体の収容及び埋火葬、災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等に關すること	○生活保護に關すること ○生活困窮者の自立支援に關すること ○行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに關すること ○障がい者福祉に關すること ○福祉医療費助成に關すること ○児童手当に關すること ○児童扶養手当に關すること ○未熟児養育医療に關すること

	介護保険課	○市内地域密着型サービス事業所等の被災状況(建物・敷地破損状況、入所者状況等)の把握、県高齢福祉課への伝達と連携 ○福祉センター・老人福祉センターの利用者の避難等安全確保及び被害調査【高齢福祉課の応援】 ○在宅高齢者への巡回相談【高齢福祉課の応援】 ○避難行動要支援者の支援、安否確認【高齢福祉課の応援】	○災害協定に基づく福祉避難所の開設、災害ボランティアセンターの設置並びに運営【高齢福祉課の応援】	○り災証明書の発行、義援金の募集及び配分等【高齢福祉課の応援】 ○介護保険の資格管理に関すること ○介護度の認定に関すること ○認定調査に関すること ○介護認定審査会に関すること
	国保年金課			○国民健康保険被保険者の資格得喪に関すること ○国民健康保険の各種給付 ○後期高齢者医療の申請受付 ○後期高齢者医療保険証の引渡し ○国民年金被保険者の資格得喪に関すること ○一部負担金の減免等に関すること ○国民健康保険税の減免に関すること ○国民健康保険税の猶予に関すること ○国民健康保険税の収納管理に関すること ○国民健康保険税過誤納金の還付及び充当に関すること ○国民健康保険税の口座振替に関すること ○後期高齢者医療被保険者の一部負担金の減免に関すること ○後期高齢者医療保険料の徴収に関すること ○後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予の申請 ○国民年金保険料の免除申請に関すること ○年金証書等の再交付に関すること
	子ども健康部	子育て支援課	○災害対策本部の設置及び運営(本部連絡員) ○子育て健康プラザ、児童センター、児童館の来館者等の避難等安全確保、被害調査	○部内行政施策の調整に関すること ○総合的な子育て支援政策の推進に関すること ○子育て健康プラザの管理及び運営に関すること ○児童館の管理及び運営並びに指定管理者に関すること ○ファミリー・サポート・センターに関すること ○その他子育て支援に関すること ○子育てに関する学びの支援に関すること ○家庭教育に関すること ○子どものいじめの防止に関すること ○乳幼児の発達等の相談に関すること ○発達障がい児の就学支援に関すること

				○児童福祉施設、小中学校等における子どもの発達障がい等に関する取組みの支援に関すること
	こども課 (保育園・幼稚園を含む)	○保育園、幼稚園、キッズクラブ等の園児、児童等の避難等安全確保 ○保育園、幼稚園、キッズクラブ等の被害調査 ○指定一般避難所（第2次）との連絡調整【兼山保育園】		○家庭相談に関すること。母子、寡婦及び父子福祉に関すること ○児童虐待防止及び女性保護に関すること ○キッズクラブに関すること。 ○保育園、幼稚園に関すること（教育指導を除く）
	健康増進課	○保健センター利用者の避難安全確保、保健センターの被害調査 ○医療機関の被害調査、傷病者の調査 ○避難者の保健相談に関すること	○医師会等の応援要請、災害対策用医薬品の確保、救護所の開設	○防疫、食品衛生 ○食品衛生に関すること ○母子保健に関すること
	こども発達支援センター くれよん	○こども発達支援センターくれよん利用者の避難等安全確保 ○こども発達支援センターくれよんの被害調査		○児童発達支援に関すること ○障がい児の相談支援に関すること
	新型コロナウイルス 接種推進室	○ワクチン接種体制の整備に関すること ○ワクチン接種に係る関係機関との連絡調整に関すること ○ワクチン接種の実施及び周知に関すること		
建設部	都市計画課	○災害対策本部の設置及び運営（本部連絡員） （情報分析係・指示調整係・現場派遣係） ○自主運行バスと公共交通機関の運行状況調査 ○緊急輸送道路の確保【土木課の応援】		

	土木課	○災害対策本部の設置及び運営（情報分析係・指示調整係・現場派遣係） ○可児市建設業協同組合との連絡調整 ○道路、河川、橋りょう、ため池等の被害調査、および水防に関すること ○緊急輸送道路の確保 ○急傾斜地崩壊対策、土石流対策		道路、河川、橋りょう、ため池等の（応急）復旧工事
	都市整備課	○災害対策本部の設置及び運営（情報分析係・指示調整係・現場派遣係） ○緊急輸送路の確保【土木課の応援】 ○公園、緑地の災害対策		
	建築指導課	○災害対策本部の設置及び運営（情報分析係・指示調整係・現場派遣係） ○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（民間建築物の判定） ○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（公共施設の被害調査）【施設住宅課の応援】		
	施設住宅課	○災害対策本部の設置及び運営（情報分析係・指示調整係・現場派遣係） ○市営住宅の入居者安否確認 ○公共施設（避難所防災拠点）の開設に伴う安全点検 ○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（公共施設の被害調査）（避難所以外（市営住宅含む）） ○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定（民間建築物の判定）【建築指導課の応援】	○被災者の住まいの確保に関する相談・情報提供窓口の設置	○応急仮設住宅等の必要戸数の把握 ○市営住宅に関すること
	管理用地課	○災害対策本部の設置及び運営（情報分析係・指示調整係・現場派遣係） ○災害現場対応【土木課の応援】 ○街路樹等の倒木処理		
水道部	料金課 上下水道	○災害対策本部の設置及び運営（本部連絡員）	○出納その他の会計事務に関すること ○公印の管守に関すること	○水道料金、下水道使用料の減免措置
	水道課	○水道施設の被害調査 ○飲料水の確保及び供給	○水道施設の（応急）復旧工事	
	下水道課	○下水道施設の被害調査	○下水道施設の（応急）復旧工事 ○仮設トイレの設置・管理	

教育委員会事務局	教育総務課	○災害対策本部の設置及び運営（本部連絡員） ○教育委員会事務局・第二次避難所の連絡調整 ○学校施設の被害調査 ○学校施設の応急復旧工事 ○指定一般避難所（第2次）との連絡調整・統括【公立小学校11ヶ所、公立中学校5ヶ所】		
	学校教育課	○児童・生徒の避難等安全確保 ○教育系情報ネットワークおよび情報機器等の被害調査と復旧		○災害時における教育の確保、被災児童の被害調査及び教科書等支給 ○学校の組織、編成、教育課程、学習指導、生活指導及び職業指導に関すること。 ○学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒（以下これらを「児童生徒」という）の就学及び卒業に関すること ○学校安全に関すること ○外国籍児童生徒の教育に関すること
	学校給食センター	○学校給食センターの被害調査及び応急復旧工事	○炊き出し及び食品の配給の協力	○学校給食の確保
	教育研究所	○教育委員会事務局内の応援に関すること		
議会事務局	議会総務課	○市議会議員との連絡及び連携	○公印の保管に関すること ○文書の收受、発送及び保存に関すること	○議員報酬及び費用弁償に関すること ○議会に属する予算及び経理事務に関すること ○議会の本会議に関すること ○議案、請願、陳情、決議、意見書等に関すること ○議会の選挙に関すること ○委員会、公聴会及び参考人に関すること ○議会全員協議会及び委員会協議会に関すること ○議案の審議に必要な資料の調製に関すること

〔各種協定〕

○応援協定一覧

協定種別	協定先団体名	締結日	備 考
学校開放	帝京大学可児高等学校	H8. 10. 2	施設、設備の開放
	可児高等学校	H28. 12. 1	体育館・武道場の開放
	岐阜医療科学大学	H30. 1. 1	体育館の開放
	可児工業高等学校	H24. 10. 31	体育館の開放
施設使用	(株)アクトス	H17. 3. 4	施設、設備の開放
	可茂衛生施設利用組合 (有)可児ガラス工房	R3. 4. 1	わくわく体験館を避難所として開放
	(医)馨仁会 介護老人保健施設花トピア可児	H21. 3. 19	福祉避難所としての施設使用
	JCHO可児とうのう病院附属 介護老人保健施設		福祉避難所としての施設使用
	(福)可茂会 可茂学園		福祉避難所としての施設使用
	(福)協助会 春里苑		福祉避難所としての施設使用
	(福)さくら福祉会 チェリー ヴィラ広見苑		福祉避難所としての施設使用
	(福)明耀会 瀬田の杜		福祉避難所としての施設使用
	(株)かみのくら 桜ヶ丘シ ョートステイ	H22. 3. 10	福祉避難所としての施設使用
	(医)清風会 美空の郷		福祉避難所としての施設使用
	(福)慈恵会 さわやかグルー プホーム可児		福祉避難所としての施設使用
	(福)仁愛会 特別養護老人ホ ーム フローレ川合	H24. 8. 29	福祉避難所としての施設使用
	D S Tokai(株)プルメリア	R2. 6. 10	福祉避難所としての施設使用
	可児警察署、(公財)可児市 文化芸術振興財団	H24. 7. 5	警察署の執務室としての施設利用
	国土交通省中部地方整備局多 治見砂防国道事務所	H26. 3. 28	道の駅可児ッテの防災拠点等としての使用
	可児市ゴルフ協会加盟ゴル フ場	H29. 6. 20	ゴルフ場施設の利用
	多治見市	H29. 7. 18	越境避難地域の避難所施設の利用
	(株)善都	R1. 9. 11	駐車場の一部使用
	(株)バロー	R2. 12. 11	一時避難場所としての施設使用
	(公財)可児市体育連盟	R3. 7. 26	避難所としての施設使用

救急救護	(一社)可児医師会	H9. 10. 2	医療救護活動
	(一社)可児歯科医師会	H18. 3. 30	歯科医療救護活動
放送・情報伝達	岐阜県	H9. 3. 3	岐阜県震度情報ネットワークシステムの管理・運営
	可茂消防事務組合	H9. 9. 25 H10. 4. 1	消防防災に関する防災行政無線の運用
	(株)ケーブルテレビ可児	H22. 12. 1	緊急放送
	国土交通省中部地方整備局	H23. 3. 16	情報交換
	F Mラインウェーブ(株)	H24. 7. 24	F M局の緊急放送
	可児レピータハムクラブ	H24. 4. 1	アマチュア無線による情報伝達
	西日本電信電話(株)岐阜支店	H29. 1. 11	特設公衆電話の設置等
	ヤフー(株)	H29. 2. 1	情報発信等
災害復旧	可児市管設備協同組合	H16. 3. 31	上下水道施設応急復旧
	可茂地区電気工事協議会	H18. 11. 8	被災者救出支援、応急復旧
	可児市建築安全協力会	H19. 2. 6	被災者救出支援、応急復旧
	(公社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H21. 10. 13	被災状況調査、情報収集、筆界復元等
	可児市建設業協同組合	H23. 4. 4	被災者の救出、応急復旧
	岐阜県瓦葺組合可児・加茂支部	H30. 11. 1	人員派遣、応急活動
	中部電力パワーグリッド(株)	R2. 8. 26	現場応急復旧、障害物除去
	(福)可児市社会福祉協議会	R3. 3. 30	可児市災害ボランティアセンターの設置
	日立建機日本(株) 可児営業所	R3. 7. 16	災害時におけるレンタル機材の提供
	(株)ナガワ	R3. 12. 1	災害時におけるレンタル機材の提供
	(福)可児市社会福祉協議会 (一社)可児青年会議所	R3. 12. 22	災害時における協力体制
災害時応援	岐阜県	H6. 3. 28	岐阜県防災ヘリコプターの応援要請
	日本郵便(株)可児郵便局・ 久々利郵便局	H29. 3. 1	車両・情報提供、広報活動、郵便業務に係る災害特別事務取扱等
	可児造園協同組合	H27. 12. 11	被災者救出支援、現場応急復旧
	可児市電気安全協力会	H29. 9. 5	被災者救出支援、現場応急復旧
	NPO法人NPO可茂スカイサイト	R2. 3. 19	現場確認等の支援
	(株)可児自動車学校	R3. 10. 27	災害時における支援協力
	西日本三菱自動車販売(株) 土岐三菱自動車販売(株) 三菱自動車工業(株)	R4. 2. 10	災害時における電動車両等の支援

燃料等供給	(一社)岐阜県エルピーガス協会可茂支部	H15. 9. 1	L P ガスの供給
	岐阜県石油商業組合可児支部	H15. 9. 1	石油類燃料の供給
	(株)センサー	H25. 11. 8	非常用電源供給設備の使用
消防相互応援	土岐市	S58. 1. 28	市及び可茂消防事務組合と土岐市との消防相互応援
	多治見市	S62. 2. 28	市及び可茂消防事務組合と多治見市との消防相互応援
	岐阜県及び県下全市町村	H29. 3. 24	岐阜県広域消防相互応援
	可茂地区市町村	H11. 4. 30	可茂地区市町村消防団消防相互応援
	犬山市	H18. 12. 18	市と犬山市との消防相互応援
	岐阜県内26市町村6消防組合	H21. 3. 2	岐阜県内の高速道路等における消防相互応援
災害時相互応援	岐阜県及び県下全市町村	H30. 3. 26	物資提供、人員派遣、施設提供等
	可茂地域市町村、可茂県事務所	H29. 3. 27	物資提供、職員派遣、避難所利用
	東海環状自動車道沿線都市	H17. 3. 16	食料、飲料水、資機材、車両、医薬品の提供等
	愛知県武豊町	H19. 1. 17	食料、生活必需物資、資機材提供、職員派遣等
	全国22市町	H29. 6. 5	資機材、物資提供、職員派遣、医療機関への受入れ等
物資	(株)バロー	H19. 8. 8	生活必需物資の調達
	生活協同組合コープぎふ	H21. 4. 1	生活物資の確保、供給
	めぐみの農業協同組合	H23. 5. 31	食料、生活必需品、資機材の調達
	NPO 法人コメリ災害対策センター	H23. 7. 19	物資の供給
	ジャパンビバレッジセントラル(株)	H27. 4. 1	災害対応自動販売機内製品の無償提供
	「5日で5000枚の約束」プロジェクト実行委員会	H29. 4. 21	畳の調達、輸送、設置
	(株)カインズ	H29. 7. 26	生活物資の供給
	イオンビッグ(株)	H30. 10. 4	食料品、生活必需品の供給
	(一社)ブレイクスルーバンク	R1. 12. 24	備蓄用パンの供給
	オオサキメディカル(株)	R2. 2. 28	医療材料等の供給
	協和ダンボール(株)	R2. 10. 14	ダンボール製避難所用品の供給
	新晃薬品(株)	R3. 4. 15	医療材料等の供給
物資保管	協同組合岐阜県可児工業団地管理センター	H31. 3. 19	物資の保管等

[資機材]

○水防センター資機材一覧

資 機 材 等																
照明器	発動発電機（大）	発動発電機（中）	水中ポンプ（8インチ）	水中ポンプ（6インチ）	水中ポンプ（2インチ）	鉄線	わら縄	ブルーシート	杭（2mもの）	掛矢	たこ	シャベル・スコップ	斧	ハンマー	唐鍬	両ツル
（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（台）	（m）	（束）	（枚）	（本）	（丁）	（丁）	（丁）	（丁）	（丁）	（丁）	（丁）
10	1	2	1	7	6	200	26	450	100	13	10	110	4	19	22	20

○給水用資機材の保有状況

種 類	規格・仕様	数量	場 所	特記事項
アルミ給水タンク車	2, 000ℓ	1 台	水道部庁舎東倉庫	ポンプ機能付
アルミ給水タンク	2, 000ℓ	1 基	水道部庁舎東倉庫	ユニック積載
アルミ給水タンク	2, 000ℓ	1 基	水道部庁舎東倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1, 500ℓ	2 基	水道部庁舎東倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1, 500ℓ	2 基	大森ポンプ場内	車載用
アルミ給水タンク	1, 500ℓ	5 基	光陽台配水池倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1, 000ℓ	2 基	水道部庁舎東倉庫	車載用
アルミ給水タンク	1, 000ℓ	1 基	兼山倉庫	車載用
樹脂製給水タンク	2, 000ℓ	2 基	大森ポンプ場内	
樹脂製給水タンク	1, 200ℓ	26 基	工業団地ポンプ場内	
樹脂製給水タンク	1, 200ℓ	3 基	兼山倉庫	
樹脂製給水タンク	800ℓ	1 基	兼山倉庫	
樹脂製給水タンク	500ℓ	2 基	水道部庁舎東倉庫	ポンプ付
樹脂製給水タンク	300ℓ	2 基	水道部庁舎東倉庫	ポンプ付
ポリ容器	20ℓ	613 個	水道部庁舎東倉庫	
ポリ容器	20ℓ	90 個	大森ポンプ場内	
ポリ容器	20ℓ	150 個	光陽台配水池倉庫	
ポリ容器	20ℓ	25 個	桜ヶ丘ポンプ場内	
ポリ容器	20ℓ	125 個	兼山倉庫	白色
飲料用水袋	6ℓ	1,492 個	水道部庁舎東倉庫	
クレーン付トラック	2 t	1 台	水道部庁舎東倉庫	2.0 m ³ タンク積載

資料編

トラック	1 t	1 台	水道部庁舎東倉庫	
給水用水中ポンプ	0.4kWエバラ	30 台	水道部庁舎東倉庫	
給水用水中ポンプ	0.25kWツルミ	4 台	水道部庁舎東倉庫	
給水用水中ポンプ	0.2kWエバラ	3 台	水道部庁舎東倉庫	
発電機	2.8KVA	1 台	水道部庁舎東倉庫	
発電機	0.9KVA	1 台	水道部庁舎東倉庫	
単口消火栓引上口	町野 65mm	8 個	水道部庁舎東倉庫	
単口消火栓引上口	町野 65mm	7 セット	水道部庁舎東倉庫	
給水所看板		100 枚	光陽台配水池倉庫	

○非常持出品リスト（第１次持出品）

分 類		品 目	備 考
基本 品 目	バッグ	非常持出袋（リュックサックなど）	背負えるもの
	水	飲料水（500ml ペットボトル）	持ち出せる範囲の量
	食料	非常食	乾パンなど水・調理なしで食べられるもの（3日間分）
		携帯食	チョコレート、飴、栄養補助食品など
	装備	ヘルメット・防災ずきん	頭を保護して逃げるもの
		軍手・手袋（作業用）	革製など丈夫な素材のもの
		懐中電灯（予備電池も）	手動発電式もある
	道具	万能ナイフ類	はさみ、ナイフ、缶切りの機能が一つになったもの
		ロープ（10m）	救助、避難
	情報	携帯ラジオ（予備電池も）	
		身分証明書のコピー	健康保険証、運転免許証など
		筆記用具（メモ用紙とペン）	油性ペン（太）もあるとよい
		現金（10 円硬貨含む）	公衆電話用に 10 円、100 円玉が必要
		携帯電話、充電器	
	救急	救急用品セット	消毒薬、ガーゼ、絆創膏、包帯、三角巾など
		ピンセット・毛抜き	
		常備薬・持病薬	処方箋のコピーも
	衛生	マスク	防寒用としても使える
		歯ブラシ、歯みがき	
		携帯トイレ	市販されている袋型などコンパクトなもの
		トイレットペーパー	トイレットペーパーは汎用性が高い
		ウェットティッシュ	水がない時に役立つ
	防寒	使い捨てカイロ	
		防寒用保温シート	
	汎用	タオル	汎用性が高いので多めに用意するとよい
		レジャーシート	
		安全ピン	
		ポリ袋	大きなものは雨具の代用としても使える
		ライター	マッチより使い勝手がよい
個別 に 検 討 す る 品 目	貴重品	予備鍵（家・車等）	
		通帳・証書類のコピー	
		予備メガネ・コンタクトレンズ	
	女性	生理用品	傷の手当て、ガーゼの代用としても使用できる
	高齢者 乳幼児	紙おむつ（大人用・乳幼児用）	
		粉ミルク・哺乳瓶・離乳食	
		介護用品	
	その他	衣類	
		ペット用品	

○避難生活のための備蓄品リスト（第２次持出品）

分 類	品 目	備 考
水	飲料水（２ℓペットボトル）	１人１日３ℓが目安
食料	アルファ化米、パン缶、インスタントラーメン、缶詰類、レトルト食品、切り餅、塩など	個々の嗜好に照らして１週間分
衣類	下着、セーター、ジャンパー、靴下など	季節、個々の状況により必要な物を判断
日用品	毛布（タオルケット）	
	寝袋	
	タオル	
	バスタオル	
	ドライシャンプー	水なしで洗髪できる
	石鹸	
	卓上コンロ	
	ガスボンベ	
	鍋	
	割りばし	
	紙皿	
	紙コップ	
	スプーン、フォーク	
	ラップ	
	アルミホイル	
	トイレットペーパー	
	ウェットティッシュ	
	使い捨てカイロ	
	雨具	
	古新聞	

[避難]

○指定緊急避難場所・指定避難所の一覧

【種別について】

種別		数		
指定緊急避難場所 ・災害対策基本法に基づき市が指定する。 ・災害により危険が切迫した状況において、生命の安全を確保することを目的とした、緊急に避難する際の避難先。		43ヶ所		
指定避難所 ・災害対策基本法に基づき市が指定する。 ・避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設。	指定一般避難所 ・災害対策基本法施行令第二十条の六第一号から第四号までに定める基準に適合する指定避難所。	指定一般避難所（第1次） ・避難情報発令時等に基本的に開設する。 ・14地区センター。	14ヶ所	計43ヶ所
	指定福祉避難所 ・災害対策基本法施行令第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する指定避難所。 ・受入れ対象者を定める必要があり、当市は要配慮者を対象としている。	指定一般避難所（第2次） ・指定一般避難所（第1次）で収容できない場合等に状況に応じて開設。 ・小学校、中学校、その他公共施設。	20ヶ所	
		指定一般避難所（第3次） ・指定一般避難所（第1次、第2次）の補完として、又は災害協定に基づいて状況に応じて開設。 ・高校、大学など。	5ヶ所	
		指定福祉避難所（第1次） ・避難情報発令時等に基本的に開設する。 ・老人福祉センター可児川苑。	1ヶ所	
		指定福祉避難所（第2次） ・指定福祉避難所（第1次）を開設後に状況に応じて開設する。 ・福祉センター、老人福祉センター福寿苑、やすらぎ館。	3ヶ所	
	協定による指定福祉避難所 ・協定による福祉避難所のうち、指定福祉避難所として指定・公示された施設。		0ヶ所	
協定による一般避難所 ・資-15～17 各種協定 参照		1ヶ所		
協定による福祉避難所 ・資-15～17 各種協定 参照		11ヶ所		
広域避難場所 ・災害時の避難場所など必要に応じた用途で利用する場所。 ・ふれあいパーク緑の丘、可児市運動公園、道の駅可児ッテ、かに木曽川左岸公園		4ヶ所		
各地域の避難所、避難場所 ・各地域の公民館や集会所等		多数		

【各避難所等において注意すべき危険箇所について】

一覧表内に、次の注意事項が示されている場合は、開設時及び避難時に注意して行動すること。

- ※L1区域内：河川整備において基本となる降雨による浸水想定区域内にあるため、水害が予測される際の避難には施設の安全を十分に確認する。
- ※L2区域内：想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域内にあるため、水害が予測される際の避難には施設の安全を十分に確認する。
- ※警戒区域内：土砂災害警戒区域内（イエローゾーン内）にあるため、土砂災害が予測される際の避難には施設の安全を十分に確認する。なお土砂災害特別警戒区域内（レッドゾーン内）に避難所はありません。
- ※警戒区域周辺：施設周辺が土砂災害警戒区域であるため、土砂災害が予測される際の避難には避難経路の安全を十分に確認する。

地区	No	施設名	所在地	電話番号	種別							注意すべき危険箇所			
					指定緊急避難場所	指定避難所					広域避難場所	浸水害		土砂災害	
						指定一般避難所			指定福祉避難所			L1区域内	L2区域内	警戒区域内	警戒区域周辺
						第1次	第2次	第3次	第1次	第2次					
今 渡	1	今渡地区センター	今渡 1521-4	25-2602	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
	2	福祉センター	今渡 682-1	62-5329	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	3	蘇南中学校	今渡 112	62-1010	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-
	4	今渡北小学校	今渡 1680	63-1500	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
川 合	5	川合地区センター	川合北 2-14	63-4339	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
下恵土	6	下恵土地区センター	下恵土 1673	63-4751	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7	今渡南小学校	下恵土 3433-7	62-1366	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
土 田	8	土田地区センター	土田 2352-2	25-2217	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
	9	土田小学校	土田 4226-1	25-2652	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-
帷 子	10	帷子地区センター	東帷子 1011	65-2007	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	11	帷子小学校	東帷子 1047	65-4802	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	12	南帷子小学校	東帷子 2231	65-4181	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	13	西可児中学校	若葉台 7-1	65-6835	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	14	広陵中学校	東帷子 593	65-7991	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
	15	岐阜医療科学大学	虹ヶ丘 4-3-3	65-6555	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
春 里	16	春里地区センター	矢戸 407	65-2006	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
	17	B & G 海洋センター	坂戸 987-4	62-8603	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	18	老人福祉センター可児川苑	坂戸 765	61-0248	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-
	19	春里小学校	塩 642-1	65-2063	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	20	可児高等学校	坂戸 987-2	62-1000	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
	21	わくわく体験館	塩河 1071-4	65-1515	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○
姫 治	22	姫治地区センター	下切 1530	62-0104	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	23	L ポート可児	姫ヶ丘 1-37	61-0111	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
平 牧	24	平牧地区センター	二野 2547-4	62-0067	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25	老人福祉センター福寿苑	大森 347-2	63-3333	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	26	旭小学校	大森 2078-3	62-0302	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
桜ヶ丘	27	桜ヶ丘地区センター	皐ヶ丘 6-1-1	64-0051	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	28	桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘 5-55-2	64-0700	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	29	東可児中学校	皐ヶ丘 4-71	64-2700	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	30	帝京大学可児高等学校	桂ヶ丘 1-1	64-3211	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
久々利	31	久々利地区センター	久々利 1644-1	64-1120	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-
	32	東明小学校	久々利 1945	64-1128	○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-
広 見	33	広見地区センター	広見 7-77	62-2101	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	34	総合会館	広見 1-5	62-1111	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-
	35	中部中学校	広見 1086	62-1161	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
	36	広見小学校	広見 71-1	62-1551	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○
広見東	37	広見東地区センター	瀬田 1736	62-4063	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○
中恵土	38	中恵土地区センター	中恵土 1896-1	62-8722	○	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-
	39	可児工業高等学校	中恵土 2358-1	62-1185	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
兼 山	40	兼山地区センター	兼山 701-1	59-2116	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-
	41	兼山小学校	兼山 1444-1	59-2211	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-
	42	兼山保育園	兼山 482-2	59-2102	○	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-
	43	老人福祉センターやすらぎ館	兼山 1011-1	59-2223	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-
	1	ふれあいパーク緑の丘	羽崎 1269-38	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
	2	可児市運動公園	坂戸 987-4	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
	3	道の駅可児ッテ	柿田 416-1	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
	4	かに木曽川左岸公園	土田 2691-1	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-
計					43	14	20	5	1	3	4	4	15	5	6

地区	No	施設名	避難所利用可能な面積			収容可能 人数
			体育館等	その他の 会議室等	計	
今 渡	1	今渡地区センター	500.00 m ²	797.95 m ²	1,297.95 m ²	390 人
	2	福祉センター	516.38 m ²	573.30 m ²	1,089.68 m ²	328 人
	3	蘇南中学校	1,514.00 m ²	－ m ²	1,514.00 m ²	458 人
	4	今渡北小学校	750.00 m ²	－ m ²	750.00 m ²	227 人
川 合	5	川合地区センター	324.00 m ²	258.11 m ²	582.11 m ²	174 人
下恵土	6	下恵土地区センター	547.27 m ²	377.62 m ²	924.89 m ²	276 人
	7	今渡南小学校	858.00 m ²	－ m ²	858.00 m ²	260 人
土 田	8	土田地区センター	432.40 m ²	344.09 m ²	776.49 m ²	232 人
	9	土田小学校	667.00 m ²	－ m ²	667.00 m ²	202 人
帷 子	10	帷子地区センター	897.63 m ²	709.90 m ²	1,607.53 m ²	480 人
	11	帷子小学校	775.00 m ²	－ m ²	775.00 m ²	234 人
	12	南帷子小学校	775.00 m ²	－ m ²	775.00 m ²	234 人
	13	西可児中学校	1,349.00 m ²	－ m ²	1,349.00 m ²	408 人
	14	広陵中学校	1,350.00 m ²	－ m ²	1,350.00 m ²	409 人
	15	岐阜医療科学大学	1,044.00 m ²	－ m ²	1,044.00 m ²	316 人
春 里	16	春里地区センター	265.04 m ²	462.53 m ²	727.57 m ²	218 人
	17	B & G 海洋センター	744.00 m ²	－ m ²	744.00 m ²	225 人
	18	老人福祉センター可児川苑	300.00 m ²	259.20 m ²	559.20 m ²	166 人
	19	春里小学校	837.00 m ²	－ m ²	837.00 m ²	253 人
	20	可児高等学校	1,050.00 m ²	－ m ²	1,050.00 m ²	318 人
	21	わくわく体験館	450.00 m ²	－ m ²	450.00 m ²	136 人
姫 治	22	姫治地区センター	468.00 m ²	387.63 m ²	855.63 m ²	255 人
	23	L ポート可児	486.00 m ²	－ m ²	486.00 m ²	147 人
平 牧	24	平牧地区センター	556.46 m ²	408.92 m ²	965.38 m ²	288 人
	25	老人福祉センター福寿苑	256.00 m ²	224.00 m ²	480.00 m ²	144 人
	26	旭小学校	750.00 m ²	－ m ²	750.00 m ²	227 人
桜ヶ丘	27	桜ヶ丘地区センター	737.35 m ²	626.39 m ²	1,363.74 m ²	407 人
	28	桜ヶ丘小学校	750.00 m ²	－ m ²	750.00 m ²	227 人
	29	東可児中学校	1,296.00 m ²	－ m ²	1,296.00 m ²	392 人
	30	帝京大学可児高等学校	1,080.00 m ²	－ m ²	1,080.00 m ²	327 人
久々利	31	久々利地区センター	352.35 m ²	245.09 m ²	597.44 m ²	178 人
	32	東明小学校	780.00 m ²	－ m ²	780.00 m ²	236 人
広 見	33	広見地区センター	766.28 m ²	1,551.19 m ²	2,317.47 m ²	694 人
	34	総合会館	330.00 m ²	182.00 m ²	512.00 m ²	153 人
	35	中部中学校	1,540.00 m ²	－ m ²	1,540.00 m ²	466 人
	36	広見小学校	621.00 m ²	－ m ²	621.00 m ²	188 人
広見東	37	広見東地区センター	334.22 m ²	300.91 m ²	635.13 m ²	189 人
中恵土	38	中恵土地区センター	238.73 m ²	287.06 m ²	525.79 m ²	155 人
	39	可児工業高等学校	1,050.00 m ²	－ m ²	1,050.00 m ²	318 人
兼 山	40	兼山地区センター	432.20 m ²	296.50 m ²	728.70 m ²	218 人
	41	兼山小学校	630.00 m ²	－ m ²	630.00 m ²	190 人
	42	兼山保育園	143.00 m ²	－ m ²	143.00 m ²	43 人
	43	老人福祉センターやすらぎ館	－ m ²	280.43 m ²	280.43 m ²	83 人
計			38,116.13 m ²		11,469 人	

※「避難所利用可能な面積」のうち「体育館等」は、体育室・多目的ホール等を含みます。

※「避難所利用可能な面積」のうち「その他の会議室等」は、ロビー・料理室・図書室等を除いています。

※「収容可能人数」は、岐阜県避難所運営ガイドラインに基づき、1人あたり2.0 m²のスペースを確保し、かつ通路幅1.3mをとったレイアウトとした場合を想定し、算出しています。

[通信・輸送]

○防災行政無線設備一覧

1 同報系無線（アナログ・デジタル）

（１）親局設備（本部施設） アナログ（周波数 68.835MHz １波 送信出力 5W）

デジタル（周波数 58.430MHz １波 送信出力 1W）

設 置 場 所		住 所
送信所	可児市役所（３階無線室）	広見1-1
第1通信所	可児市役所	広見1-1
第2通信所	可茂消防事務組合消防本部	美濃加茂市加茂川町3-7-7

（２）子局設備（受信施設） アナログ（周波数 68.835MHz １波） デジタル（周波数 58.430MHz １波）

管理 番号	局 名	管理 番号	局 名	管理 番号	局 名	管理 番号	局 名	管理 番号	局 名
0	市役所	55	中恵土（１）	98	土田（９）	148	矢戸（２）	197	大森（２）
1	久々利（２）	56	中恵土（２）	99	土田（10）	149	矢戸（３）	198	大森（３）
2	広見東（５）	57	中恵土（３）	100	土田（11）	150	矢戸（４）	199	大森（４）
3	広見（６）	58	中恵土（４）	101	土田（12）	153	長洞室原（１）	200	大森（５）
4	今渡（２）	59	中恵土（５）	102	土田（13）	154	長洞室原（２）	201	大森（６）
5	土田（３）	61	川合（１）	103	土田（14）	155	長洞室原（４）	202	大森（９）
6	西帷子（２）	62	川合（２）	107	西帷子（１）	156	塩河（１）	203	大森（８）
7	長洞室原（３）	63	川合（３）	109	鳩吹台（１）	157	塩河（２）	204	大森（10）
8	塩河（４）	64	川合（４）	110	鳩吹台（２）	158	塩河（３）	205	大森（11）
9	大森（７）	65	川合（５）	111	鳩吹台（３）	159	塩河（５）	206	大森（12）
10	下切（４）	66	川合（６）	113	菅刈（１）	160	清水ヶ丘（１）	207	大森（13）
11	皐ヶ丘（１）	69	今渡（１）	114	菅刈（２）	161	清水ヶ丘（２）	208	大森（14）
12	土田（８）	70	今渡（３）	115	菅刈（３）	162	清水ヶ丘（３）	211	桜ヶ丘（１）
13	兼山（５）	71	今渡（４）	117	緑（１）	163	清水ヶ丘（４）	212	桜ヶ丘（２）
20	久々利（１）	72	今渡（５）	118	緑（２）	165	今（１）	213	桜ヶ丘（３）
21	久々利（３）	73	今渡（６）	120	長坂（１）	166	今（２）	214	桜ヶ丘（４）
22	久々利（４）	74	今渡（７）	121	長坂（２）	167	今（３）	215	桜ヶ丘（５）
23	久々利（５）	75	今渡（８）	122	長坂（３）	169	谷追間	218	皐ヶ丘（２）
24	久々利（６）	76	今渡（９）	123	長坂（４）	171	下切（１）	219	皐ヶ丘（３）
25	久々利（７）	77	今渡（10）	124	長坂（５）	172	下切（２）	220	皐ヶ丘（４）
26	久々利（８）	79	下恵土（１）	125	帷子（１）	173	下切（３）	226	星見台（１）
27	久々利（９）	80	下恵土（２）	126	帷子（２）	174	下切（５）	229	兼山（１）
28	久々利（10）	81	下恵土（３）	128	虹ヶ丘（１）	175	下切（６）	230	兼山（２）
30	久々利（12）	82	下恵土（４）	129	虹ヶ丘（２）	176	下切（７）	232	兼山（４）
31	広見東（１）	83	下恵土（５）	131	光陽台（１）	177	下切姫ヶ丘（１）	233	兼山（６）
32	広見東（２）	84	下恵土（６）	132	光陽台（２）	178	下切姫ヶ丘（２）	234	兼山（７）
33	広見東（３）	85	下恵土（７）	134	若葉台（１）	179	下切姫ヶ丘（３）	235	兼山（８）
34	広見東（４）	86	下恵土（８）	135	若葉台（２）	182	緑ヶ丘（１）	236	兼山（９）
35	広見東（６）	87	下恵土（９）	136	若葉台（３）	183	緑ヶ丘（２）	239	桂ヶ丘（１）
36	広見東（７）	88	下恵土（10）	138	愛岐ヶ丘（１）	184	緑ヶ丘（３）	240	桂ヶ丘（２）
37	広見東（８）	89	下恵土（11）	139	愛岐ヶ丘（２）	186	羽崎（１）	243	広眺ヶ丘（１）
38	広見東（９）	90	下恵土（12）	140	愛岐ヶ丘（３）	187	羽崎（２）	244	広眺ヶ丘（２）
43	広見（１）	92	土田（１）	141	塩・坂戸（１）	188	羽崎（３）	245	広眺ヶ丘（３）
44	広見（２）	93	土田（２）	142	塩・坂戸（２）	189	羽崎（４）	246	広眺ヶ丘（４）
45	広見（３）	94	土田（４）	143	塩・坂戸（３）	191	羽生ヶ丘（１）		
46	広見（４）	95	土田（５）	144	塩・坂戸（４）	192	羽生ヶ丘（２）	3130	虹ヶ丘（３）
47	広見（５）	96	土田（６）	145	塩・坂戸（５）	194	二野	3151	矢戸（５）
48	広見（７）	97	土田（７）	147	矢戸（１）	196	大森（１）		

※3130、3151 のみデジタル

計 188 基

(3) 戸別受信機（屋内受信設備）

管理番号	設置場所	管理番号	設置場所	管理番号	設置場所	管理番号	設置場所
1	市役所防災安全課	16	西可児中学校	31	かたびら第2幼稚園	46	桜ヶ丘連絡所
2	東明小学校	17	瀬田幼稚園	32	ひろみ保育園	47	C A T V 可児告知放送用
3	旭小学校	18	久々利保育園	33	すみれ楽園	48	市役所庁内放送用
4	桜ヶ丘小学校	19	めぐみ保育園	34	久々利連絡所	49	消防車庫（第3分団第3部）
5	広見小学校	20	土田保育園	35	広見東連絡所	50	可児工業団地組合
6	今渡北小学校	21	農業大学校	36	広見連絡所	51	可茂消防本部通信司令室
7	今渡南小学校	22	可児高等学校	37	中恵土連絡所	52	兼山連絡所
8	土田小学校	23	可児工業高等学校	38	川合連絡所	53	兼山小学校
9	春里小学校	24	大栄幼稚園	39	今渡連絡所	54	共和中学校
10	帷子小学校	25	ひめ幼稚園	40	下恵土連絡所	55	兼山地区センター
11	南帷子小学校	26	桜ヶ丘幼稚園	41	土田連絡所	56	大平公民館
12	蘇南中学校	27	今渡幼稚園	42	帷子連絡所	57	大萱公民館
13	中部中学校	28	かわい幼稚園	43	春里連絡所	58	茗荷公民館
14	広陵中学校	29	トキワ幼稚園	44	姫治連絡所	59	室原公民館
15	東可児中学校	30	かたびら幼稚園	45	平牧連絡所	60	水道部庁舎

計 60 台

(4) 地区遠隔装置

管理番号	設置場所	管理番号	設置場所	管理番号	設置場所	管理番号	設置場所
2	川合連絡所	11	広見東連絡所	22	今渡南小学校	31	西可児中学校
3	下恵土連絡所	13	中恵土連絡所	23	土田小学校	32	愛岐ヶ丘集会所
4	土田連絡所	14	広見連絡所	24	春里小学校	33	長坂集会所
5	帷子連絡所	15	今渡連絡所	25	帷子小学校	34	広眺ヶ丘第1集会所
6	春里連絡所	17	東明小学校	26	南帷子小学校	35	鳩吹台集会所
7	姫治連絡所	18	旭小学校	27	中部中学校	37	兼山連絡所
8	平牧連絡所	19	桜ヶ丘小学校	28	蘇南中学校	38	兼山小学校
9	桜ヶ丘連絡所	20	広見小学校	29	広陵中学校	39	共和中学校
10	久々利連絡所	21	今渡北小学校	30	東可児中学校		

計 35 台

2 移動系無線（アナログ）

(1) 周波数 466.95MHz 1波 送信出力 10W

呼出名称	配置場所	備 考	呼出名称	配置場所	備 考
ぎょうせいかに	市役所（無線室、防災安全課）	基地局	かに8	公用車（共用車No.37）	車載型
かに1	公用車（防災安全課）	車載型	かに9	公用車（共用車No.2）	車載型
かに2	公用車（福祉支援課）	車載型	かに10	公用車（共用車No.28）	車載型
かに3	公用車（共用車No.9）	車載型	かに11	公用車（管理用地課）	車載型
かに4	公用車（共用車No.8）	車載型	かに12	公用車（税務課）	車載型
かに5	公用車（管理用地課）	車載型	かに13	公用車（教育総務課）	車載型
かに6	公用車（マイクロバス）	車載型	かに14	公用車（共用車No.23）	車載型

呼出名称	配置場所	備 考	呼出名称	配置場所	備 考
かに15	公用車（都市整備課）	車載型	かに本部118	給食センター	携帯型
かに16	公用車（産業振興課）	車載型	かに本部119	市役所（教育総務課）	携帯型
かに17	公用車（共用車No.1）	車載型	かに第1分団第1部1	消防車（第1分団第1部）	車載型
かに19	公用車（共用車No.30）	車載型	かに第1分団第2部1	消防車（第1分団第2部）	車載型
かに今渡1	今渡連絡所	半固定型	かに第1分団第4部1	消防車（第1分団第4部）	車載型
かに川合1	川合連絡所	半固定型	かに第2分団第1部1	消防車（第2分団第1部）	車載型
かに下恵土1	下恵土連絡所	半固定型	かに第2分団第2部1	消防車（第2分団第2部）	車載型
かに土田1	土田連絡所	半固定型	かに第2分団第3部1	消防車（第2分団第3部）	車載型
かに帷子1	帷子連絡所	半固定型	かに第2分団第4部1	消防車庫（第4分団第4部）	車載型
かに春里1	春里連絡所	半固定型	かに第3分団第1部1	消防車（第3分団第1部）	車載型
かに姫治1	姫治連絡所	半固定型	かに第3分団第2部1	消防車（第3分団第2部）	車載型
かに平牧1	平牧連絡所	半固定型	かに第3分団第3部1	消防車（第3分団第3部）	車載型
かに桜ヶ丘1	桜ヶ丘連絡所	半固定型	かに第3分団第4部1	消防車（第3分団第4部）	車載型
かに久々利1	久々利連絡所	半固定型	かに第4分団第1部1	消防車（第4分団第1部）	車載型
かに広見東1	広見東連絡所	半固定型	かに第4分団第2部1	消防車（第4分団第2部）	車載型
かに広見1	広見連絡所	半固定型	かに第4分団第3部1	消防車（第4分団第3部）	車載型
かに中恵土1	中恵土連絡所	半固定型	かに第4分団第4部2	消防車（第2分団第4部）	車載型
かに兼山1	兼山連絡所	半固定型	かに海洋センター1	海洋センター	半固定型
かに本部101	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部102	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部103	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部104	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部105	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部106	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部107	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部108	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部109	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部110	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部111	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部112	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部113	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部114	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部115	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部116	市役所（無線室）	携帯型			
かに本部117	市役所（無線室）	携帯型			

計 68 台

3 移動系無線局（デジタル）

(1) MCA無線機

呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所	呼出名称	配置場所
災対本部 1	市役所（防災安全課）	広見小	広見小学校	防災 5	市役所（地域振興課）
災対本部 2	市役所（防災安全課）	兼山小	兼山小学校	防災 6	市役所（防災安全課）
災対本部 3	市役所（防災安全課）	蘇南中	蘇南中学校	防災 7	市役所（防災安全課）
土木班 1	市役所（土木課）	西可児中	西可児中学校	防災 8	市役所（防災安全課）
土木班 2	市役所（土木課）	広陵中	広陵中学校	南消防署	南消防署
土木班 3	市役所（土木課）	中部中	中部中学校	消防団長	市役所（防災安全課）
今渡	今渡地区センター	東可児中	東可児中学校	消防指導員	消防団指導員
川合	川合地区センター	可児警察署	可児警察署（警備課）	第 1 分団長	消防団第 1 分団長
下恵土	下恵土地区センター	水道庁舎 1	水道庁舎	第 1 分団 1	消防車庫（第 1 分団第 1 部）
土田	土田地区センター	水道庁舎 2	水道庁舎	第 1 分団 2	消防車庫（第 1 分団第 2 部）
帷子	帷子地区センター	可児高校	可児高等学校	第 1 分団 3	消防車庫（第 1 分団第 3 部）
春里	春里地区センター	可児工業高	可児工業高等学校	第 1 分団 4	消防車庫（第 1 分団第 4 部）
姫治	姫治地区センター	帝京可児高	帝京大学可児高等学校	第 2 分団長	消防団第 2 分団長
平牧	平牧地区センター	岐阜医療科学大学	岐阜医療科学大学	第 2 分団 1	消防車庫（第 2 分団第 1 部）
桜ヶ丘	桜ヶ丘地区センター	福祉センタ	福祉センター	第 2 分団 2	消防車庫（第 2 分団第 2 部）
久々利	久々利地区センター	可児川苑	可児川苑	第 2 分団 3	消防車庫（第 2 分団第 3 部）
広見東	広見東地区センター	福寿苑	福寿苑	第 2 分団 4	消防車庫（第 2 分団第 4 部）
広見	広見地区センター	やすらぎ館	やすらぎ館	第 3 分団長	消防団第 3 分団長
中恵土	中恵土地区センター	兼山保育園	兼山保育園	第 3 分団 1	消防車庫（第 3 分団第 1 部）
兼山	兼山地区センター	海洋センタ	海洋センター	第 3 分団 2	消防車庫（第 3 分団第 2 部）
今渡北小	今渡北小学校	L ポート	L ポート可児	第 3 分団 3	消防車庫（第 3 分団第 3 部）
今渡南小	今渡南小学校	わくわく	わくわく体験館	第 3 分団 4	消防車庫（第 3 分団第 4 部）
土田小	土田小学校	共和中	共和中学校	第 4 分団長	消防団第 4 分団長
帷子小	帷子小学校	CTK	ケーブルテレビ可児	第 4 分団 1	消防車庫（第 4 分団第 1 部）
南帷子小	南帷子小学校	FMらら	FMラインウェーブ	第 4 分団 2	消防車庫（第 4 分団第 2 部）
春里小	春里小学校	防災 1	市役所（防災安全課）	第 4 分団 3	消防車庫（第 4 分団第 3 部）
旭小	旭小学校	防災 2	市役所（防災安全課）	第 4 分団 4	消防車庫（第 4 分団第 4 部）
桜ヶ丘小	桜ヶ丘小学校	防災 3	市役所（防災安全課）		
東明小	東明小学校	防災 4	市役所（防災安全課）		

計 85 台

○防災相互通信用無線局一覧（県・近隣市町村・関係機関等抜粋）

免許人名	事業所名	呼出名称	局種	周波数 (MHz)
岐阜県	防災課	ぎふけんぼうたい １ ７	陸上移動局	158.35
岐阜県	可茂県事務所	ぎふけんぼうたい １ １	陸上移動局	158.35
岐阜県	可茂土木事務所	ぎふけんぼうたい １ ２	陸上移動局	158.35
美濃加茂市	美濃加茂市役所	みのかもぼうたい	基地局	466.775
美濃加茂市	美濃加茂市役所	みのかもぼうたい	基地局	158.35
美濃加茂市	美濃加茂市役所	みのかもぼうたい １ ０ １	陸上移動局	466.775
美濃加茂市	美濃加茂市役所	みのかもぼうたい １ ０ ２	陸上移動局	158.35
御嵩町	御嵩町役場	みたけぼうたい	基地局	466.775
御嵩町	御嵩町役場	みたけぼうたい	基地局	158.35
御嵩町	御嵩町役場	みたけ １	陸上移動局	466.775
坂祝町	坂祝町役場	さかほぎぼうたい	基地局	158.35
坂祝町	坂祝町役場	さかほぎぼうたい	基地局	466.775
富加町	富加町役場	とみかぼうたい	陸上移動局	158.35
富加町	富加町役場	とみか １ ０ １	陸上移動局	466.775
川辺町	川辺町役場	かわべぼうたい	基地局	158.35
川辺町	川辺町役場	かわべぼうたい	基地局	466.775
八百津町	八百津町役場	やおつぼうたい	基地局	466.775
八百津町	八百津町役場	やおつぼうたい	基地局	158.35
八百津町	八百津町役場	やおつ １	陸上移動局	466.775
七宗町	七宗町役場	ひちそうぼうたい	基地局	158.35
七宗町	七宗町役場	ひちそうぼうたい	基地局	466.775
白川町	白川町役場	しらかわぼうたい １	陸上移動局	466.775
白川町	白川町役場	しらかわぼうたい ２	陸上移動局	158.35
東白川村	東白川村役場	しらかわぼうたい １	陸上移動局	466.775
可茂消防事務組合	消防本部	かもしょうぼう	基地局	158.35
可茂消防事務組合	南消防署	かもみなみ １	陸上移動局	158.35
可茂消防事務組合	西可児分署	かもにしかに １	陸上移動局	158.35
可茂消防事務組合	東可児分遣所	かもひがしかに １	陸上移動局	158.35
警察庁	可児警察署	ぎふけい ９ ７ ９	陸上移動局	158.35
関西電力	今渡電力所	カンデンイマワタリ ７ ６	陸上移動局	158.35

○防災ヘリコプター緊急離着陸場一覧

施 設 名	所 在 地	地 積(m) × (m)	電 話	座 標
今渡南小学校	下恵土3343-7	95 × 130	62-1366	E 137° 02' 49" N 35° 25' 53"
今渡北小学校	今渡1680	120 × 120	63-1500	E 137° 02' 43" N 35° 26' 01"
蘇南中学校	今渡112	110 × 120	62-1010	E 137° 01' 59" N 35° 25' 49"
土田小学校	土田4226-1	60 × 120	25-2652	E 137° 00' 43" N 35° 25' 35"
広陵中学校	東帷子593	110 × 220	65-7991	E 137° 00' 37" N 35° 24' 29"
帷子小学校	東帷子1047	110 × 110	65-4802	E 137° 00' 20" N 35° 24' 05"
西可児中学校	若葉台7-1	130 × 180	65-6835	E 137° 01' 10" N 35° 24' 25"
南帷子小学校	東帷子2231	130 × 150	65-4181	E 137° 00' 43" N 35° 23' 22"
春里小学校	塩642-1	110 × 120	65-2063	E 137° 01' 29" N 35° 24' 26"
可児市運動公園	坂戸987-4	120 × 120	62-8603	E 137° 02' 21" N 35° 24' 42"
旭小学校	大森2078-3	80 × 150	62-0302	E 137° 04' 05" N 35° 23' 53"
東可児中学校	皐ヶ丘4-71	90 × 190	64-2700	E 137° 06' 34" N 35° 23' 04"
桜ヶ丘小学校	桜ヶ丘5-55-2	120 × 130	64-0700	E 137° 06' 50" N 35° 35' 22"
東明小学校	久々利1945	140 × 180	64-1128	E 137° 05' 39" N 35° 24' 31"
中部中学校	広見1086	120 × 120	62-1161	E 137° 04' 17" N 35° 35' 25"
広見小学校	広見71-1	80 × 160	62-1551	E 137° 04' 03" N 35° 25' 27"
広見市民グラウンド	石井227-2	90 × 140	62-8603	E 137° 04' 21" N 35° 25' 31"
可児工業高等学校	中恵土2358-1	100 × 140	62-1185	E 137° 03' 38" N 35° 25' 55"
ふれあいパーク緑の丘	羽崎1269-38	220 × 171	62-1111	E 137° 05' 49" N 35° 24' 52"
東建塩河カントリー倶楽部	塩河846-1	55 × 45	65-9111	E 137° 02' 38" N 35° 22' 08"
兼山小学校	兼山1444-1	90 × 155	59-2211	E 137° 05' 45" N 35° 27' 11"
坊主山市民グラウンド	兼山1400-1	100 × 90	62-8603	E 137° 06' 07" N 35° 27' 31"
兼山ふれあい広場	兼山702-1	80 × 50	62-1111	E 137° 05' 35" N 35° 27' 30"

○災害時優先電話設置場所一覧

場 所	備 考	場 所	備 考
市役所		南帷子小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
水道部庁舎		春里小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
今渡地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	旭小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
川合地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	桜ヶ丘小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
下恵土地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	東明小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
土田地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	広見小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
帷子地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	兼山小学校	指定避難所 指定緊急避難場所
春里地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	蘇南中学校	指定避難所 指定緊急避難場所
姫治地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	西可児中学校	指定避難所 指定緊急避難場所
平牧地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	広陵中学校	指定避難所 指定緊急避難場所
桜ヶ丘地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	東可児中学校	指定避難所 指定緊急避難場所
久々利地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	中部中学校	指定避難所 指定緊急避難場所
広見地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	福祉センター	指定避難所 指定緊急避難場所
広見東地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	可児川苑	指定避難所 指定緊急避難場所
中恵土地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	福寿苑	指定避難所 指定緊急避難場所
兼山地区センター	指定避難所 指定緊急避難場所	兼山やすらぎ館	指定避難所 指定緊急避難場所
瀬田幼稚園		海洋センター	指定避難所 指定緊急避難場所
めぐみ保育園		わくわく体験館	指定避難所 指定緊急避難場所
土田保育園		Ｌポート可児	指定避難所 指定緊急避難場所
久々利保育園		図書館	
兼山保育園	指定避難所 指定緊急避難場所	学校給食センター	
今渡北小学校	指定避難所 指定緊急避難場所	文化創造センター	
今渡南小学校	指定避難所 指定緊急避難場所		
土田小学校	指定避難所 指定緊急避難場所		
帷子小学校	指定避難所 指定緊急避難場所		

○特設公衆電話（モジュージャック）設置場所一覧

場 所	設置場所	場 所	設置場所
総合会館	1 階東側階段下	南帷子小学校	渡り廊下
今渡地区センター	事務所前	春里小学校	渡り廊下
川合地区センター	事務所前	旭小学校	渡り廊下入口付近
下恵土地区センター	1階倉庫前	桜ヶ丘小学校	職員室前
土田地区センター	玄関付近	東明小学校	体育館入口付近
帷子地区センター	会議室前	広見小学校	保健室前
春里地区センター	玄関ホール内	兼山小学校	職員室前
姫治地区センター	事務所前	蘇南中学校	体育館入口
平牧地区センター	事務所前	西可児中学校	体育館出入口
桜ヶ丘地区センター	事務所前	広陵中学校	職員室前
久々利地区センター	玄関ホール内	東可児中学校	渡り廊下入口付近
広見地区センター	1階公衆電話付近	中部中学校	玄関
広見東地区センター	玄関ホール内	福祉センター	事務室内、出入口付近の天井
中恵土地区センター	ホール前講習電話付近	可児川苑	1階ボイラー室前
兼山地区センター	事務所前	福寿苑	事務所前
兼山保育園	正面玄関	兼山やすらぎ館	玄関
今渡北小学校	玄関付近	海洋センター	事務室内
今渡南小学校	体育館入口付近	わくわく体験館	正面玄関付近
土田小学校	職員室前	L ポート可児	事務所前
帷子小学校	体育館内		

○物資及び人員の拠点施設一覧

1 物資

第 1 次物流（集積配分）拠点	第 2 次物流（集積配分）拠点
道の駅可児ッテ（柿田 416-1） TEL61-3780	可児工業団地（姫ヶ丘 2-8） TEL62-6251 福祉センター（今渡 682-1） TEL62-5329 可児市運動公園（坂戸 987-4） TEL62-8603

2 人員

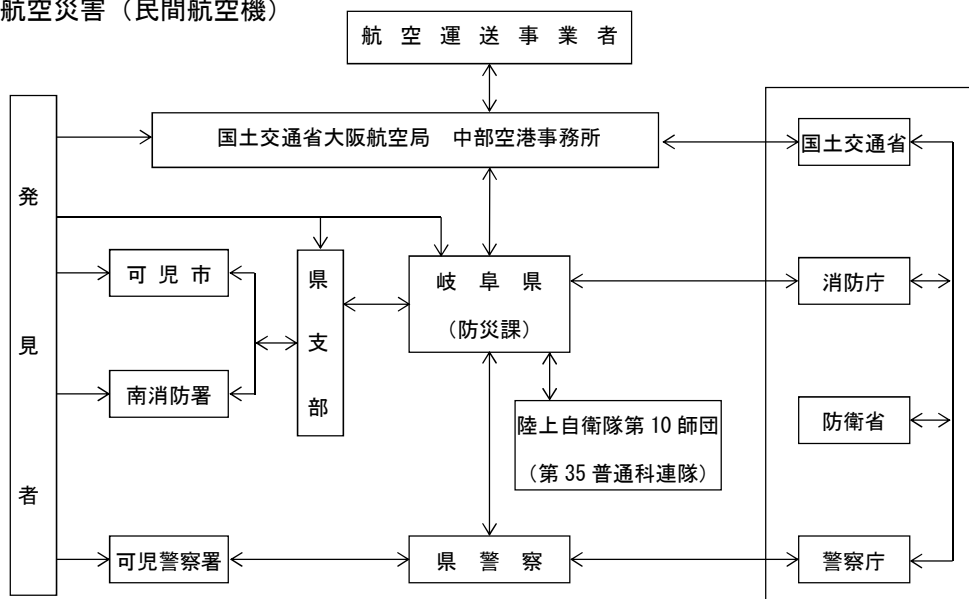
第 1 次活動拠点	第 2 次活動拠点
道の駅可児ッテ（柿田 416-1） TEL61-3780	ふれあいパーク・緑の丘（羽崎 1269-38） TEL61-3538 可児市運動公園（坂戸 987-4） TEL62-8603 L ポート可児（姫ヶ丘 1-37） TEL61-0111 かに木曽川左岸公園（土田 2691-1）

○緊急輸送道路一覧

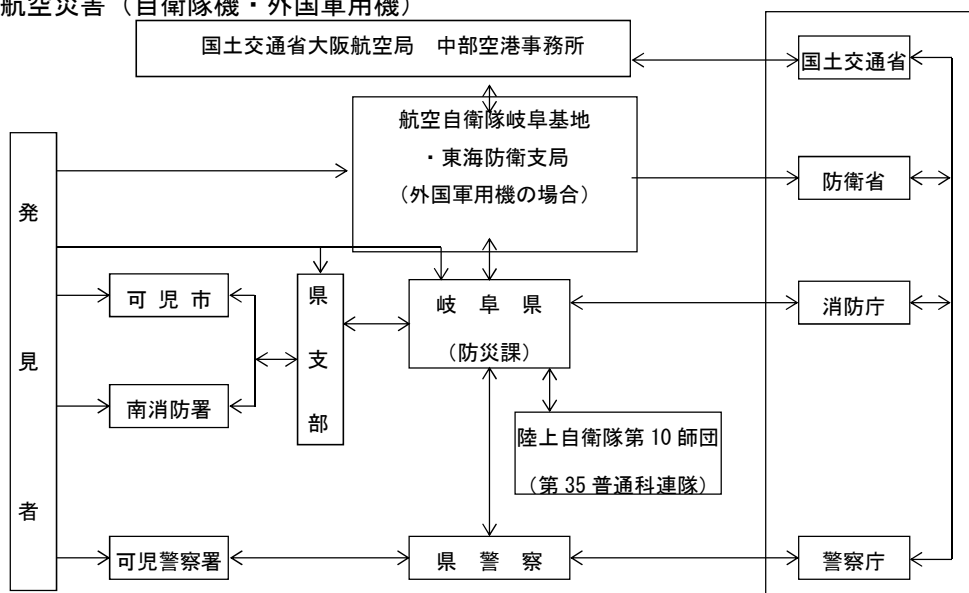
種 別	内 容	道路名 ※市域関係道路
第 1 次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市などを連絡し、広域の緊急輸送を担う道路	・ 東海環状自動車道 ・ 国道 21 号、41 号、248 号
第 2 次緊急輸送道路	第 1 次緊急輸送道路と市役所及び知事が指定する主要な防災拠点を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路	・ 国道 21 号 ・ 県道 64 号線（可児・金山線） 84 号線（土岐・可児線） 381 号線（多治見・八百津線） ・ 市道 9 号線（下切・井之鼻線） 14 号線（広見・土田線） 49 号線（久々利・羽崎線）
第 3 次緊急輸送道路	第 1 次・第 2 次緊急輸送道路と地区防災拠点（14 地区センター、物資及び人員の拠点施設）を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路	・ 県道 122 号線（御嵩・犬山線） 341 号線（御嵩・可児線） 349 号線（菅刈・今渡線） ・ 市道 5 号線（大東・上屋敷線） 10 号線（八幡・今広線） 14 号線（広見・土田線） 15 号線（広見・柿田線） 21 号線（塩・長洞線） 26 号線（鳥屋場・青木線） 27 号線（田白・桜ヶ丘線） 33 号線（姫・谷迫間線） 34 号線（下切・二野線） 46 号線（八幡・住吉線） 54 号線（今渡・坂戸線） 57 号線（今渡・川合線） 62 号線 7018・7019 号線 7186 号線

○事故災害時の情報伝達系統

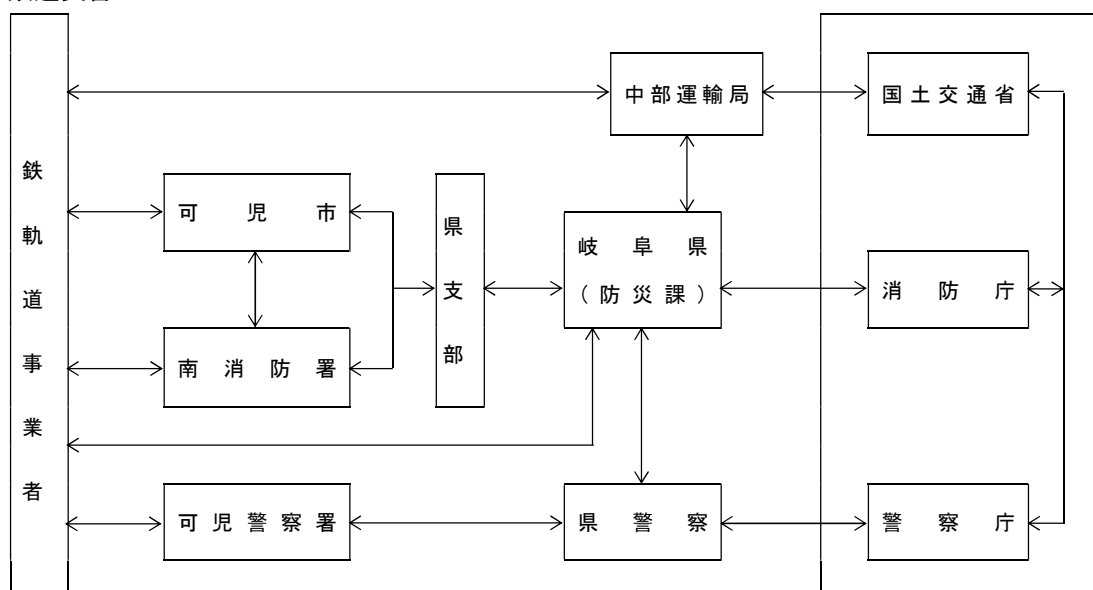
1 航空災害（民間航空機）



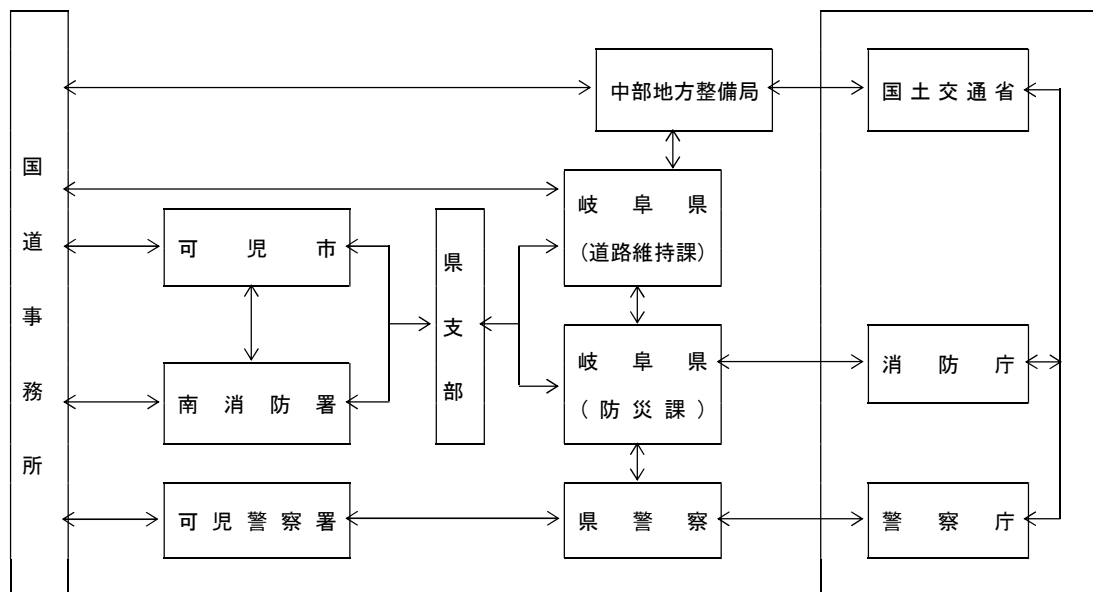
2 航空災害（自衛隊機・外国軍用機）



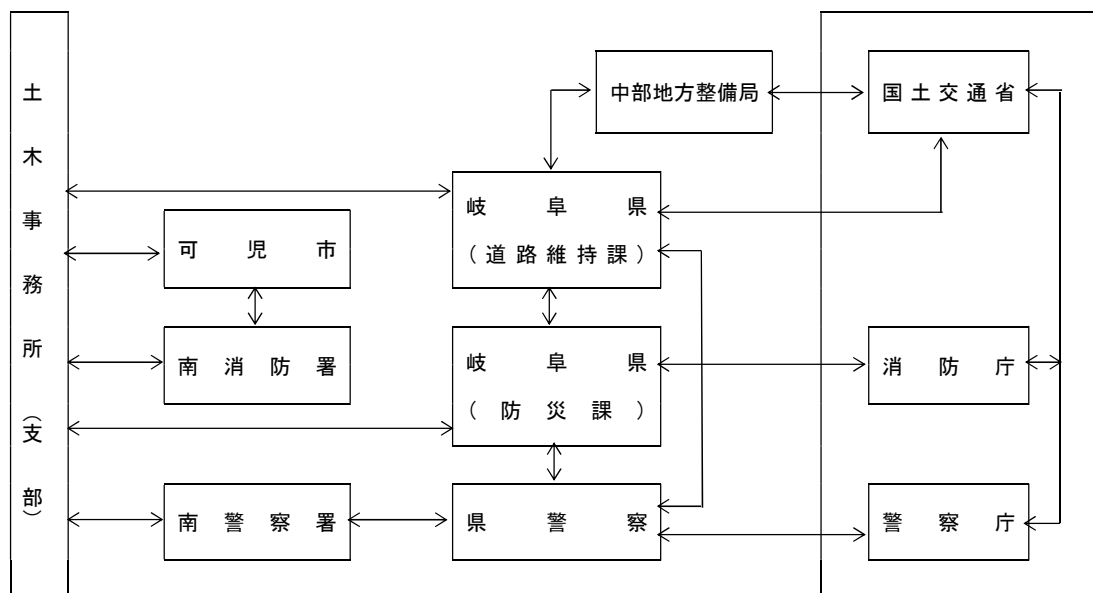
3 鉄道災害



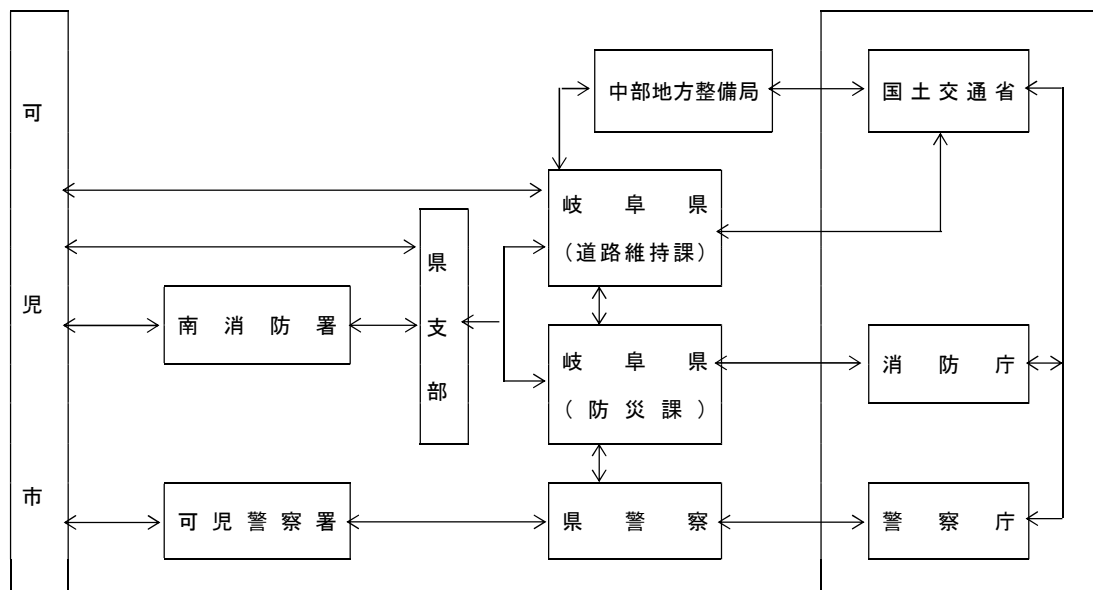
4 道路災害（国の管理する道路）



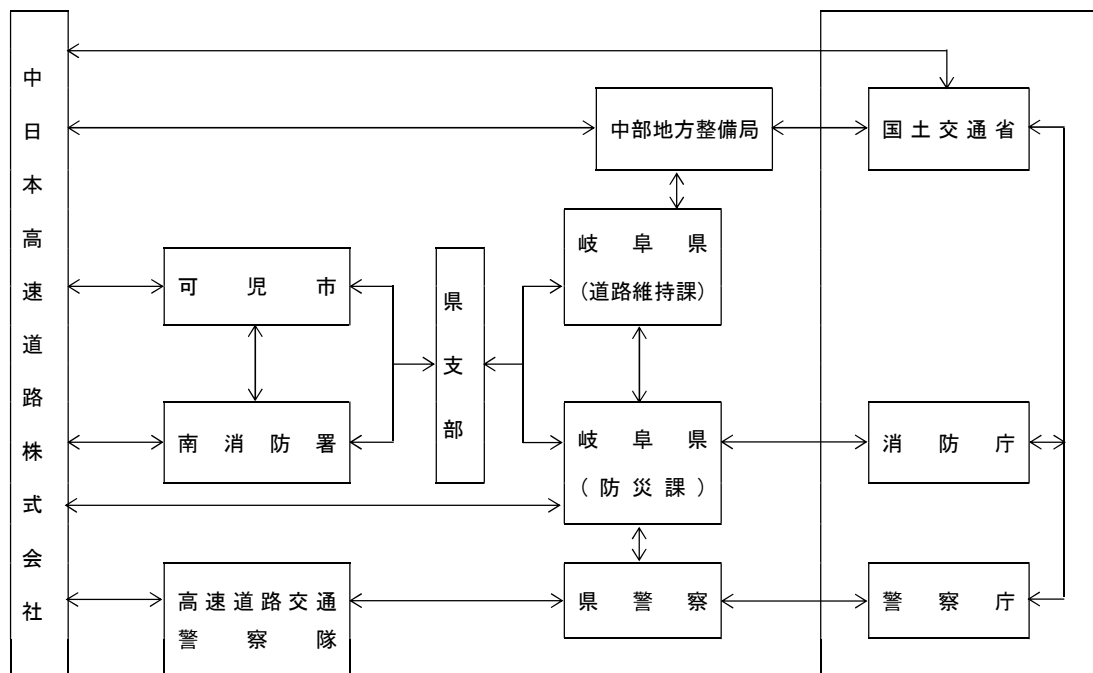
5 道路災害（県の管理する道路）



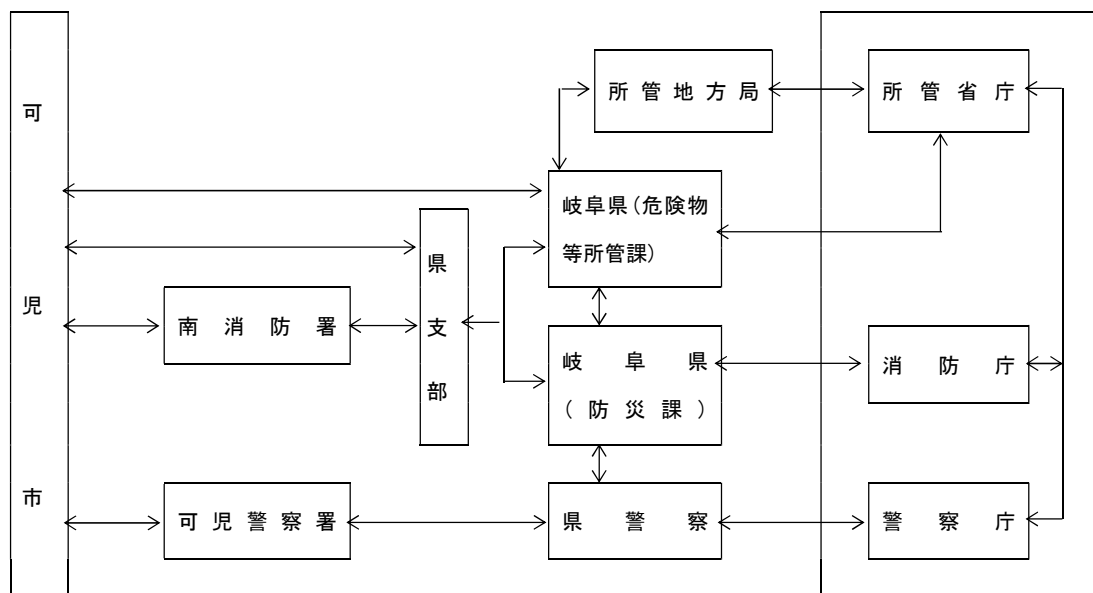
6 道路災害（市の管理する道路）



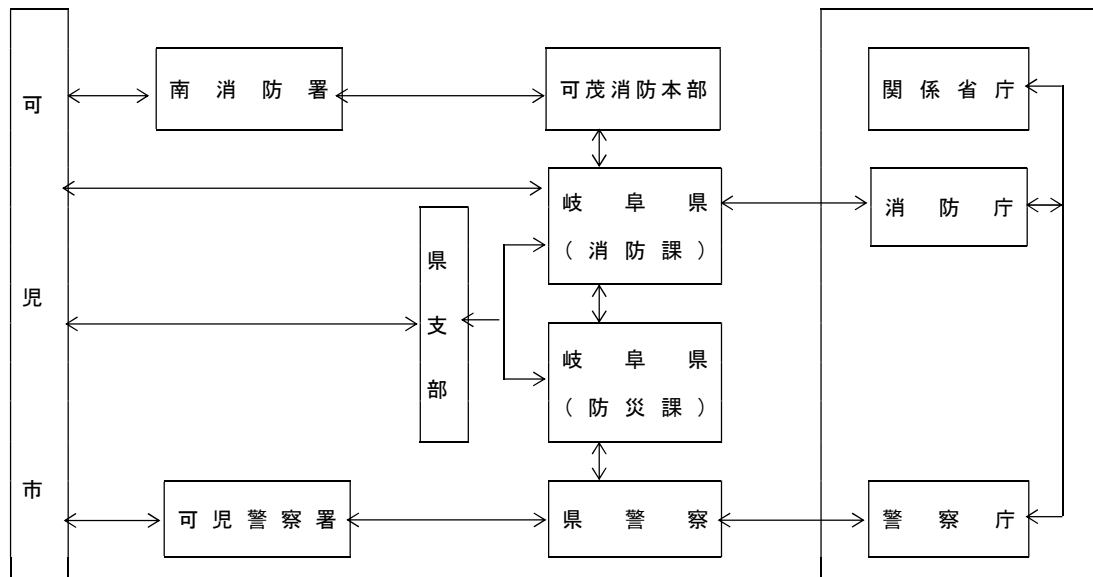
7 道路災害（中日本高速道路株式会社の管理する道路）



8 危険物等災害



9 大規模・林野火災



[消防・水防]

○可児市消防団組織図（定員）

			区 分	分団長	部 長	班 長	団 員	区 域	
団 長 1	副 団 長 2	指 導 員 3	第1分団	第1部	1	1	4	15	広見、石井及び広眺ヶ丘の区域
				第2部		1	3	16	瀬田、柿田、淵之上、平貝戸及び石森の区域
				第3部		1	4	15	中恵土の区域
				第4部		1	3	16	下切、今、谷迫間、みずきヶ丘及び姫ヶ丘の区域
	第2分団	第1部	1	1	4	15	今渡の区域		
		第2部		1	4	15	下恵土、禅台寺及び徳野南の区域		
		第3部		1	3	13	川合及び川合北の区域		
		第4部		1	4	15	土田の区域		
	第3分団	第1部	1	1	4	16	矢戸、長洞、室原、塩、坂戸及び美里ヶ丘の区域		
		第2部		1	3	12	塩河及び清水ヶ丘の区域		
		第3部		1	4	15	菅刈、西帷子、緑、鳩吹台及び虹ヶ丘の区域		
		第4部		1	5	15	東帷子、長坂、愛岐ヶ丘、光陽台、若葉台、及び帷子新町の区域		
	第4分団	第1部	1	1	4	15	久々利、柿下及び柿下入会の区域		
		第2部		1	4	15	羽崎、二野、緑ヶ丘及び羽生ヶ丘の区域		
		第3部		1	5	14	大森、大森台、松伏、星見台、桜ヶ丘、皐ヶ丘及び桂ヶ丘の区域		
		第4部		1	4	18	兼山の区域		
	女性消防分団			—	—	1	14	可児市全域	

○自衛消防隊一覧

地区	名称	小型動力ポンプ	地区	名称	小型動力ポンプ
川合	川合自衛消防隊	積可ポ 1、可ポ 1	姫治	下切下自衛消防隊	可ポ 2
下恵土	徳野自衛消防隊	可ポ 1		山寺自衛消防隊	可ポ 1
土田	井之鼻自衛消防隊	可ポ 1		青木自衛消防隊	可ポ 1
	渡自衛消防隊	可ポ 1		今自衛消防隊	積可ポ 2
帷子	中切自衛消防隊	可ポ 1	平牧	羽崎二野自衛消防隊	積可ポ 1
	古瀬自衛消防隊	可ポ 1		大森自衛消防隊	積可ポ 2
	美濃田自衛消防隊	可ポ 1	久々利	元久々利自衛消防隊	可ポ 1
	菅刈自衛消防隊	可ポ 1		柿下自衛消防隊	可ポ 1
	石原自衛消防隊	可ポ 1		北部自衛消防隊	可ポ 1
	茗荷自衛消防隊	可ポ 1		丸山自衛消防隊	可ポ 1
	鳩吹台自衛消防隊	可ポ 1		大萱自衛消防隊	積可ポ 1
春里	塩自衛消防隊	可ポ 1	大平	大平自衛消防隊	可ポ 1
	坂戸自衛消防隊	可ポ 1	広見東	瀬田自衛消防隊	可ポ 2
	塩河自衛消防隊	積可ポ 1、可ポ 1		柿田自衛消防隊	可ポ 1
	室原自衛消防隊	可ポ 1	兼山	兼山自衛消防隊	可ポ 2
	長洞自衛消防隊	可ポ 1			

※積可ポ：積載可搬ポンプ（車両）、可ポ：可搬ポンプ

計 32 組織

○危険物施設の状況

製造所	貯 蔵 所								取 扱 所			合 計
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	一般取扱所	小計	
1	74	44	10	42	0	23	3	196	52 (25)	56	108	304

※給油取扱所の（ ）内は、自家用給油取扱所の数。ただし、給油取扱所数は、自家用給油取扱所数を含む。

○危険物大規模貯蔵施設一覧

事業所	所在地	品名	容量×数量（kl×基）
大王製紙(株)岐阜事業所	可児市土田500	第三石油類（重油）	680×2

○防災ため池一覧

水系	河川名	地区名	所在地	管 理 者	堤高（m）	堤長（m）	堤体積（m ³ ）
木曽川	可児川	柿下	柿下	可児川防災等ため池組合	12.66	161.0	83,600
木曽川	可児川	小淵	久々利	可児川防災等ため池組合	20.46	53.0	13,600
木曽川	可児川	桜	大森	可児川防災等ため池組合	14.60	185.30	18,600

○重要樋管一覧

河川名	所 在 地	種 類	構 造	管 理 者
木曽川	土田	土田樋管	1.5×1.5×1	可児市
木曽川	土田	下田樋管	3.0×3.0×1	可児市
木曽川	土田	下田第2樋管	2.5×2.3×1	可児市
可児川	広見	広見4丁目樋管	1.5×1.5×1	可児市
可児川	平貝戸	明智大排水樋管	3.0×1.7×2	可児市

○雨量計・水位計・危機管理型水位計・監視カメラ設置場所一覧

1 雨量計

名 称	設置場所	管理者	名 称	設置場所	管理者
市役所	市役所	可児市	室原	室原公民館	可児市
久々利	久々利地区センター	可児市	塩河	大畑公民館	可児市
広見東	広見東地区センター	可児市	大森	大森新田交差点付近	可児市
今渡	今渡地区センター	可児市	下切	姫治地区センター付近	可児市
土田	土田中町交差点付近	可児市	皐ヶ丘	桜ヶ丘地区センター付近	可児市
西帷子	茗荷公民館	可児市	兼山	魚屋公民館付近	可児市

2 水位計

名 称	観測河川名	設置場所	管理者
広見	久々利川	姫橋付近	可児市
土田	可児川	二の井大橋付近	可児市
門前橋	可児川	門前橋付近	岐阜県
広見	可児川	蛍橋付近	岐阜県
土田	可児川	今春橋付近	岐阜県
今渡	木曽川	太田橋付近	国

3 危機管理型水位計

名 称	観測河川名	設置場所	管理者
瀬田川 小豆田	瀬田川	瀬田 196 付近	岐阜県
久々利川 久々利	久々利川	久々利 2 号橋付近	岐阜県
中郷川 二野・羽崎	中郷川	羽崎橋付近	岐阜県
大森川 大森新田	大森川	新田公民館南側付近	岐阜県
横市川 塩河公園口	横市川	塩河 1413 付近	岐阜県
矢戸川 春里	矢戸川	下寺田橋付近	岐阜県
姫川大藪町八反田	姫川	多治見市姫町 4 丁目 155 付近	岐阜県
可児川 新可児大橋	可児川	新可児大橋付近	岐阜県

4 監視カメラ

監視地点	管理者	監視地点	管理者
可児川（中恵土・名鉄広見線鉄橋）	可児市	久々利川（久々利・下流右岸）	岐阜県
可児川（広見・さつき大橋）	可児市	可児川（御嵩町中・門前橋）	岐阜県
可児川（下恵土・ＪＲ太多線鉄橋）	可児市	可児川（広見・蛍橋）	岐阜県
可児川（広見・鳥屋場橋）	可児市	可児川（土田・戸走橋）	岐阜県
可児川（塩・二の井大橋）	可児市	木曽川（兼山・兼山ダム）	国
久々利川（下切・姫橋）	可児市	木曽川（今渡・太田橋）	国
市道 50 号線（土田・名鉄アンダーパス）	可児市	国道 21 号（柿田・柿田交差点）	国
県道 84 号線（下恵土・ＪＲアンダーパス）	可児市		

[災害危険箇所]

○山腹崩壊危険地区一覧

令和3年10月1日時点（県治山課より）

危険地区 番号	位置		保全対象			危険度	面積 (ha)
	大字	字	人家	公共施設	道路		
214 001	東帷子	斉戸洞	6	0	－	C	3
214 002	東帷子	二竹	17	0	県	B	7
214 003	柿田	東屋敷	45	0	県	B	4
214 005	瀬田	綾ヶ根	18	0	－	B	2
214 005	久々利	日面	63	0	県	B	3
214 006	久々利	北西	19	0	－	B	3
214 007	久々利、瀬田	大岩、北西、島前、栃長、芦洞、奥山	3	0	県	B	27
214 008	今	池下	1	0	－	C	5
214 009	瀬田	島田	2	0	県	C	2
214 010	菅刈	田畑	26	0	－	B	3
214 011	菅刈	小鉢屋	2	0	市	C	2
214 502	東帷子	荒神堂	0	0	市	C	9
214 503	兼山	宮町	94	0	県	A	5
214 505	東帷子	竹ノ腰	4	0	県	C	2
523 001	兼山	庚申塚	66	0	県	A	6
523 002	兼山	西山	32	0	県	A	1
523 003	兼山	古城山	32	4	県	A	1
523 004	兼山	古城山	17	0	県	A	3
523 005	兼山	古城山	58	0	県	A	8

計 19 箇所

○崩壊土砂流出危険地区一覧

令和3年10月1日時点（県治山課より）

危険地区 番号	位置		保全対象			危険度	面積 (ha)
	大字	字	人家	公共施設	道路		
214 001	東野	東野	12	0	－	A	0.53
214 003	弁八	弁八	13	0	－	B	1.16
214 004	三本松	三本松	0	0	市	C	0.46
214 005	滝ヶ洞	滝ヶ洞	4	0	－	C	0.48
214 006	三ノ股	三ノ股	0	0	県	C	0.80
214 015	久々利、久々利柿下入会	奥磯山、根竈	7	0	市	C	0.19
214 023	久々利	小萱、アング洞、サバカ谷	2	0	市	C	0.04
214 036	長洞	観音洞、仲屋敷、切山	4	0	市	C	0.15
214 041	兼山	東山、古城山	46	1	市	B	0.49
214 042	兼山、伏見	古城山、山田洞、常盤町、鬢張山、盛住町	26	2	県	B	0.62
214 043	兼山、伏見	西山、庚申塚、高根、荒神洞	19	2	県	B	0.49
214 045	兼山	古城山	5	0	市	C	0.03
523 001	兼山	古城山	0	0	市	C	0.06

計 13 箇所

○地すべり危険地区一覧

令和3年10月1日時点（県治山課より）

該当なし

計 0 箇所

○急傾斜地崩壊危険区域一覧

令和3年10月1日時点（県砂防課より）

区域名称	所在地	面積（ha）				指定又は 変更日	ID
		急傾斜地	誘発助長区域	指定区域	被害想定区域		
八反田	下切	1.06	0	1.43	0.66	S53.3.31	10000434
竹ノ腰	竹ノ腰	1.27	0	1.27	0	S55.3.21	10000436
丁字ヶ洞	丁字ヶ洞	1.52	0	2.06	0	S55.3.21	10000435
門田	西帷子	3.14	0	3.96	0	S55.12.5	10000429
塀後海道	室原字堀後海道	2.16	0	2.5	0	S55.12.5	10000430
綾ヶ根	瀬田字綾ヶ根	0.9	0	1.6	0	S59.2.13	10000437
西田	東帷子字西田	0.32	0	0.49	0	H1.3.24	10000438
中岩(1)	久々利	0.62	0	0.99	0	H2.3.27	10000440
中岩(3)	久々利字天神洞	1.38	0	2.06	0	H2.3.27	10000442
中岩(2)	久々利	0.45	0	0.6	0	H2.3.27	10000441
四番地	羽崎字大洞	0.78	0	1.27	0	H8.4.26	10000443
前田(1)	東帷子	0.6	0	0.99	0	H9.11.11	10000444
日面	久々利字日面	1.63	0	1.63	1.11	H11.4.6	10000433
伊洞	菅刈字伊洞	4.59	0	4.59	0	H11.8.17	10000439
三番地	羽崎	1.31	0	2.58	2.58	H12.4.14	10000432
宮前	室原	0.09	0	0.22	0.22	H12.12.5	10000431
田畑	菅刈田字田畑	1.31	2.67	2.67	1.91	H14.8.30	10002104
丸山	塩河京田	0.63	0	0.63	0.71	H15.5.30	10203073
高田	柿下、久々利	0.5	0	0.76	0.77	H17.3.22	10002121
五反田	大字東帷子字二竹 字五反田 字登立洞	0.37	0	0.56	0.75	H19.8.31	10000958
古瀬	大字東帷子字吉養寺 字堂ノ下洞	0.44	0	0.83	0.96	H19.8.31	10000957
盛住	兼山	1.03	0	1.71	1.71	H24.12.18	10002145
古城山	兼山字古城山	0.39	0	0.54	0.43	H25.12.27	10002165
前田南	東帷子	0.23	0	0.65	0.73	H29.2.10	10203045

計 24 箇所

○土砂災害警戒区域一覧

令和3年9月24日時点（県砂防課より）

所在地	自然災害の種類	箇所番号 (溪流番号)	箇所名 (溪流名)	告示年月日		告示番号	
				土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域
今字北屋敷	急傾斜地の崩壊	11084001	北屋敷	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字竹之腰	急傾斜地の崩壊	11084101	竹の腰2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字竹之腰	急傾斜地の崩壊	11084102	竹の腰3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字岩端	急傾斜地の崩壊	11084201	岩端	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字山崎	急傾斜地の崩壊	11084301	山崎	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字山崎	急傾斜地の崩壊	11084401	小反面	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字鳩討	急傾斜地の崩壊	110845	吹ヶ洞	H26. 03. 07	H26. 03. 07	岐阜県告示第98号	岐阜県告示第99号
大森字辻洞	急傾斜地の崩壊	11084601	辻洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字藤藪	急傾斜地の崩壊	11084701	新田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字山本	急傾斜地の崩壊	212532	中組	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字砂ヶ洞	急傾斜地の崩壊	212542	大森	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字砂ヶ洞	急傾斜地の崩壊	212543	大森2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字砂ヶ洞	急傾斜地の崩壊	312574	吹ヶ洞2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字瀧沢	急傾斜地の崩壊	312575	辻洞2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字辻洞	土石流	G39013K	辻洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字奥山	土石流	G39015K	新田奥山	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字宮町	土石流	G39017K	オオガ洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字杉本	土石流	G39018K	杉本下	H24. 12. 28	－	岐阜県告示第618号	－
大森字竹之腰	土石流	G39322K	釜ヶ洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字辻洞	土石流	G39327K	辻洞上	H24. 12. 28	－	岐阜県告示第618号	－
大森字奥山	土石流	G39328K	平林奥山	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字奥山	土石流	G39605K	新田奥山上	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
大森字山本	土石流	G39606K	山本	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
柿下字岩下	急傾斜地の崩壊	11085001	岩下1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
柿下字岩下	急傾斜地の崩壊	11085002	岩下2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
柿下字高田	急傾斜地の崩壊	11085601	高田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
柿下字高田	急傾斜地の崩壊	11085801	柿下山	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
柿下字岩下	急傾斜地の崩壊	212545	柿下	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
柿下字中野	急傾斜地の崩壊	212546	柿下2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
柿下字中野	急傾斜地の崩壊	312579	柿下3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
柿下字傳二山	急傾斜地の崩壊	312589	柿下4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
柿下字傳二山	土石流	G39318K	傳二山	H24. 12. 28	－	岐阜県告示第618号	－
柿下字明堂	土石流	G39320K	明堂下	H24. 12. 28	－	岐阜県告示第618号	－
柿下字西ヶ洞	土石流	G39321K	西ヶ洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
柿下字明堂	土石流	G39604K	明堂上	H24. 12. 28	－	岐阜県告示第618号	－
柿田字杉ヶ洞	急傾斜地の崩壊	114514	柿田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号
柿田字杉ヶ洞	急傾斜地の崩壊	114528	柿田3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第618号	岐阜県告示第620号

柿田字杉ヶ洞	急傾斜地の崩壊	312562	柿田 4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
柿田字東屋敷	土石流	G39001K	甫田上	H24. 12. 28	－	岐阜県告示第 618 号	－
柿田字神崎	土石流	G39002K	神崎東	H24. 12. 28	－	岐阜県告示第 618 号	－
兼山字古城山	急傾斜地の崩壊	111037	洞	H26. 07. 15	H26. 07. 15	岐阜県告示第 484 号	岐阜県告示第 486 号
兼山字常盤町	急傾斜地の崩壊	11103801	常盤	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字盛住町	急傾斜地の崩壊	11103901	盛住	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字浅間平	急傾斜地の崩壊	11104001	浅間平	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字宮町	急傾斜地の崩壊	11104101	宮町	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字殿町	急傾斜地の崩壊	111784	古城山	H29. 07. 07	H29. 07. 07	岐阜県告示第 361 号	岐阜県告示第 363 号
兼山字古城山	急傾斜地の崩壊	11178501	古城山 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字山田洞	急傾斜地の崩壊	11464001	城山団地	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字秋葉平	急傾斜地の崩壊	11464101	秋葉台	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字汁ヶ谷	急傾斜地の崩壊	21285701	秋葉台 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字古城山	土石流	G47321K	比衣大洞	H26. 07. 15	H26. 07. 15	岐阜県告示第 484 号	岐阜県告示第 486 号
兼山字東山	土石流	G48001K	弥八	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字殿町	土石流	G48002K	杉ヶ洞谷	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字盛住町	土石流	G48003K	山田川	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字宮町	土石流	G48004K	西山	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字柳町	土石流	G48005K	貴船川	H24. 12. 28	－	岐阜県告示第 618 号	－
兼山字浅間平	土石流	G48006K	庚申塚	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
兼山字徳沢	土石流	G48601K	徳澤	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字日面	急傾斜地の崩壊	11084801	丸山 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字薬師洞	急傾斜地の崩壊	11084901	丸山 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字岩屋	急傾斜地の崩壊	11085201	中岩 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字岩屋	急傾斜地の崩壊	11085301	中岩	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字島前	急傾斜地の崩壊	11085401	島前	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字栃長	急傾斜地の崩壊	11085501	朽長	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字薬師洞	急傾斜地の崩壊	11452601	北町	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字北西	急傾斜地の崩壊	212535	我田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字角田	急傾斜地の崩壊	212536	酒井	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字島前	急傾斜地の崩壊	212537	我田 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字栃長	急傾斜地の崩壊	212538	我田 3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字柿ノ木	急傾斜地の崩壊	212539	我田 4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字塚田	急傾斜地の崩壊	212540	平柴	H26. 03. 28	H26. 03. 28	岐阜県告示第 277 号	岐阜県告示第 299 号
久々利字北洞	急傾斜地の崩壊	212541	平柴 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字岩崎	急傾斜地の崩壊	212547	北ノ町	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字松坪	急傾斜地の崩壊	212548	丸山 6	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字向田	急傾斜地の崩壊	212549	丸山 4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字安後	急傾斜地の崩壊	212550	丸山 3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字小萱	急傾斜地の崩壊	212551	小萱	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字小萱	急傾斜地の崩壊	212552	小萱 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字小萱	急傾斜地の崩壊	212553	小萱 4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号

久々利字小萱	急傾斜地の崩壊	212554	小萱 5	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字大萱	急傾斜地の崩壊	212555	大萱	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字小萱	急傾斜地の崩壊	212566	小萱 3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字八反田	急傾斜地の崩壊	312576	南町	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字松坪	急傾斜地の崩壊	312577	丸山 5	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字向山	急傾斜地の崩壊	312578	丸山 7	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字小萱	急傾斜地の崩壊	312581	小萱 6	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字石洞	土石流	G39007K	石洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字宮下	土石流	G39008K	宮下	H24. 12. 28	－	岐阜県告示第 618 号	－
久々利字岩崎	土石流	G39009K	岩崎	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字薬師洞	土石流	G39010K	薬師洞西	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字薬師洞	土石流	G39011K	薬師洞東	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字奥磯山	土石流	G39012K	奥磯山西	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字島前	土石流	G39303K	島前	H24. 12. 28	－	岐阜県告示第 618 号	－
久々利字栃長	土石流	G39304K	栃長	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字北洞	土石流	G39305K	北洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字丁子洞	土石流	G39306K	丁子洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字小萱	土石流	G39307K	小萱下	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字小萱	土石流	G39308K	小萱上	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字大萱	土石流	G39309K	大萱下	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字大萱	土石流	G39310K	大萱上	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字奥磯山	土石流	G39314K	奥磯山東	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字三反田	土石流	G39316K	三反田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字伊勢山	土石流	G39317K	伊勢山	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字北西	土石流	G39601K	北西	H24. 12. 28	－	岐阜県告示第 618 号	－
久々利字欠ノ下	土石流	G39603K	欠ノ下	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利字塚田	土石流	G47318K	古屋敷東洞	H26. 07. 15	－	岐阜県告示第 484 号	－
久々利字塚田	土石流	G47319K	二本木	H26. 07. 15	－	岐阜県告示第 484 号	－
久々利柿下入会字瀧ヶ洞	急傾斜地の崩壊	212556	瀧ヶ洞 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字瀧ヶ洞	急傾斜地の崩壊	212557	瀧ヶ洞 4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字弘法東洞	急傾斜地の崩壊	212558	弘法東洞 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字瀧ヶ洞	急傾斜地の崩壊	212559	瀧ヶ洞 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字瀧ヶ洞	急傾斜地の崩壊	212560	瀧ヶ洞 3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字東北洞	急傾斜地の崩壊	212565	東北洞 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字東北洞	急傾斜地の崩壊	212567	東北洞 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字田ノ洞	急傾斜地の崩壊	312580	田ノ洞 3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字東北洞	急傾斜地の崩壊	312582	東北洞 3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字弘法東洞	急傾斜地の崩壊	312583	弘法東洞 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字田ノ洞	急傾斜地の崩壊	312590	田ノ洞 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字田ノ洞	急傾斜地の崩壊	312591	田ノ洞 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字瀧ヶ洞	土石流	G39311K	瀧ヶ洞下	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字瀧ヶ洞	土石流	G39312K	瀧ヶ洞中	H24. 12. 28	H26. 03. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 299 号

久々利柿下入会字瀧ヶ洞	土石流	G39313K1	瀧ヶ洞上北	H24. 12. 28	—	岐阜県告示第 618 号	—
久々利柿下入会字瀧ヶ洞	土石流	G39313K2	瀧ヶ洞上南	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字弘法西洞	土石流	G39315K	弘法西洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利柿下入会字浅間山	土石流	G39319K	浅間山	H24. 12. 28	—	岐阜県告示第 618 号	—
久々利柿下入会字牟田ヶ洞	土石流	G39602K	牟田ヶ洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
坂戸字内明	急傾斜地の崩壊	312572	谷迫間 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
塩字駒返り	急傾斜地の崩壊	11453301	塩 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
塩字中根	急傾斜地の崩壊	312568	塩 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
塩字信濃街道	急傾斜地の崩壊	312569	塩 3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
下切字兼杖洞	急傾斜地の崩壊	11083201	兼杖洞 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
下切字小山	急傾斜地の崩壊	11083301	兼杖洞 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
下切字井洞	急傾斜地の崩壊	11083401	井洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
下切字宮坂洞	急傾斜地の崩壊	11083501	宮坂洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
下切字八反田	急傾斜地の崩壊	11083601	八反田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
下切字兼杖洞	急傾斜地の崩壊	11453401	兼杖洞 3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
下切字兼杖洞	急傾斜地の崩壊	11453501	兼杖洞 4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
下切字兼杖洞	急傾斜地の崩壊	212531	兼文	H27. 12. 11	H27. 12. 11	岐阜県告示第 703 号	岐阜県告示第 704 号
塩河字丸山	急傾斜地の崩壊	11083801	塩河丸山	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
塩河字東山	土石流	G39324K	東山	H24. 12. 28	—	岐阜県告示第 618 号	—
塩河字笹藪	土石流	G39325K	笹藪	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
菅刈字伊洞	急傾斜地の崩壊	11083001	伊洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
菅刈字田畑	急傾斜地の崩壊	11083101	田畑	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
菅刈字泊洞	急傾斜地の崩壊	11451701	菅刈 7	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
菅刈字一ツ尾	急傾斜地の崩壊	11453101	菅刈 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
菅刈字欠ノ下	急傾斜地の崩壊	212525	菅刈 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
菅刈字欠ノ下	急傾斜地の崩壊	212526	菅刈 4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
菅刈字梅洞	急傾斜地の崩壊	212527	御女坂	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
菅刈字小鉢屋	急傾斜地の崩壊	212528	菅刈 5	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
菅刈字小鉢屋	急傾斜地の崩壊	212529	菅刈 6	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
菅刈字札子	急傾斜地の崩壊	312566	菅刈 3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
瀬田字綾ヶ根	急傾斜地の崩壊	11085701	綾ヶ根	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
瀬田字島田	急傾斜地の崩壊	11451201	広眺ヶ丘 2 丁目	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
瀬田字東栄寺洞	急傾斜地の崩壊	11451301	しらさぎ	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
瀬田字奥山	急傾斜地の崩壊	11452301	瀬田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
瀬田字芦洞	急傾斜地の崩壊	11452401	瀬田 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
瀬田字綾ヶ根	土石流	G39003K	神崎西	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
瀬田字東栄寺洞	土石流	G39004K	東栄寺洞	H24. 12. 28	—	岐阜県告示第 618 号	—
瀬田字東栄寺洞	土石流	G39005K	しらさぎ	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
瀬田字若宮	土石流	G39006K	若宮	H24. 12. 28	H26. 03. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 299 号
瀬田字綾ヶ根	土石流	G39302K	綾ヶ根	H24. 12. 28	—	岐阜県告示第 618 号	—
土田字大脇	急傾斜地の崩壊	11451601	大脇 3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
土田字大脇	急傾斜地の崩壊	312560	大脇 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号

土田字大脇	急傾斜地の崩壊	312564	大脇 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
土田字大脇	急傾斜地の崩壊	312565	大脇 4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
長洞字前田	急傾斜地の崩壊	11081801	茗荷洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
長洞字西屋敷	急傾斜地の崩壊	11453801	長洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
長洞字東屋敷	急傾斜地の崩壊	212562	長洞 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
長洞字真長洞	急傾斜地の崩壊	312588	長洞 3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
長洞字仲屋敷	土石流	G39326K	観音洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
西帷子字弁入	急傾斜地の崩壊	11082801	弁入	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
西帷子字門田	急傾斜地の崩壊	11082901	門田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
西帷子字東野	急傾斜地の崩壊	11451501	西帷子 3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
西帷子字一ノ木戸	急傾斜地の崩壊	11452901	石原 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
西帷子字東野	急傾斜地の崩壊	11453001	西帷子 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
西帷子字稻荷前	急傾斜地の崩壊	212523	石原 3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
西帷子字山本	急傾斜地の崩壊	212524	石原 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
西帷子字天下	急傾斜地の崩壊	312563	茗荷	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
西帷子字東野	急傾斜地の崩壊	312571	西帷子 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
西帷子字弁入	土石流	G39020K	弁入	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
西帷子字東野	土石流	G39021K	東野	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
羽崎字天神洞	急傾斜地の崩壊	11085101	中岩 3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
羽崎字中央ヶ根	急傾斜地の崩壊	11085901	一番地	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
羽崎字不孝寺	急傾斜地の崩壊	11086001	不幸寺	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
羽崎字山寺	急傾斜地の崩壊	11086101	三番地	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
羽崎字大洞	急傾斜地の崩壊	11086201	三番地 2	H24. 12. 28	H26. 03. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 299 号
羽崎字大洞	急傾斜地の崩壊	11086301	四番地	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
羽崎字中洞	急傾斜地の崩壊	11452201	中洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
羽崎字東山	急傾斜地の崩壊	212534	羽崎 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字前田	急傾斜地の崩壊	11081901	前田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字前田	急傾斜地の崩壊	11082001	前田 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字五反田	急傾斜地の崩壊	11082101	五反田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字西田	急傾斜地の崩壊	11082201	西田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字二竹	急傾斜地の崩壊	11082301	二タ竹	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字丁字ヶ洞	急傾斜地の崩壊	11082401	丁字が洞	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字竹ノ腰	急傾斜地の崩壊	11082501	竹の腰	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字辻明	急傾斜地の崩壊	11082601	辻明	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字野内	急傾斜地の崩壊	11082701	野内	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字坂井	急傾斜地の崩壊	11453201	東帷子 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字堂ノ下堂	急傾斜地の崩壊	11453701	古瀬	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字大洞	急傾斜地の崩壊	212564	東帷子 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字丁字ヶ洞	急傾斜地の崩壊	312584	美濃田 1	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字河下	急傾斜地の崩壊	312585	古瀬 3	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字深段洞	急傾斜地の崩壊	312586	古瀬 4	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
東帷子字丁字ヶ洞	急傾斜地の崩壊	312587	美濃田 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号

広見字岩花	急傾斜地の崩壊	11451101	山岸	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
緑ヶ丘	急傾斜地の崩壊	11452001	緑が丘 1 丁目	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
緑ヶ丘	急傾斜地の崩壊	11452101	緑が丘 5 丁目 2	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
緑ヶ丘	急傾斜地の崩壊	11452501	緑が丘 3 丁目	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
緑ヶ丘	急傾斜地の崩壊	212533	緑が丘 5 丁目	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
室原字塀後海道	急傾斜地の崩壊	11083701	塀後海道	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
室原字宮前	急傾斜地の崩壊	11452701	宮前	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
室原字亀井	急傾斜地の崩壊	212563	室原	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
室原字塀後海道	土石流	G39019K	塀後海道	H24. 12. 28	—	岐阜県告示第 618 号	—
矢戸字下屋敷	急傾斜地の崩壊	11451801	若葉台 4 丁目	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
矢戸字牛岩	急傾斜地の崩壊	212530	矢戸	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
矢戸字島田	土石流	G39323K	島田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
谷迫間字海道田	急傾斜地の崩壊	11083901	海道田	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
谷迫間字海道田	急傾斜地の崩壊	11451901	谷迫間	H24. 12. 28	H24. 12. 28	岐阜県告示第 618 号	岐阜県告示第 620 号
久々利	土石流	GKA0238019	久々利 4	R03. 09. 24	R03. 09. 24	岐阜県告示第 412 号	岐阜県告示第 414 号

計 220 箇所

○地震後に臨時点検報告する農業用ため池一覧

・震度４以上の地震後に緊急点検を実施するため池一覧（堤高 15m以上のため池）

ため池名	所在地	管理者	堤高
小淵池	久々利柿下入会地字奥磯山 3-105		20.46

・震度５弱以上の地震後及び大雨特別警報発表後に緊急点検を実施するため池

ため池名	所在地	管理者	堤高
馬乗池	柿田 675-5, 690-1, 693, 698	柿田自治会	3.70
北洞上ため池	瀬田字北洞 1619-1	瀬田自治会	9.50
芦洞下池	瀬田字三ツ股 1608-1	瀬田自治会	1.70
芦洞上池	瀬田字芦洞 1652-1	瀬田自治会	5.80
滝ヶ洞池	久々利柿下入会地字滝ヶ洞 570	久々利ため池等管理組合	8.60
新滝ヶ洞池	久々利字滝ヶ洞	久々利ため池管理組合	12.30
中日向上	久々利柿下入会地 477-1	久々利ため池管理組合	2.40
中日向下池	久々利柿下入会地字滝ヶ洞 540	久々利ため池管理組合	4.90
北洞上池	久々利字御履野 361	久々利ため池管理組合	9.90
北洞下池	久々利字御履野 360	久々利ため池管理組合	4.62
田の洞池	久々利柿下入会地字田の洞 302	久々利ため池管理組合	10.90
錠ヶ谷池	久々利柿下入会地奥磯山 3-156	久々利ため池管理組合	11.30
小淵池	久々利柿下入会地字奥磯山 3-105	可児川防災等ため池組合	20.46
鴨池	久々利字梨ノ木 574	久々利ため池等管理組合	5.90
上池	久々利字小豆平 556	久々利ため池等管理組合	6.50
原見	久々利字梨ノ木 572	久々利ため池管理組合	7.40
新池	久々利字宮下 648	久々利ため池等管理組合	3.60
我田池	久々利字栃長 2649	久々利ため池等管理組合	9.80
栃洞池	久々利字栃長 2669	久々利ため池管理組合	4.60
北洞池	久々利字大岩 2711	久々利ため池管理組合	6.70
西ヶ洞池	久々利字北西 2745	久々利ため池管理組合	4.66
酒井池	久々利字東山 2796-7	久々利ため池管理組合	5.60
壇ヶ洞池	久々利柿下入会地字浅間山 98	久々利ため池管理組合	13.20
柿下池	柿下字神崎野 631	可児川防災等ため池組合	13.67
神田洞奥池	柿下字明堂 580	久々利ため池管理組合	5.10
神田洞ため池	柿下字中野 579-5	久々利ため池管理組合	6.70
蔵沢上池	柿下字明同 565	久々利ため池管理組合	5.97
蔵沢下ため池	柿下字高田 302	久々利ため池管理組合	4.18
大池	二野字平ヶ谷 1943	平牧土地改良管理組合	1.30
猿洞池	二野字平ヶ谷 1935	平牧土地改良管理組合	6.59
東山池	羽崎字東山 1384	平牧土地改良管理組合	6.40
竹之洞池	羽崎字塔之洞 1257-1	平牧土地改良管理組合	7.30

燈明洞池	羽崎字大洞 1059	平牧土地改良管理組合	6.40
山寺池	羽生ヶ丘 3 丁目 180	平牧土地改良管理組合	8.41
西洞池	羽崎 413-1	平牧土地改良管理組合	7.95
中川池	広見字山寺前 1036	可児市	1.80
定光寺上池	広見字山寺前 1038	可児市	2.88
定光寺下池	広見字宮ヶ洞前 1020	可児市	2.15
巽ヶ洞池	桜ヶ丘 6 丁目 224	可児市	3.10
桜池	大森字奥山 1501-266	可児川防災等ため池組合	14.05
鶯洞池	大森字奥山 1501-3	大森新田土地改良管理組合	6.12
一ッ谷池	大森字奥山 1501-678	大森土地改良管理組合	13.60
新田下池	大森字藤藪 1484-1	新田水利組合	4.30
長洞池	大森 1684	新田水利組合	5.50
笹洞池	大森字笹洞 1724	大森土地改良管理組合	10.70
三ッ池上池	大森字松伏 1743	大森土地改良管理組合	6.70
三ッ池中池	大森字松伏 1742	大森土地改良管理組合	5.20
三ッ池下池	大森字松伏 1741	大森土地改良管理組合	5.20
藤藪池	大森藤藪 1406	大森土地改良管理組合	6.00
大知洞	大森字瀧沢 1918-1	大森土地改良管理組合	2.70
山本	大森字山本 2002	大森土地改良管理組合	4.70
宮洞池	大森宮町 2076	大森土地改良管理組合	4.26
奥洞上池	大森 993	大森土地改良管理組合	5.60
奥洞下ため池	大森字奥洞 986	大森土地改良管理組合	4.11
西ヶ洞下	大森字宮町 2179	大森土地改良管理組合	2.50
オオガ洞（旧大ヶ洞）	大森字宮町 2196	大森土地改良管理組合	2.50
釜戸洞池（旧釜ヶ洞池）	大森字竹之腰 2391	大森土地改良管理組合	4.20
唐の洞池	大森田白 2793	大森土地改良管理組合	3.90
奥池	今字奥山 1043	今自治会	7.58
中池	今奥山 1042-1	今自治会	7.80
下池	今字池下 156	今自治会	6.00
釜ヶ谷（唐沢）	今字釜ヶ谷 1025-2	今自治会	7.05
新池	今字大之田 179	今自治会	6.19
浦無池	今字浦無 363	今自治会	4.10
青木池	下切字青木 2082	青木自治会	6.34
香ヶ洞池	下切字香ヶ洞 1315	山寺自治会	5.10
山寺洞ため池	下切姫ヶ丘 17	山寺自治会	7.00
古入洞ため池	下切字姫ヶ丘 26	山寺自治会	9.35
宮坂池	下切字姫ヶ丘 42	下切下自治会	5.70
大堤防池	下切谷迫間入会地字番入堂 2-1	谷迫間自治会	6.93

大清水池	谷迫間字大清水 611	谷迫間自治会	4. 81
深山上池	塩河字深山 881	塩河自治会	7. 30
深山池	塩河字塚楽 936	塩河自治会	5. 50
梅ヶ洞上池	塩河字梅ヶ洞 1770	塩河自治会	5. 81
梅ヶ洞下池	塩河字梅ヶ洞 1767	塩河自治会	4. 05
下洞ため池	塩河字下洞 809	塩河自治会	6. 00
勘定寺池	塩河字勘定寺 1876	塩河自治会	6. 45
大明洞池	塩河字大明洞 1915	塩河自治会	5. 70
神明洞池	塩河神明洞 2033	塩河自治会	4. 90
城下池	塩河字城下 60	塩河自治会	5. 40
稲葉ため池	塩河字稲葉 638	塩河自治会	5. 20
溝洞池	塩河字溝洞 219	塩河自治会	5. 50
狐塚池	塩河字狐塚 3552	塩河自治会	3. 20
藤洞池	矢戸字上の 1460-1	矢戸自治会	3. 50
坂戸池	坂戸字明ヶ沢 940	農業大学校	4. 51
滝ヶ洞奥ため池	室原字瀧ヶ洞 903-2	室原自治会	5. 87
滝ヶ洞池	室原字瀧ヶ洞 904	室原自治会	9. 40
三本松池	室原字三本松 1049	室原自治会	5. 99
東洞池	室原字鴨洞 646-1	室原自治会	4. 78
鶉洞池	室原字橙の木 573	室原自治会	3. 80
深谷ため池	長洞字深谷 1115-2	長洞自治会	5. 20
地下ヶ洞池	長洞字地下ヶ洞 1167-1	長洞自治会	4. 08
切塞上池	長洞字切塞 1109	長洞自治会	8. 90
切塞下池	長洞字切塞 1090-1	長洞自治会	5. 00
三ッ釜池	長洞字西屋敷 457	長洞自治会	7. 00
小林池	長洞字小林 236	長洞自治会	4. 05
大善坊池	矢戸字大善坊 32	矢戸自治会	7. 73
荒神堂上池	東帷子字荒神堂 2872	古瀬自治会	7. 20
荒神堂下池	東帷子字荒神堂 2854-2	古瀬自治会	5. 08
深段洞池	東帷子字深段洞 2836	古瀬自治会	4. 28
登立池	東帷子字登り立洞 3018	古瀬自治会	6. 90
杵ヶ洞池	東帷子杵ヶ洞 1968	古瀬自治会	4. 78
三ッ池上池	東帷子字清涼寺 1782	中切農事改良組合	7. 15
三ッ池中池	東帷子字上清涼寺 1781	中切農事改良組合	7. 84
三ッ池下池	東帷子字清涼寺 1778-1	中切自治会	5. 00
鍛冶屋洞池	東帷子字鍛冶屋洞 572-1	中切農事改良組合	5. 20
西ノ股池	東帷子字三ノ股 3404-1-1	美濃田自治会	14. 00
摺鉢池	東帷子字丁字ヶ洞 3540	美濃田自治会	3. 80

広里池	西帷子字広里 1413-1	菅刈自治会	4.10
東洞池	菅刈字東洞 875-2	菅刈自治会	5.42
神山池	西帷子 1308	茗荷自治会	8.10
倉橋（弁入）池	西帷子字倉橋	茗荷自治会	3.80
小畔池	西帷子字小畔 1022	茗荷自治会	2.30
弁入ため池	西帷子字弁入 864	茗荷自治会	5.20
沼田洞池	西帷子字平野 1473	石原自治会	4.80
寺ヶ洞池	西帷子字大欠 21	石原自治会	6.40
島ヶ洞	西帷子字一色野 290	石原自治会	9.00
一の木戸上池	西帷子字一の木戸 335	石原自治会	6.40
一の木戸下池	西帷子山本 487-1	石原自治会	2.80
助太郎池	下恵土 534	可児市	5.00
寺池	今字浦無 337	今自治会	3.31
杉ヶ洞ため池	兼山古城山 1403	兼山水利組合	7.30
やはち洞池	兼山秋葉平 1315	兼山水利組合	5.60
桂洞池（茨洞 2 号）	兼山徳沢 1392	兼山水利組合	9.50
茨洞池（茨洞 1 号）	兼山徳沢 1394	兼山水利組合	10.70
荒神洞ため池	兼山荒神洞 34	兼山水利組合	0.50

計 127 箇所

○重要水防箇所一覧

1 直轄管理区間

<工作物以外 重要度B>

河川名	種 別	左右岸の区別	位 置	地先名	延長(m)	摘 要
木曽川	越水・溢水	左	66.4k ~ 66.6k	土田	150	河積不足
木曽川	堤防断面	左	66.4k-161m ~ 66.8k+68m	土田	440	断面不足

<要注意区間>

河川名	種 別	左右岸の区別	位 置	地先名	延長(m)	摘 要
木曽川	堤防高	左	65.8k-50m ~ 65.8k+50m	土田	100	堤外地民家有

2 県管理区間

河川名	注意度	左右岸の区別	地先名
可児川	A	左右	可児市広見（螢橋から乗里大橋）
久々利川	A	左	下切（田白橋から姫川合流点）
久々利川	B	左右	久々利（久々利2号橋から久々利橋下流100m）
可児川	B	左	土田（木曽川合流点から可児川橋）

[条例等]

○可児市災害対策本部条例

昭和37年9月19日

条例第51号

改正 昭和57年3月25日条例第4号

平成8年6月27日条例第16号

平成24年10月2日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、可児市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所班の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年条例第4号）抄

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則（平成8年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第22号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

○災害救助法の適用基準等

1 災害救助法適用基準

(1) 適用の基準

本市において災害救助法が適用されるのは、次の各号のいずれかに該当する場合である。

- ア 市地域の100世帯以上の住家が滅失したとき。
- イ 県地域の2,000世帯以上の住家が滅失した場合で、市地域の50世帯以上の住家が滅失したとき。
- ウ 県地域の9,000世帯以上の住家が滅失したとき、又は災害が隔絶して地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。
- エ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。

(2) 被害計算の方法

- ア 住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。
- イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、世帯数で計算します。
- ウ 飯場、下宿等の一時的寄宿世帯等は、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をします。
- エ 災害種別の限定はなく、洪水、震災等の自然災害及び火災等人災的なものが対象となります。

2 災害救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間 (災害発生の日から)	実施者の区分
避難所の設置及び収容	7日以内	市本部
炊き出し及び食品の支給	7日以内	市本部
飲料水の供給	7日以内	市本部
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝市本部
医療	14日以内	医療班派遣＝県本部、日赤支部、市本部 その他＝市本部
助産救助	7日以内	
学用品の給与	教科書、教材1カ月以内 文房具及び通学用品15日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当て、配分＝市本部
被災者の救出	3日以内	市本部
埋葬救助	10日以内	市本部
生業資金貸与	1カ月以内	対象者選定＝市本部 決定貸与＝県本部

救助の種類		実施期間	実施者の区分
応急仮設住宅の供与	【建設型仮設住宅】	着工20日以内	市本部
	【借上型仮設住宅】	速やかに提供	市本部
住宅応急修理		1カ月以内	市本部
遺体の捜索		10日以内	市本部
遺体の処理		10日以内	市本部
障害物の除去		10日以内	市本部

3 災害救助法非適用地域に対する県からの財政援助

(1) 適用基準

隣接する市町に災害救助法による救助が実施され、被害の規模が災害救助法施行令別表第1に掲げる3分の1以上であったとき。

(2) 対象となる救助の種類

災害救助法第23条第1項の規定による救助

(3) 対象となる救助の程度、方法及び期間

岐阜県災害救助法施行細則別表第1の基準

○可児市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 8 月 20 日

条例第 32 号

改正 昭和 50 年 7 月 1 日条例第 19 号

昭和 51 年 12 月 23 日条例第 27 号

昭和 53 年 5 月 23 日条例第 18 号

昭和 56 年 6 月 25 日条例第 30 号

昭和 56 年 12 月 28 日条例第 83 号

昭和 57 年 3 月 25 日条例第 4 号

昭和 57 年 10 月 14 日条例第 56 号

昭和 62 年 3 月 25 日条例第 8 号

平成 3 年 12 月 25 日条例第 36 号

平成 31 年 3 月 22 日条例第 4 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 災害弔慰金の支給（第 3 条—第 8 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条—第 11 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条—第 16 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市は、令第 3 条に掲げる災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 箇月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除きその利率を年 3 パーセント以内で規則で定める率とする。

3 保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条に規定する違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 50 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 6 月 1 日から適用する。

付 則 (昭和 51 年条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 51 年 9 月 2 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則 (昭和 53 年条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則 (昭和 56 年条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則 (昭和 56 年条例第 83 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 57 年条例第 4 号) 抄

1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (昭和 57 年条例第 56 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則 (昭和 62 年条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則 (平成 3 年条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「新条例」という。)第 5 条の規定は、平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第 10 条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第 13 条第 1 項の規定は、同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成 31 年条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

○可児市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 8 月 20 日

規則第 20 号

改正 昭和 57 年 4 月 1 日規則第 2 号

昭和 57 年 10 月 14 日規則第 43 号

平成 31 年 3 月 29 日規則第 10 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 災害弔慰金の支給（第 2 条・第 3 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 4 条・第 5 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 6 条—第 18 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、可児市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年可児町条例第 32 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 5 条 市長は、この市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市は、障がい者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する

障がい有することを証明する医師の診断書（別記様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別記様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3箇月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（利率）

第8条 条例第14条第2項の年3パーセント以内で規則で定める率は、1.5パーセントとする。

（貸付けの決定）

第8条の2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別記様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（別記様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書（別記様式第5号。保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

る。

（償還金の支払猶予）

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別記様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（別記様式第 8 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記様式第 9 号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別記様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別記様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別記様式第 12 号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別記様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神若しくは身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別記様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別記様式第 15 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（別記様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 57 年規則第 2 号）

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 57 年規則第 43 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成 31 年規則第 10 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の規定は、この規則の施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

○可児市災害見舞金等支給要綱

平成 22 年 7 月 20 日

訓令甲第 43 号

改正 平成 24 年 7 月 9 日訓令甲第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、可児市内において発生した災害により被害を受けた市民に対し、市が災害見舞金又は災害弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象又は火災により市民の身体又は住家に被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の住民票に記載されていた者をいう。
- (3) 住家 市民が現にその建物を直接居住の用に供しているものをいう。

(災害見舞金等の支給)

第 3 条 市は、市民が災害により被害を受けた場合に、その世帯主又はその遺族に対し、災害見舞金等を支給するものとする。

2 災害見舞金等の支給額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 住家が全壊し、又は全焼したとき 1 世帯につき 10 万円以内
- (2) 住家が半壊し、又は半焼したとき 1 世帯につき 5 万円以内
- (3) 住家が床上浸水したとき 1 世帯につき 1 万円以内
- (4) 市民が死亡し、又は死亡したと推定されるとき 1 人につき 5 万円
- (5) 市民が重傷を負ったとき 1 人につき 2 万円

(支給の制限)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この訓令による災害見舞金等を支給しない。

- (1) 災害が、災害見舞金等を受けるべき者の故意又は重大な過失により発生したとき。
- (2) 前号に規定するほか、市長がこの訓令による災害見舞金等の支給を適当と認めないとき。

附 則

この訓令は、平成 22 年 7 月 20 日から施行し、平成 22 年 7 月 15 日以後に発生した災害に係る災害見舞金等から適用する。

附 則（平成 24 年訓令甲第 70 号）

この訓令は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

○可児市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱

平成 22 年 9 月 1 日

訓令甲第 44 号

改正 平成 28 年 12 月 1 日訓令甲第 39 号

令和 3 年 7 月 1 日訓令甲第 23 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、甚大な自然災害が発生した際に、被災者に対し、その生活及び住宅の再建に資するため、可児市被災者生活・住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で次に掲げるものをいう。

- (1) 岐阜県内又は隣接県内で被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。）が適用されたもの
 - (2) 局部的災害のため法が定める適用要件を満たさないものの、当該局地において相当程度の被害があり、市長が特に必要と認めるもの
- 2 この訓令において「被災世帯」とは、自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
- (1) 全壊世帯（当該自然災害により専ら生活の本拠として現に居住のために使用する住宅（以下「居住用住宅」という。）が全壊した世帯をいう。）
 - (2) 解体世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊し、又は居住用住宅の敷地に被害が生じ、当該居住用住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該居住用住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該居住用住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯をいう。）
 - (3) 長期避難世帯（当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住用住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯をいう。）
 - (4) 大規模半壊世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上の主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成 10 年政令第 361 号）第 2 条に規定するものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該居住用住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前 2 号に掲げる世帯を除く。）をいう。）
 - (5) 中規模半壊世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前 3 号に掲げる世帯を除く。）をいう。）
 - (6) 半壊世帯（当該自然災害により居住用住宅が半壊した世帯（第 2 号から前号までに掲げる世帯を除く。）をいう。）
 - (7) 床上浸水世帯（当該自然災害により居住用住宅が床上浸水又は土石竹林の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯（前各号に掲げる世帯を除く。）をいう。）

(支援対象者)

第 3 条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、自然災害によって、居住用住宅が被害を受けた被災世帯の世帯主とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法の規定に基づき支援を受ける者（中規模半壊世帯であって、その居住用住宅を賃借する世帯の世帯主を除く。）は、この訓令により重複して支援を受けることはできない。

（支援金区分及び交付額）

- 第4条 支援金は、基礎支援金（住宅の被害の程度に応じて交付する支援金をいう。以下同じ。）及び加算支援金（住宅の再建方法に応じて交付する支援金をいう。以下同じ。）とし、その額は、別表に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める額を上限とする。

（交付申請等）

- 第5条 支援対象者は、支援金の交付に係る申請をしようとするときは、可児市被災者生活・住宅再建支援金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 支援金の交付に係る申請の期間は、支援金の交付に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13箇月を経過する日まで、加算支援金にあつては37箇月を経過する日までとする。

（交付決定及び交付）

- 第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があつた場合は、その内容を審査したうえで支援金を交付することを決定したときは可児市被災者生活・住宅再建支援金交付指令書（別記様式第2号）により、支援金を交付しないことを決定したときは可児市被災者生活・住宅再建支援金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、当該申請をした支援対象者に通知する。

- 2 市長は、支援金の交付を決定した場合は、速やかに支援金を交付するものとする。

（状況報告）

- 第7条 支援対象者は、第5条の規定による申請の内容どおりに居住用住宅の再建を完了したことが分かる書類を、可児市被災者生活・住宅再建支援金再建状況報告書（別記様式第4号）により再建完了後速やかに市長に提出するものとする。

（交付決定の取消）

- 第8条 市長は、第6条第1項の規定により支援金の交付決定を受けた支援対象者（以下「支援決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第5条の規定による加算支援金の交付に係る申請の内容どおりに住宅の再建をしなかったとき。
- (3) その他支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、当該支援決定者に、可児市被災者生活・住宅再建支援金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により通知する。

（支援金の返還請求）

- 第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、当該支援決定者に支援金の返還を請求するものとする。

附 則

この訓令は、平成22年9月1日から施行し、平成22年7月15日以後に発生した災害に係る支援金について適用する。

附 則（平成28年訓令甲第39号）

この訓令は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令甲第23号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（単位：千円）

区分	基礎支援金		加算支援金		合計金額
	住宅の被害の程度	金額	住宅の再建方法	金額	
複数世帯	全壊 解体 長期避難	1,000	建設・購入	2,000	3,000
			補修	1,000	2,000
			賃借	500	1,500
	大規模半壊	500	建設・購入	2,000	2,500
			補修	1,000	1,500
			賃借	500	1,000
	中規模半壊	—	建設・購入	1,000	1,000
			補修	500	500
			賃借	500	500
			（法対象者にあっては250）		（法対象者にあっては250）
単身世帯	半壊	500	—	—	500
	床上浸水	300	—	—	300
	全壊 解体 長期避難	750	建設・購入	1,500	2,250
			補修	750	1,500
			賃借	375	1,125
	大規模半壊	375	建設・購入	1,500	1,875
			補修	750	1,125
			賃借	375	750
	中規模半壊	—	建設・購入	750	750
			補修	375	375
			賃借	375	375
			（法対象者にあっては187.5）		（法対象者にあっては187.5）
	半壊	375	—	—	375
	床上浸水	225	—	—	225

（注）

- 1 「複数世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 2 「単身世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 3 2以上の住宅の再建方法に該当する場合の加算支援金の額は、そのうち最も高いものとする。
- 4 「賃借」には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含まない。
- 5 「法対象者」とは、法の規定により被災者生活再建支援金の支給を受ける者をいう。

○可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱

令和2年4月1日

訓令甲第39号

(趣旨)

第1条 この訓令は、地域における防災力の向上を図ることを目的として、市内における自主防災組織等が行う防災訓練、防災設備の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、可児市補助金等交付規則（昭和60年可児市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号に掲げるものとし、第1号に規定する自主防災組織が第3号に規定する自治会又は自治連合会と同一である場合は、自主防災組織としてこの訓令の規定を適用するものとする。

- (1) 自主防災組織
- (2) 自衛消防隊
- (3) 自治会又は自治連合会
- (4) その他市長が認める防災活動を主たる目的とする団体

2 対象団体が補助金の交付を受けようとする場合は、あらかじめ可児市自主防災組織等登録申請書（別記様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号に規定する自治会又は自治連合会についてはこの限りでない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、自主防災組織等登録簿に登録するものとする。

(補助金の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を市長が別に定める期日（以下「締切日」という。）までに、提出しなければならない。

2 前条の締切日は、同一会計年度内に複数の締切日を定めることができる。

(予算の配分)

第4条 市長は、前条第2項の規定により複数の締切日を定めた場合は、当該締切日ごとに、予算を配分することができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる事業を行うために必要な経費ごとに同表の右欄に定める額とし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。ただし、前条の規定により予算を配分した場合における補助金の額は、別に定める。

(補助金の返還)

第6条 市長は、第2条第3項の規定による登録が、偽りその他の不正な手段によりなされた申請に基づくものであるときは、当該登録を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
(可児市防災設備整備事業補助金交付要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。
 - (1) 可児市防災設備整備事業補助金交付要綱(平成5年可児市訓令甲第18号)
 - (2) 可児市自主防災組織育成金交付要綱(平成14年可児市訓令甲第17号)
(経過措置)
- 3 この訓令の施行の日前になされた前項各号の訓令の規定による補助金の交付の申請、決定その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 第2条第1項第2号に規定する自衛消防隊で、この訓令の施行の際現に活動しているものについては、同条第3項の規定による登録をなされたものとみなす。

別表（第5条関係）

事業	内容	補助金の額
防災訓練、防災会議、研修会等	(1) 防災訓練 訓練の実施経費、消火器の詰替費、炊出し用の食材費、事務用品費、お茶代等 (2) 防災会議及び研修会 施設借上料、資料作成費、講師謝礼、お茶代等 (3) 地区別各種マニュアル作成 地区別災害時行動マニュアル、災害時に地域の支援活動をするための名簿作成費等	要した経費の全額。ただし、20万円を限度とする。
防災設備及び備品購入	(1) 消火用設備 ホース、ノズル、ホース等格納箱、ハンドル、可搬ポンプ、吸管、可搬ポンプ用積載車、消火器（屋外用）、半纏等 (2) 救助用備品 担架、リアカー、ジャッキ、バール、チェーンソー、カケヤ等 (3) 救護備品 救急医療セット、毛布、車椅子、AED等 (4) 避難用備品 テント、簡易トイレ、投光器、発電機、無線機、ヘルメット、ベスト、看板、保存用飲食料、炊飯器具、安否確認旗等 (5) 防災資機材等収納設備 防災備蓄倉庫、可搬ポンプ及び積載車両保管用車庫	要した経費の2分の1の額。ただし、30万円を限度とする。
防災設備修繕	(1) 上記防災設備及び備品の修繕補修費	要した経費の2分の1の額。ただし、10万円を限度とする。
防災設備維持管理	(1) 可搬ポンプ用積載車（自動車）の車検代 ただし、税金、印紙代等の法定費用は補助対象外とする。	要した経費の全額。ただし、1台につき5万円を限度とする。
可児市防災リーダー養成講座	(1) 市、県その他地方公共団体が主催する防災リーダー養成講座の受講料	要した経費の全額。ただし、1人につき11,000円を限度とする。

備考

- 別表の右欄ただし書に規定する金額は、同一会計年度における一対象団体に係る各事業の補助金の限度額とする。
- 同一会計年度における一対象団体の補助金の額の合計は、50万円を限度とする。

○可児市木造住宅耐震診断事業実施要綱

平成20年5月15日

訓令甲第41号

改正 平成27年4月1日訓令甲第19号

(目的)

第1条 この訓令は、可児市が行う木造住宅耐震診断事業の実施に必要な事項を定め、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令における用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、在来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法によるものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(2) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱（平成13年11月1日岐阜県要綱）に基づき、岐阜県が主催又は指定する相談士養成講習を修了し、岐阜県知事が登録した者をいう。

(3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会（以下「建防協」という。）発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める診断法に基づき相談士が実施するものをいう。（耐震診断に基づく耐震補強工事の費用に関する情報提供を含む。）

(対象)

第3条 耐震診断の対象となる建築物は、可児市内に存する旧基準木造住宅とする。

2 耐震診断を受けることができる者は、前項に規定する建築物の所有者（特段の理由により所有者が実施できない場合で、市長が適当と認める者を含む。）で市税を滞納していない者（以下「所有者等」という。）とする。

(事業内容)

第4条 市長は、所有者等の要請を受けて相談士を派遣し、耐震診断を実施する。

(診断費用の負担)

第5条 前条の耐震診断に係る費用は、市の負担とする。ただし、所有者等が虚偽の申請その他不正な行為により耐震診断を受けたことが判明したときは、市長は、その耐震診断に係る費用の負担を行わないものとする。

(申込手続)

第6条 耐震診断を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、事前に建防協発行の「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレットに基づく自己診断を行い、その結果を記載した当該パンフレットを添えて、木造住宅耐震診断申込書（別記様式第1号）により市長に申し込むものとする。

(事業実施の通知)

第7条 市長は、前条による申込書を受理したときは、その内容について確認し、この事業の対象であると認めた者（以下「実施対象者」という。）には木造住宅耐震診断実施通知書（別記様式第2号）により、対象でないと認めた者には木造住宅耐震診断実施に関する通知書（別記様式第3号）により、申込者に通知する。

(申込内容の変更等)

第8条 実施対象者は、第6条の規定による木造住宅耐震診断申込書の内容の変更又は取下げをしようと

するときは、木造住宅耐震診断変更・取下届出書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

（診断の中止）

第9条 相談士は、耐震診断の際に対象建築物でないことが判明した場合、この訓令による耐震診断を中止し、その旨を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、木造住宅耐震診断実施に関する通知書（別記様式第5号）により当該実施対象者に通知する。

（診断結果の報告）

第10条 相談士は、耐震診断の結果を実施対象者及び市長に報告するものとする。

（適用除外）

第11条 既にこの訓令に基づく耐震診断を受けた住宅又は自ら耐震診断を実施するにあたり費用の一部に市の補助を受けている住宅については、再度この訓令に基づく相談士の派遣を申し込むことはできないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

附 則（平成27年訓令甲第19号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

○可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱

平成18年 3 月31日

訓令甲第30号

改正 平成20年 5 月15日訓令甲第40号
 平成21年 6 月 1 日訓令甲第34号
 平成25年 7 月 1 日訓令甲第38号
 平成26年 4 月 1 日訓令甲第19号
 平成27年 4 月 1 日訓令甲第22号
 平成28年 3 月31日訓令甲第19号
 平成28年11月 1 日訓令甲第38号
 平成29年 5 月 1 日訓令甲第21号
 平成30年 5 月 1 日訓令甲第25号
 令和2年 5 月 1 日訓令甲第24号

(目的)

第 1 条 この訓令は、地震発生時における既存建築物等の倒壊等による災害の防止を促進するため、岐阜県耐震改修促進計画(以下「県計画」という。)及び可児市耐震改修促進計画(以下「市計画」という。)に基づき予算の範囲内において補助金を交付することについて、可児市補助金等交付規則(昭和 60 年可児市規則第 24 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準建築物 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物(国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。)をいう。
- (2) 木造住宅 旧基準建築物である木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 未満のものに限る。))を含む。)のうち、在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法によるものをいう。
- (3) マンション 旧基準建築物である共同住宅のうち、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3に規定する準耐火建築物であつて、延べ床面積が 1,000 平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が 3 階以上のもの(次号に掲げるものを除く。)をいう。
- (4) 分譲マンション マンションのうち、専有部分の大部分が人の居住の用に供する住宅として、区分所有されるものであり、かつ、建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 3 条の規定による団体(以下「管理組合」という。)又は同法第 47 条に規定する管理組合法人により管理されているものをいう。
- (5) 特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。)第 14 条第 1 号に規定する建築物であつて、旧基準建築物であるものをいう。
- (6) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号の規定により県計画に記載された建築物又は同項第 2 号の規定により県計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。
- (7) 要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。

(8) 緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定する建築物であつて旧基準建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物であるものを除く。)をいう。

(9) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱(平成 13 年 11 月 1 日岐阜県要綱)に基づき、岐阜県知事(以下「知事」という。)が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。

(10) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、修繕、模様替若しくは又は一部の除却をすることをいう。

(11) 特定天井 平成 25 年国土交通省告示第 771 号第 2 に規定する特定天井(国、地方公共団体その他公の機関が所有する建築物に設けられたものを除く。)をいう。

(12) 地域防災計画の避難所等 次のいずれにも該当する建築物をいう。

ア 避難所等として地域防災計画に位置付けられているか又は位置付けられることが確実であること。

イ 10 年間以上避難所等として活用されるものであること。

ウ 災害時に速やかに避難所等として開設可能となる措置が講じられていること。

(補助金交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 知事及び又は市長が行う他の補助金、貸付金、利子補給金等(岐阜県住宅リフォームローン利子補給金を除く。)を受けていない者。ただし、補助対象経費が重複しない場合はこの限りでない。

(2) 市税を滞納していない者

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に定める事業とする。

(1) 建築物耐震診断

ア 木造住宅の長屋若しくは共同住宅又は木造住宅以外の旧基準建築物について実施される耐震診断であること。ただし、要安全確認計画記載建築物を除く。

イ 建築物の構造について、大臣等の特別な認定を受けたものでないこと。

ウ 建築物の所有者(特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者を含む。以下「所有者等」という。)が実施する耐震診断であること。

エ 分譲マンションにあつては、管理組合又は管理組合法人が実施する耐震診断であること。

オ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)の別添の指針(以下「指針」という。)に基づく耐震診断であること。

カ 耐震診断の結果について、別表に掲げる建築物を除き、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会(以下「事務所協会」という。)の耐震評価委員会又は知事の認めた専門機関(以下「専門機関等」という。)に諮られたものであること。

(2) 特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定

ア 対象建築物は、特定建築物(要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物を除く。)及び緊急輸送道路沿道建築物であること。

イ 対象建築物の所有者等が行う事業であること。

ウ 指針に基づく耐震診断の結果、耐震改修促進法第 17 条第 3 項第 1 号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平成 18 年国土交通省告示第 185 号。以下「安全耐震基準」という。)に適合しない場合にあっては、当該基準に適合するための計画の策定であること。

エ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2 項に規定する一級建築士により策定される耐震化のための計画であること。

オ 計画の結果について、専門機関等に諮られたものであること。ただし、建替えの場合を除く。

(3) 木造住宅に係る耐震改修工事

ア 木造住宅対象建築物の所有者等が実施する耐震改修工事であること。

イ 相談士が耐震改修に関する設計及び工事監理を実施する耐震改修工事であること。

ウ 次のいずれかに該当する耐震改修工事であること。

(ア) 相談士が一般財団法人日本建築防災協会の発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」(以下「建防協マニュアル」という。)に基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満とされた木造住宅で、改修後の評点が 1.0 以上となる耐震改修工事であること。

(イ) (ア)に規定する相談士が建防協マニュアルに基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が 0.7 未満とされた木造住宅で、改修後の評点が 0.7 以上 1.0 未満となる耐震改修工事であること。

エ ウ(イ)の場合は、耐震改修工事に併せて地震時に転倒のおそれのある家具等について転倒防止対策を実施すること。

(4) 木造住宅に係る除却工事

ア 対象建築物の所有者等が実施する除却工事であること。

イ 現に居住している一戸建て住宅の全てを解体し、運搬及び処分する除却工事であること。

ウ 相談士が建防協マニュアルに基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満とされた木造住宅の除却工事であること。

エ 事業に要する費用の額(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)が 50 万円以上の除却工事であること。

オ 前号に規定する木造住宅に係る耐震改修工事の実施による補助金の交付を受けていない木造住宅の除却工事であること。

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、適切な分別解体、再資源化等を実施する除却工事であること。

(5)(4) 分譲マンションに係る耐震改修工事

ア 管理組合又は管理組合法人が実施する耐震改修工事であること。

イ 建築士法第 2 条第 2 項の規定による一級建築士により設計及び工事監理される耐震改修工事であること。

ウ 指針に基づく耐震診断の結果、安全耐震基準に適合しない場合に、同基準に適合するための耐震改修工事であること。

エ 耐震改修促進法第 17 条第 3 項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けた耐震改修工事であること。

(6)(5) 特定建築物等耐震改修工事、建替え又は除却

ア 対象建築物は、特定建築物(要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物(地震時に避難者に対する支援、物資調達等で重要な機能を果たすものとして、地域防災計画に位置付けられている建築物又は地方公共団体と協定等を締結している建築物に限る。第 5 条第 4 号において同じ。))又は緊急輸送道路沿道建築物を除く。次条第 1 項第 5 号において同じ。)又は緊急輸送道路沿道建築物であること。

イ 対象建築物の所有者等が実施する耐震改修工事、建替え又は除却であること。

ウ 建築士法第 2 条第 2 項の規定による一級建築士により設計及び工事監理される耐震改修工事、建替え又は除却であること。

エ 指針に基づく耐震診断の結果、安全耐震基準に適合しない場合に、当該基準に適合するための耐震改修工事であること。

オ 特定建築物にあつては、倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいものであること。

カ 緊急輸送道路沿道建築物にあつては、構造が耐震上著しく危険であると認められるもの又は劣化が進んでおりそのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。

キ 改修計画が専門機関等に諮られたものであること。

ク 特定建築物等の耐震改修工事に併せて特定天井の耐震改修工事を行う場合は、指針に基づく耐震診断の結果、当該天井の脱落の危険性があると判断されたもので、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「施行令」という。)第 39 条第 3 項の規定に適合するために行う耐震改修工事であること。

(7)(6) 特定天井の耐震改修工事又は除却

ア 次のいずれかに該当する建築物に設けられた特定天井であること。

(ア) 災害時に重要な機能を果たす建築物

(イ) 固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等の用に供する建築物

イ 当該天井の設置されている建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成 7 年政令第 429 号)第 6 条第 2 項に規定する規模であること。

ウ 当該天井の設置されている建築物は、平成 26 年 3 月 31 日以前に着工された建築物であること。

エ 当該天井の設置されている建築物は、旧基準建築物ではないこと又は指針に基づく耐震診断の結果、安全耐震基準に適合する旧基準建築物であること。

オ 指針に基づく耐震診断の結果、当該天井の脱落の危険性があると判断された特定天井であること。

カ 施行令第 39 条第 3 項の規定に適合するために行う特定天井の耐震改修工事(当該天井を除却する場合を除く。)であること。

キ 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士により設計及び工事監理される特定天井の耐震改修工事又は除却であること。

2 前項の各補助対象事業において、対象建築物に所有者以外の居住者、借受人及び使用者等(以下「居住者等」という。)が存在する場合又は分譲マンションで所有者が複数となる場合は、それぞれの場合において全ての居住者等又は所有者の承諾を得て実施するものであること。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 建築物耐震診断

ア 事業に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)は、一戸建て住宅については 1 戸当たり 134,000 円 136,000 円を限度とし、一戸建て住宅以外の建築物については、次の表に定める費用に延べ床面積を乗じて得た額(以下この号において「事業費」という。)を限度とする。ただし、一戸建て住宅以外の建築物のうち、特定建築物以外の建築物については、事業費又は 1 棟当たり 1,500,000 円のいずれか低い額を限度とする。

補助対象建築物	耐震診断の費用の限度額
延べ床面積 1,000m ² 以内の部分	3,600 円 3,670 円/m ²
延べ床面積 1,000m ² を超え 2,000m ² 以内の部分	1,540 円 1,570 円/m ²
延べ床面積 2,000m ² を超える部分	1,030 円 1,050 円/m ²
イ 一戸建て住宅以外の建築物について、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、その費用の額を 1,570,000 円を限度として事業費(一戸建て住宅以外の建築物のうち、特定建築物以外の建築物については、事業費又は 1 棟当たり 1,500,000 円のいずれか低い額)に加算することができる。	

ウイ 補助金の額は、事業に要する費用の 3 分の 2 以内の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定

ア 事業に要する費用は、次の表に定める費用に延べ床面積を乗じて得た額を限度とする。

補助対象建築物

計画の策定の費用の限度額

延べ床面積 1,000m² 以内の部分 3,060 円 3,110 円/m²

延べ床面積 1,000m² を超え 2,000m² 以内の部分 1,300 円 1,330 円/m²

延べ床面積 2,000m² を超える部分 870 円 890 円/m²

イ 補助金の額は、事業に要する費用の 9 分の 4 以内の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 木造住宅及び分譲マンションに係る耐震改修工事

ア 木造住宅に係る事業(木造住宅に係る除却工事を除く。この号において同じ。))に要する費用は、1 戸当たり 1,200,000 円を限度とし、耐震改修に関する設計費用及び工事監理費用を含むものとする。

イ 分譲マンションに係る事業については、社会資本総合整備計画(社会資本整備総合交付金の交付を受けて社会資本の整備その他の取組を行うため定められた計画をいう。以下同じ。))による効果促進事業により社会資本整備総合交付金の活用が可能な場合に限り実施するものとし、当該事業に要する費用は、建築物の耐震改修工事に要する費用に 0.23 対象建築物の延べ床面積に 1 平方メートル当たりの単価 50,200 円を乗じて得た額とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、対象建築物の延べ床面積に 1 平方メートル当たりの単価 83,800 円 82,300 円を乗じて得た額に 0.23 を乗じて得た額を限度とし、その他の工法による場合は対象建築物の延べ床面積に 1 平方メートル当たりの単価 49,300 円を乗じて得た額に 0.23 を乗じて得た額を限度とする。

ウ 補助金の額は、次に掲げる額の合計とする。

(ア) 木造住宅に係る事業にあつては事業に要する費用の 2 分の 1 以内の額、分譲マンションに係る事業にあつては事業に要する費用の 3 分の 1 以内の額。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(イ) 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 19 の 2に規定する所得税額の特別控除の額

エ 住宅耐震改修工事に対する補助金の交付に当たっては、あらかじめウ(イ)の額を差し引いて、ウ(ア)の額を交付するものとする。

(4) 木造住宅に係る除却工事

ア 事業に要する費用は、1 戸当たり 1,305,000 円を限度とする。

イ 補助金の額は、次に掲げる額の合計とする。

(ア) 事業に要する費用に 0.23 を乗じて得た額以内の額とし、1 戸当たり 300,000 円を限度とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(イ) 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2に規定する所得税額の特別控除の額

ウ 除却工事に対する補助金の交付に当たっては、あらかじめイ(イ)の額を差し引いて、イ(ア)の額を交付するものとする。

(5)(4) 特定建築物等耐震改修工事、建替え又は除却

ア 特定建築物(要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物又は緊急輸送道路沿道建築物を除く。エにおいて同じ。))の事業に要する費用は、耐震改修工事、建替え又は除却に要する費用費(天井の耐震改修工事費を除く。き、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分)に 0.23 を乗じて得た額とし、対象建築物の延べ床面積に 1 平方メートル当たりの単価 51,200 円(マンションにあっては 50,200 円)を乗じて得た額を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると市長が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は、対象建築物の延べ床面積に 1 平方メートル当たりの単価 82,300 円 83,800 円を乗じて得た額に 0.23 を乗じて得た額を限度とし、その他の工法による場合は対象建築物の延べ床面積に 1 平方メートル当たりの単価 50,300 円(マンションにあっては 49,300 円)を乗じて得た額に 0.23 を乗じて得た額を限度とする。

イ 緊急輸送道路沿道建築物の事業に要する費用は、耐震改修工事、建替え又は除却(天井の耐震改修工事費を除く。建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分)を行う対象建築物の延べ床面積に 1 平方メートル当たりの単価 50,300 円(マンションにあっては 49,300 円)を乗じて得た額を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、対象建築物の延べ床面積に 1 平方メートル当たりの単価 82,300 円を乗じて得た額を限度とする。

イウ ア及びイの事業に併せて特定天井の耐震改修工事を行う場合、ア及びイの事業に要する費用に次号アに規定する特定天井の耐震改修工事の事業に要する費用を加算する。

ウエ ア特定建築物の場合における補助金の額は、特定建築物の事業に要する費用(アに規定する限度額の範囲内に限る。)に 0.23 を乗じて得た額以内の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

エオ イ緊急輸送道路沿道建築物における補助金の額は、緊急輸送道路沿道建築物の事業に要する費用(イに規定する限度額の範囲内に限る。)の 3 分の 2 以内の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(6)(5) 特定天井の耐震改修工事又は除却

ア 特定天井の事業に要する費用は、特定天井面積に 1 平方メートル当たりの単価 31,000 円 31,600 円を乗じて得た額に 0.23 を乗じて得た額とする。ただし、本文に規定する単価においては、ネット等による落下防止措置を行う場合は 13,400 円 13,600 円、構造計算が必要な天井の耐震改修を行う場合は 70,000 円 71,300 円とし、平均天井高が 10 メートルを超える場合にあっては、高さ 3 メートル毎に 3,090 円 3,150 円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,290 円 9,460 円を減ずるものとする。

イ 地域防災計画の避難所等を除く建築物の場合、アにおける補助金の額は、事業に要する費用に 0.23 を乗じて得た額以内の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

ウ 地域防災計画の避難所等の場合、アにおける補助金の額は、事業に要する費用の 3 分の 2 以内の額とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 前項第 3 号の規定による事業のうち、社会資本総合整備計画(社会資本整備総合交付金の交付を受けて社会資本の整備その他の取組を行うため定められた計画をいう。以下同じ。)による基幹事業により社会資本整備総合交付金の活用が可能な場合であって前条第 1 項第 3 号ウ(ア)に規定する工事に限り、事業に要する費用に 0.115 を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を 1 戸当たり 411,000 円を限度として上乗せする。ただし、当該工事において、市計画に位置付けられた可児市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき積極的な取組が実施される場合は、事業に要する費用から耐震改修に関する設計費用及び工事監理費用を除いた改修工事費用に 0.4 を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、1 戸当たり 500,000 円を限度として上乗せすることができる。

3 前項の場合において、第 1 項第 3 号アの規定のうち、限度に係る規定及び次項の規定は適用しない。

4 第 1 項第 3 号の規定による事業のうち、社会資本総合整備計画による効果促進事業により社会資本整備総合交付金の活用が可能な場合であって前条第 1 項第 3 号ウ(イ)に規定する工事に限り、事業に要する費用に 0.115 を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を 1 戸当たり 240,000 円を限度として上乗せする。

5 第 1 項第 3 号の規定による事業のうち、社会資本総合整備計画により社会資本整備総合交付金の活用が可能な場合であって前条第 1 項第 4 号に規定する工事に限り、事業に要する費用の 10 分の 2 以内の額を上乗せする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則に定める交付申請書に、次に掲げる実施計画書に係る書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 第4条第1項第1号による事業にあつては、建築物耐震診断実施計画書(別記様式第1号)
- (2) 第4条第1項第2号による事業にあつては、特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定実施計画書(別記様式第2号)
- (3) 第4条第1項第3号による事業にあつては、木造住宅に係る住宅耐震改修工事実施計画書(別記様式第3号)
- (4) 第4条第1項第4号による事業にあつては、木造住宅に係る除却工事実施計画書(別記様式第3号の2)
- (5)(4) 第4条第1項第4号第4条第1項第5号による事業にあつては、分譲マンションに係る住宅耐震改修工事実施計画書(別記様式第4号)
- (6)(5) 第4条第1項第5号第4条第1項第6号による事業にあつては、特定建築物等耐震改修工事、建替え又は除却実施計画書(別記様式第5号)
- (7)(6) 第4条第1項第6号第4条第1項第7号による事業にあつては、特定天井耐震改修工事又は除却実施計画書(別記様式第6号)

2 第4条第2項に該当するときは、居住者等承諾書(別記様式第7号)を前項各号の実施計画書に添えて提出するものとする。

(実施計画の変更等)

第7条 申請者は、前条第1項各号の実施計画書の内容に変更が生じた場合、直ちに規則に定める変更申請書に変更後の実施計画書を添付して市長に提出し、承認又は指示を受けるものとする。

2 事業を中止した場合は、建築物等耐震化促進事業実施計画中止届出書(別記様式第8号)を提出するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに規則に定める実績報告書に、次に掲げる書類に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 第4条第1項第1号による事業にあつては、建築物耐震診断完了実績報告書(別記様式第9号)
- (2) 第4条第1項第2号による事業にあつては、特定建築物等耐震改修又は建替えのための計画の策定完了実績報告書(別記様式第10号)
- (3) 第4条第1項第3号から第6号第3号及び第5号から第7号までによる事業にあつては、耐震改修完了実績報告書(別記様式第11号)
- (4) 第4条第1項第4号による事業にあつては、木造住宅に係る除却工事完了実績報告書(別記様式第12号)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(可児市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱等の廃止)

2 可児市木造住宅耐震診断助成事業実施要綱(平成14年可児市訓令甲第25号)は、廃止する。

3 可児市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱(平成16年可児市訓令甲第41号)は、廃止する。

4 第5条第2項に規定する事業については、平成30年3月31日までに実施が完了する事業に限り、事業に要する費用に0.115を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)及び150,000円の合計額を1戸当たり561,000円を限度として上乗せする。

5 前項の場合において、第5条第1項第2号アの規定のうち、限度に係る規定は適用しない。

附 則(平成20年訓令甲第40号)

1 この訓令は、平成20年5月15日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年訓令甲第 34 号)

1 この訓令は、平成 21 年 6 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年訓令甲第 38 号)

1 この訓令は、平成 25 年 7 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、施行日以後の申請について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年訓令甲第 19 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年訓令甲第 22 号)

1 この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行日の以後の申請について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年訓令甲第 19 号)

1 この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の交付申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の交付申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年訓令甲第 38 号)

1 この訓令は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請について適用し、施行の日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年訓令甲第 21 号)

1 この訓令は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年訓令甲第 25 号)

1 この訓令は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年訓令甲第 24 号)

1 この訓令は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

2 この訓令による改正後の可児市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

構造	規模 階数 用途
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造鉄骨造	次のいずれかに該当する建築物 ・延べ床面積 1,000m ² 以下 ・地上階数 2 以下 ・一戸建ての住宅
木造	次のいずれにも該当する建築物 ・延べ床面積 1,000m ² 以下(平屋建てを除く。) ・高さ 13m 以下 ・軒の高さ 9m 以下 ・階数 2 以下

○可児市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

平成 30 年 9 月 1 日

訓令甲第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地震によるブロック塀等の倒壊による被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止するため、ブロック塀等の撤去を行う所有者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、可児市補助金等交付規則(昭和 60 年可児市規則第 24 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 42 条に規定する道路のほか、一般の用に供している不特定の者が通行する道をいう。
- (2) 公共施設等 道路以外の学校、公園、地区センター等その他これらに類する公共施設で多数の者が利用する施設をいう。
- (3) ブロック塀等 コンクリートブロック、れんが、大谷石等の組積造の塀その他これらに類する塀をいう。
- (4) 所有者 ブロック塀等の所有者をいう。ただし、特段の事由により所有者が撤去を実施できない場合は、市長が適当と認める者を含む。
- (5) 撤去 ブロック塀等の基礎を含む全て又は一部を取り除くことをいう。ただし、一部を取り除く場合は、ブロック塀等の高さを 60 センチメートル以下とするものとし、法第 42 条第 2 項に規定する道路に面するものは、地盤面までを取り除くものに限る。
- (6) 申請者 この訓令に定めるところにより補助金の交付を受け、ブロック塀等の撤去を実施しようとする者をいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助金の交付を受ける者は、次項に掲げる補助対象ブロック塀等の所有者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる者
- (2) 道路改良その他の公共事業の補償の対象となるブロック塀等の撤去を行う者
- (3) ブロック塀等の撤去に係る他の制度による補助等の交付を受けている者
- (4) 同一の利用に供されている敷地において、過去にこの訓令に定める補助金の交付を受けている者
- (5) 市税を滞納している者

2 補助金の交付の対象となるブロック塀等は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に存するブロック塀等で、道路及び公共施設等に面する高さが 60 センチメートルを超えるもの。
- (2) 道路又は公共施設等の接する部分からブロック塀までの距離がブロック塀等の高さ以内のもの。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、ブロック塀等の撤去に要する費用(撤去するブロック塀等の処分に要する経費を含む。)と撤去するブロック塀等の長さにより 1 メートル当たり 1 万円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の 3 分の 2 以内の額とし、10 万円を限度とする。ただし、1,000 円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 ブロック塀等の撤去に要する費用の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)に相当する額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税から控除する場合には、当該消費税に相当する額を減額した額とする。

(事前相談)

第5条 申請者は、次条の規定による申請の前に、市長に事前相談を行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する事前相談があった場合は、必要に応じて現地調査を行うことができる。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、ブロック塀等の撤去に関する請負契約の締結前かつブロック塀等の撤去に着手する前に、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去場所の位置図
- (2) 撤去工事の内容を表した図書(配置図、立面図等)
- (3) 撤去工事費の見積書の写し
- (4) 撤去するブロック塀等の写真(全景、前面道路又は公共施設等、危険箇所等)
- (5) 敷地の所有者が分かる書面
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、ブロック塀等撤去費補助金交付指令書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定において必要と認めたときは、条件を付することができる。

(交付申請の内容の変更等)

第7条 申請者は、前条に規定する交付申請書の内容に変更が生じた場合(軽微な変更で、補助金の額に変更を生じないものを除く。)は、直ちにブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書(別記様式第3号)に当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、変更内容を適当と認めたときは、ブロック塀等撤去費補助金交付変更指令書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条第1項の規定による申請を取り下げるときは、ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告等)

第9条 申請者は、ブロック塀等の撤去が完了したときは、ブロック塀等撤去完了実績報告書(別記様式第6号)を次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事費の領収書の写し
- (2) 撤去工事後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、報告の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等撤去費補助金交付額確定通知書(別記様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求及び交付)

第10条 申請者は、前条第2項による通知を受けたときは、ブロック塀等撤去費補助金交付請求書(別記様式第8号)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、申請者が規則第13条各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、その者に対してその理由を示さなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第 9 条第 2 項に規定する通知を受けた者に限り、同日後もなおその効力を有する。

附 則(平成 31 年訓令甲第 5 号)

この訓令は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年訓令甲第 8 号)

この訓令は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年訓令甲第 5 号)

この訓令は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

○住宅の確保・修繕等の種別

対 策 種 別			内 容
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	り災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存施設・公営所	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 公庫・金融・融資	(1) 災害復興住宅建設補修資金	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		(2) 一般個人住宅災害特別貸付	
		(3) 地すべり関連住宅貸付	
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
	5 災害救助法による仮設住宅建設・借上		自らの資力では応急修理をすることができない者に対して市が仮設の住宅を建設・借上する。
住宅の修繕	1 自費修繕		り災者が自力（自費）で修繕をする。
	2 資金・融資	(1) 公庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		自らの資力では応急修理をすることができない者に対して市が応急的に修理する。
	4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
障害物の除去等	1 自費除去		り災者が自力（自費）で除去する。
	2 除去費等の融資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために市が除去する。
	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

※対策順位は、種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

※住宅の確保のうち3の融資、4及び5の建設は、住家の全焼、全流出及び全壊した世帯を対象としたものをいう。

※住宅の修繕のうち2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流出した世帯を対象としたものをいう。

※障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害があるものの除去等をいう。

○避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ① 要介護認定を受けている者（以下、要介護認定者）
 - ② 身体障害者手帳 1・2 級を所持する身体障がい者（以下、身体障がい者）
 - ③ 療育手帳 A・A 1・A 2 を所持する知的障がい者（以下、知的障がい者）
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する精神障がい者（以下、精神障がい者）
 - ⑤ 妊産婦（妊娠から出産後 1 年以内の者）
 - ⑥ 難病の患者に対する医療等に関する法律の第 7 条第 1 項に規定する指定難病の患者
 - ⑦ ①から⑥以外で市長が特に支援の必要を認める者
- ①から⑥のうち、特に支援を必要とする者及び⑦に該当する者を避難行動要支援者として名簿に掲載する。

2 避難支援等関係者となる者

- ① 消防機関（可茂消防事務組合、可児市消防団）
- ② 警察（可児警察署）
- ③ 自治会
- ④ 民生児童委員

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者のうち、要介護認定者は介護保険課、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者は福祉支援課、妊産婦は健康増進課、難病患者は岐阜県保健医療課がそれぞれ持っている台帳に掲載されているので、これらの台帳から入手する。

4 名簿の更新に関する事項

- ① 新たに当市に転入してきた要介護認定者・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・妊産婦、新たに要介護認定・障がい認定を受けた者・妊娠した者のうち、避難行動要支援者に該当する者を毎年度少なくとも 1 回更新して避難行動要支援者名簿に掲載する。
- ② 転出や死亡等により住民登録の変更が生じた者、老人福祉施設・障害者福祉施設等の社会福祉施設に入所した者、出産後 1 年経過した者のうち、避難行動要支援者に該当する者を毎年度少なくとも 1 回は更新して避難行動要支援者名簿から削除する。

5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため市が求める措置及び市が講ずる措置

- ① 避難行動要支援者名簿を提供する際には、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ② 避難支援関係者のうち、自治会・民生児童委員については、該当する地域の避難行動要支援者名簿に限り提供する。
- ③ 避難支援等関係者の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するように指導する。
- ④ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿を保管するように指導する。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないことを指導する

6 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

- ① 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの基準により、避難準備情報・避難勧告・避難指示を適時適切に発令・伝達する。
- ② 避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいるため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階

での避難行動を促進できるよう、以下の点に配慮する。

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- ・高齢者や障がい者に合った必要な情報を選んで伝えること
- ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

7 避難支援等関係者の安全確保

- ① 避難支援等関係者に対して、自身の生命を守ることが最優先であり、その上で避難行動要支援者の避難支援を行うよう、避難行動要支援者名簿を提供する際に徹底する。
- ② 避難行動要支援者に対して、避難支援等関係者はできる限り支援するが、支援できない可能性もあることを説明する。

可児市災害支援対策本部設置要綱

(目的)

第1条 平成〇〇年〇月に係る被災者に対する支援を行うため、可児市災害支援対策本部（以下「支援本部」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 支援本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、共有及び提供に関すること。
- (2) 人員、物資その他の支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援本部の設置目的を達成するために必要なこと。

(構成等)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長及び本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順序は、副市長を第1順位、教育長を第2順位とする。

(災害支援体制)

第4条 支援本部の下部組織として、別表のとおり災害支援体制を組織する。

- 2 災害支援体制に基づく部署は、本部員の指揮命令のもと、担当事務を司る。

(支援本部会議)

第5条 本部長は、第2条の事務を推進するため、必要に応じて本部長、副本部長及び本部員をもって組織する支援本部会議（以下「本部会議」という。）を開催することができる。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、その会議の議長となる。

(庶務)

第6条 支援本部及び本部会議の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成30年7月10日から施行する。

可児市災害支援対策本部組織

支 援 本 部	(本部長) 市長 (副本部長) 副市長 (副本部長) 教育長	
	(本部員) 総務部長、建設部長、市長公室長、企画部長、観光経済部長、文化スポーツ部長、市民部長、福祉部長、こども健康部長、水道部長、教育委員会事務局長	
	事務局 総務部 防災安全課	秘書広報課

災 害 支 援 体 制	部署	共通の役割	各所属の役割
	総務部	- 被災地への職員派遣 - 所掌事務に関し、避難民を受入れる場合に生じる事務の整理	- 情報集約 - 総合調整及び支援本部の庶務 - 備蓄物資による支援
	市長公室		- 職員派遣の準備 - 広報
	企画部		財政措置
	観光経済部		市内の宿泊施設の活用
	文化スポーツ部		所管する施設の活用
	市民部		- 所管する施設の活用 - 火葬場の使用 - 災害ごみの受入
	福祉部		- 職員派遣（保健師） - 義援金及び支援物資の受付等 - ボランティアの総合調整
	こども健康部		職員派遣（保健師等）
	建設部		- 職員派遣（応急危険度判定士、技師等） - 市営住宅
	水道部		職員派遣（給水、復旧、技師等）
	教育委員会事務局		- 児童、生徒の受入れ - 学校の活用

[可児市地域防災計画に係る個別計画等]

○可児市地域防災計画に係る個別計画・マニュアル

No	個別計画・マニュアル等	策定日 又は更新日	担当課等	可児市地域防災計画 掲載ページ		
				風水害編	地震編	原子力/事故災害編
1	災害対策業務マニュアル	令和 03 年 09 月	秘書広報課	26	30	11, 23
2	救援物資集積配分マニュアル	平成 31 年 04 月	企業誘致課	31, 37	16, 35, 41	-
3	地区別災害時行動マニュアル	自治会毎に更新	防災安全課 (各自治会等)	4, 17, 19, 21	5, 22	-
4	地区別防災備蓄計画	自治会毎に更新	防災安全課 (各自治会等)	5	6	-
5	緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画(年次整備計画)	毎年度更新	防災安全課	6	7	-
6	避難所等サイン計画	平成 30 年 12 月	防災安全課	-	11	-
7	災害情報収集マニュアル	平成 30 年 12 月	防災安全課	16	20	6
8	職員参集マニュアル	令和 03 年 04 月	防災安全課	18	23	9
9	災害時通信手段確認マニュアル	平成 30 年 12 月	防災安全課	25	29	10, 21
10	災害対策本部運用マニュアル	令和 03 年 04 月	防災安全課	16, 18, 20	20, 23	6, 9
11	可児市地震時業務継続計画	毎年度更新	防災安全課	-	21, 23	-
12	各課業務継続計画	毎年度更新	各課	-	21	-
13	原子力災害避難計画	令和 02 年 03 月	防災安全課	-	-	4, 14
14	環境放射線モニタリング計画	平成 29 年 03 月	防災安全課	-	-	7, 12, 15, 17
15	放射能汚染に関する Q & A	平成 29 年 03 月	防災安全課	-	-	11
16	わが家のハザードマップ	自治会毎に更新	防災安全課 (各自治会等)	3, 4, 7	4, 5, 10	-
17	可児市地震防災マップ	平成 29 年 06 月	防災安全課	-	4	-
18	可児市防災ガイドブック	平成 24 年 03 月	防災安全課	3	4, 8	-
19	災害時行動指針	平成 31 年 01 月	防災安全課	3	4, 8, 25	-
20	可児市防災ガイドブック（外国語版）	平成 24 年 03 月	防災安全課	3	4	-
21	自主防災組織活動指針	自治会毎に更新	防災安全課 (各自治会等)	4	5	-
22	可児市避難所運営マニュアル指針 (新型コロナウイルス感染症対策編 を含む)	令和 02 年 05 月	防災安全課	8, 21, 22, 24 , 31, 33, 34	11, 25, 26, 28 , 35, 37, 38	-
23	災害時消防団活動要領	令和 03 年 04 月	防災安全課	17, 19	22	-
24	避難情報の判断・伝達マニュアル	令和 03 年 11 月	防災安全課	20, 22, 24	27	-
25	可児市多文化共生推進計画	令和 02 年 03 月	人づくり課	3	4	-
26	地区別災害時緊急連絡網等	毎年度更新	地域振興課 (各自治会等)	16	20	6
27	可児市災害時多言語支援センター設置運営マニュアル	平成 28 年 02 月	人づくり課	23	27	-
28	可児市災害時ペット救護マニュアル	平成 30 年 03 月	環境課	8, 21	11, 25	-
29	可児市災害廃棄物処理計画	令和 03 年 03 月	環境課	34	38	-

30	地区別避難行動要支援者避難支援計画	自治会毎に更新	防災安全課 (各自治会等)	9	12	-
31	可児市災害義援金募集配分マニュアル	令和 03 年 06 月	高齢福祉課	44	48	-
32	避難行動要支援者支援マニュアル	令和 04 年 03 月	防災安全課	10, 24	13, 28	-
33	可児市社会福祉協議会ボランティアセンター運営規程	平成 03 年 04 月	高齢福祉課 (社会福祉協議会)	14	18	-
34	可児市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル	平成 30 年 03 月	高齢福祉課 (社会福祉協議会)	14, 39	18, 43	-
35	保育園幼稚園危機管理マニュアル	令和 03 年 03 月	こども課	29	33	-
36	可児市災害救急医療マニュアル	平成 30 年 02 月	健康増進課	28	32	25
37	都市計画マスタープラン	平成 28 年 12 月	都市計画課	-	9	-
38	可児市緊急輸送道路防災マニュアル	令和 02 年	土木課	-	16	-
39	可児市洪水・土砂災害ハザードマップ	令和 03 年 06 月	土木課	3	-	-
40	可児市橋梁長寿命化修繕計画	平成 31 年 01 月	土木課	-	9	-
41	応急仮設住宅建設マニュアル	令和 03 年 07 月	施設住宅課 (県都市建設部住宅課)	41	45	-
42	可児市応急仮設住宅の入居者募集要領	平成 26 年 02 月	施設住宅課	41	45	-
43	可児市耐震改修促進計画	令和 03 年 03 月	建築指導課	-	8, 9	-
44	被災建築物応急危険度判定(実施本部業務マニュアル)	平成 30 年 05 月	建築指導課	-	23, 45	-
45	交通規制マニュアル	随時更新	管理用地課	30	34	27
45	可児市水道施設災害対策マニュアル	令和 03 年 09 月	水道課	6, 31, 32	7, 17, 35, 36	-
46	下水道事業業務継続計画(下水道BCP)	令和 03 年 04 月	下水道課	32	17, 36	-
47	防災を含む安全に関する教育の指導計画	随時更新	学校教育課 (文部科学省)	11	14	-
48	危険等発生時対処要領	毎年度更新	教育総務課 (各学校)	11, 29	14, 33	-
49	地域危険度マップ(建物全壊率)	平成 31 年 03 月	防災安全課	-	4	-
50	可児市福祉避難所開設・運営マニュアル	令和 4 年 3 月	高齢福祉課	8, 22, 24	11, 26, 28	-
51	賃貸型応急住宅実施マニュアル	令和 3 年 06 月	施設住宅課	41	45	-
52	応急修理実施マニュアル	令和 2 年 01 月	施設住宅課	41	45	-
53	環境課BCP	令和 3 年 06 月	環境課	34	38	-

計 53 種類

○地区防災計画

地区防災計画ガイドライン（内閣府）において、次のように示されている。

【地区防災計画ガイドライン（内閣府）より抜粋】

地区防災計画とは

従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。

しかし、東日本大震災において、自助・共助・公助が連携することによって大規模広域災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識されました。

その教訓を踏まえて、平成 25 年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

市町村地域防災計画に地区防災計画を規定する方法

- ①市町村防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として市町村地域防災計画に規定する
- ②地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、市町村防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて市町村防災会議が、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める

当市では現在、上記②の方法により、下記の計画が地区防災計画として規定されています。

団体名	計画名	登録月
若葉台自治会	若葉台自治会地区防災計画	令和 4 年 3 月